

平成25年第1回皆野町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
3月12日（火）	
○開会及び開議	6
○議案等の説明のため出席した者の紹介	6
○町長挨拶	6
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	8
○諸般の報告	8
○農業委員会委員の推薦について	10
○町政に対する一般質問	11
1番 小 杉 修 一 議員	11
3番 常 山 知 子 議員	16
10番 林 豊 議員	21
7番 新 井 康 夫 議員	31
12番 内 海 勝 男 議員	37
○町長提出議案の報告及び一括上程	43
○議案第1号の説明、質疑、討論、採決	43
・議案第1号 皆野町新型インフルエンザ等対策本部に関する条例の制定について	
○議案第2号の説明、質疑、討論、採決	45
・議案第2号 皆野町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について	
○議案第3号の説明、質疑、討論、採決	46
・議案第3号 皆野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	
○議案第4号の説明、質疑、討論、採決	50
・議案第4号 皆野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	
○議案第5号の説明、質疑、討論、採決	51
・議案第5号 皆野町町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について	
○議案第6号の説明、質疑、討論、採決	55
・議案第6号 皆野町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について	

○議案第 7 号の説明、質疑、討論、採決	5 8
・議案第 7 号 皆野町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について	
○議案第 8 号の説明、質疑、討論、採決	5 9
・議案第 8 号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	
○議案第 9 号の説明、質疑、討論、採決	6 2
・議案第 9 号 障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について	
○日程の追加	6 3
○議案第 1 0 号の説明、質疑、討論、採決	6 3
・議案第 1 0 号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第 1 1 号の説明、質疑、討論、採決	6 5
・議案第 1 1 号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第 1 2 号の説明、質疑、討論、採決	6 6
・議案第 1 2 号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第 1 3 号の説明、質疑、討論、採決	6 8
・議案第 1 3 号 皆野町学校給食センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○答弁の保留について	6 9
○議案第 1 4 号の説明、質疑、討論、採決	7 0
・議案第 1 4 号 皆野町営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第 1 5 号、議案第 1 6 号の説明、質疑、討論、採決	7 1
・議案第 1 5 号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	
・議案第 1 6 号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について	
○延会について	7 2
○次会日程の報告	7 2
○延 会	7 2

3月13日（水）

○開 議	7 5
○議事日程の報告	7 5
○議案第17号の説明	7 5
・議案第17号 平成25年度皆野町一般会計予算	
○議案第18号の説明	8 4
・議案第18号 平成25年度皆野町国民健康保険特別会計予算	
○議案第19号の説明	8 8
・議案第19号 平成25年度皆野町介護保険特別会計予算	
○議案第20号の説明	9 1
・議案第20号 平成25年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算	
○次会日程の報告	9 3
○散 会	9 3



3月14日（木）

○開 議	9 7
○議事日程の報告	9 7
○議案第17号の質疑、討論、採決	9 7
・議案第17号 平成25年度皆野町一般会計予算	
○議案第18号の質疑、討論、採決	1 4 7
・議案第18号 平成25年度皆野町国民健康保険特別会計予算	
○議案第19号の質疑、討論、採決	1 4 7
・議案第19号 平成25年度皆野町介護保険特別会計予算	
○議案第20号の質疑、討論、採決	1 4 9
・議案第20号 平成25年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算	
○議案第21号の説明、質疑、討論、採決	1 5 0
・議案第21号 平成24年度皆野町一般会計補正予算（第5号）	
○議案第22号の説明、質疑、討論、採決	1 5 7
・議案第22号 平成24年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	
○議案第23号の説明、質疑、討論、採決	1 5 9
・議案第23号 平成24年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第3号）	
○議案第24号の説明、質疑、討論、採決	1 6 1
・議案第24号 平成24年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
○同意第1号の説明、質疑、討論、採決	1 6 2
・同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦について	
○同意第2号、同意第3号の説明、質疑、討論、採決	1 6 3

・ 同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	
・ 同意第 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	
○ 日程の追加	1 6 3
○ 議員提出議案の報告及び一括上程	1 6 4
○ 発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 4
・ 発議第 1 号 皆野町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	
○ 発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 5
・ 発議第 2 号 皆野町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	
○ 議会運営委員会の閉会中の継続調査について	1 6 6
○ 議決事件の字句及び数字等の整理	1 6 6
○ 閉会について	1 6 6
○ 閉 会	1 6 7

○ 招 集 告 示

皆野町告示第7号

平成25年第1回皆野町議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年3月7日

皆野町長 石 木 戸 道 也

1 期 日 平成25年3月12日

2 場 所 皆野町役場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	小	杉	修	一	議員	2 番	宮	前		司	議員
3 番	常	山	知	子	議員	4 番	若	林	光	雄	議員
5 番	大	澤	金	作	議員	6 番	新	井	達	男	議員
7 番	新	井	康	夫	議員	8 番	大	野	喜	明	議員
9 番	大	澤	徑	子	議員	10 番	林			豊	議員
11 番	四	方	田	実	議員	12 番	内	海	勝	男	議員

不応招議員（なし）

平成25年第1回皆野町議会定例会 第1日

平成25年3月12日（火曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、農業委員会委員の推薦について

1、町政に対する一般質問

1 番 小 杉 修 一 議員

3 番 常 山 知 子 議員

10 番 林 豊 議員

7 番 新 井 康 夫 議員

12 番 内 海 勝 男 議員

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第 1 号 皆野町新型インフルエンザ等対策本部に関する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第 2 号 皆野町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第 3 号 皆野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第 4 号 皆野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第 5 号 皆野町町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第 6 号 皆野町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第 7 号 皆野町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第 8 号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についての説明、質疑、

討論、採決

- 1、議案第 9 号 障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第 10 号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第 11 号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第 12 号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第 13 号 皆野町学校給食センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第 14 号 皆野町営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第 15 号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についての説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第 16 号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更についての説明、質疑、討論、採決
- 1、延会について
- 1、次会日程の報告
- 1、延 会

午前9時00分開会

出席議員（12名）

1 番	小	杉	修	一	議員	2 番	宮	前		司	議員
3 番	常	山	知	子	議員	4 番	若	林	光	雄	議員
5 番	大	澤	金	作	議員	6 番	新	井	達	男	議員
7 番	新	井	康	夫	議員	8 番	大	野	喜	明	議員
9 番	大	澤	徑	子	議員	10 番	林			豊	議員
11 番	四	方	田	実	議員	12 番	内	海	勝	男	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	石	木	戸	道	也	副 町 長	土	屋	良	彦
会 計 兼 管 理 者 兼 会 計 課 長	大	塚		宏		教 育 長	山	口	喜	一 郎
総務課長	大	澤	康	男		町 民 生 活 課 長	吉	田	明	夫
健康福祉課長	浅	見	広	行		税 務 課 長	四	方	田	勝 吉
産業観光課長	川	田	稔	久		建 設 課 長	小	宮	健	一
教育次長	吉	橋	守	夫		代 表 監 査 委 員	田	島	伸	一

事務局職員出席者

事務局 長	高	橋		修	書 記	黒	澤	栄	則
-------	---	---	--	---	-----	---	---	---	---

◎開会及び開議の宣告

(午前 9 時 0 0 分)

○議長（大澤径子議員） ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。

これより平成25年第 1 回皆野町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（大澤径子議員） 本定例会の説明者として出席された方は、参与席の諸君でございます。



◎町長挨拶

○議長（大澤径子議員） 次に、本定例会の開会に当たり、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） おはようございます。開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

この冬は、例年になく厳しい寒さが続きましたが、ここに来まして、寒暖相入りまじり、春本番はもうすぐそことなりました。

本日ここに、平成25年皆野町議会第 1 回定例会を招集申し上げましたところ、議員全員のご出席を賜り開会できますことに、厚く御礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、常日ごろから地域づくり、まちづくりにご尽力いただいておりますことに、敬意と感謝を申し上げます。

東日本大震災発生からきのうで2年の月日が過ぎました。改めまして、多くの犠牲者のご遺族に対し、謹んで哀悼の意を表します。また、今もなお全国各地で避難生活を余儀なくされている31万5,000人を超える避難者の方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早くもとの平穏な暮らしに戻ることを心からご祈念申し上げます。

138年の伝統ある金沢小学校においては、惜しまれながら今月末をもって閉校となります。ご尽力をいただきました多くの皆様に心から敬意と感謝の意を表します。

当町の平成24年度の事務事業も、おかげをもちまして予定どおり進捗しております。平成25年度の主要な施策について申し上げます。「夢をはぐくめる安全で安心な快適な町」を行政運営の指針として、「楽しく子育てができる町」「元気で長生きができる町」「安全で快適な生活ができる町」をまちづくりの3本柱に据えまして、引き続き取り組んでまいります。多くの町民が幸せを感じられるような笑顔が行き交う楽しく元気ある町を目指してまいります。

新年度におきましても、引き続き生活道の整備を重点的に取り組み、緊急車両通行不能路線解消のもと、皆野地区を初め各地区において拡幅改良工事を地権者のご協力をいただきながら積極的に進めてまいります。比較的大きな工事として国庫補助事業により、下田野橋橋梁整備工事に着手します。

子育て支援として、4月1日からこども医療、ひとり親家庭医療、重度心身障害者医療の福祉3医療の窓口払いを廃止し、受診の利便向上を図ります。

3人目保育料の無料化を拡充し、働く保護者の支援として、さらに負担軽減を図ります。また、み～な子ども公園に日陰スポットを整備し、子供たちの健やかな成長と楽しく子育てができる環境の整備を進めます。

次に、元気で長生き対策として、公共交通不便地域の高齢者に対し、タクシー料金を助成し、通院、買い物への外出支援を始めます。引き続き、がん検診や予防接種を推進し、早期発見、早期治療を図ります。また、24時間電話無料健康医療相談サービスを新たに開設し、町民の健康や育児に対する不安の解消に努めます。あわせて、救急車出動の抑制、医療費の軽減につなげてまいります。

安全で快適な生活ができるまちづくりではありますが、主なものは安全安心のまちづくりの一環として、2カ年の継続事業で進めています防災行政無線の整備が、この秋に完成いたします。また、災害時の停電に役場機能を維持するため、非常電源装置を整備します。消防団の再編強化として、消防団詰所の整備、車両の更新を進めてまいります。

教育・文化の分野では、広く一流の芸術文化を体感できる機会を提供し、町民の文化芸術意識の高まりと文化会館の活性化を図ります。三沢小学校においては、体育館屋根の大規模修繕とトイレを洋式に改装します。青少年の国際交流事業として、この夏にドイツ・ビュアシュタット市への親善訪問を予定しています。

以上の諸施策を含めた予算総額は、一般会計においては41億7,530万円であります。国保など3特別会計は23億9,110万円で、予算総額は合わせて65億6,640万円であります。本予算執行に当たりましては、入るを量りて出ざるを制すを念頭に、スピード感を持って最少の経費で最大の効果を上げるべく取り組んでまいります。

本定例会においてご審議賜る町長提出議案は27件であります。よろしくご審議いただき、可決いただきますようお願い申し上げます。

結びに、議員各位のますますのご健勝とご活躍をご祈念申し上げて、平成25年第1回皆野町定例会開会に先立ちましての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◇

◎議事日程の報告

○議長（大澤径子議員） 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（大澤径子議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、

10番 林 豊 議員

11番 四方田 実 議員
を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（大澤径子議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月15日までの4日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月15日までの4日間と決定いたしました。



◎諸般の報告

○議長（大澤径子議員） 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、議長の私から報告いたします。

12月20日、秩父地域議長の第3回定例会が小鹿野町役場会議室で開催され、副議長と出席しました。

月が変わりまして、1月7日に実施された秩父消防本部の出初め式に、同日、長瀬町役場会議室で開催された、ちちぶ定住自立圏推進委員会に出席しました。

17日には、農園ホテルで開催された、JAちちぶ新年祝賀会に出席いたしました。

月が変わりまして、2月15日開催の埼玉県町村議会正副議長・事務局長合同研修会に副議長及び事務局長と出席いたしました。

月が変わりまして、3月1日、埼玉県町村議会議長会主催の平成24年度定期総会に出席しましたので、ご報告いたします。

次に、皆野・長瀬上下水道組合議員から組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

2番、宮前司議員。

〔2番 宮前 司議員登壇〕

○2番（宮前 司議員） 2番の宮前です。

皆野・長瀬上下水道組合では、12月の臨時議会が開かれていないため、特別ご報告はございません。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 続いて、秩父広域市町村圏組合議員から組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

8番、大野喜明議員。

〔8番 大野喜明議員登壇〕

○8番（大野喜明議員） 秩父広域市町村圏組合関係の報告をいたします。四方田実議員とお世話になっておるわけでありますけれども、今回は私のほうから報告させていただきます。

秩父広域市町村圏組合では、ご承知のとおり秩父消防署の分署統合計画に沿って分署の建設が随時進められ、またクリーンセンターの基幹設備改良工事、そして新火葬場の建設と大きな事業が並行して計画、推進しているわけではありますが、それらを中心に報告をいたします。

1月7日、秩父消防署本部消防出初め式に四方田実議員と一緒に出席をいたしました。

2月6日、全員協議会がクリーンセンターで開催されました。地方自治法の改正に伴う議会関係条例の改正について、さらに新火葬場の建設事業者選定委員会報告並びに秩父消防署西分署建設に伴う候補地の案内図がその場で示されました。

まず、新火葬場の建設事業についてであります。プロポーザル方式で建築設計業務と火葬炉設備工事に二分し、それぞれ公募したその結果、3社ずつ6社の参加の表明があったということでございます。選定委員会は、この3社ずつ6社の参加資格を認め、来る3月18日、もうすぐでありますけれども、3月18日の月曜日に建築設計業務について、そして3月22日木曜日になりますが、火葬炉設備工事についてのプレゼンテーション及びヒアリングが実施されます。場所はクリーンセンター、時間については18日が11時45分から2時45分、そして21日が1時から3時45分、そんな予定が立てられております。傍聴が多ければ先着の40名程度ということになっております。審査結果は3月下旬、ホームページ等で公表するとのことになっております。

次に、消防署西分署の建設候補地の案内図が示されたことについてであります。場所は、小鹿野のバイパスを進みますと、吉田のほうからトンネルをくぐってくる道、交差点がありますけれども、そのちょっと先に三田川中学校がございます。三田川中学校の校舎の本当にすぐそばであります。6,000平米以上、かなりの広さですけれども、ただ心配なのは、校舎に本当に近過ぎるな、そんな感じもいたしました。そんな候補地を今考えているということの報告がありました。

2月13日に議会定例会がクリーンセンターで開催されました。管理者提出議案7件、そして一般質問は3名がされました。7議案中の1、2、3、4、6、7議案については、職員の公務災害補償、給与の一部改定等、公共団体の増減等、規約改正に係るものでございます。第3号議案の工事請負契約の締結についてというのがございます。これについては、消防署皆野分署建設についての契約関係でございます。入札金額が2億685万円、庁舎の概要については、後で資料を見ていただければありがたいと思います。

もう一点、第5号議案で平成25年度の一般会計歳入歳出予算であります。平成25年度は実に49億6,482万2,000円の歳入歳出予算となっております。組合を構成する1市4町のそれぞれの予算と比較しても実に膨大な予算であります。これについては、ただいま申し上げましたように、組合では消防署分署、クリーンセンター、火葬場の建設等で予算が膨れ上がっているということでございます。予算書の詳しいところは、後日見ていただければありがたいと思います。

以上、報告を終わります。

○議長（大澤径子議員） 11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） 大野議員、さっき皆野分署と言わなかったですか、第3号議案。

○議長（大澤径子議員） 訂正ですね。

○11番（四方田 実議員） 訂正してください。

○8番（大野喜明議員） 「皆野分署」を「南分署」ということで、訂正させていただきます。

○議長（大澤径子議員） 監査委員から定期監査及び例月出納検査の結果について報告がありました。

その写しを配付いたしましたので、ご了承願います。

執行部において行政報告がありましたら、報告をお願いいたします。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 諸報告を申し上げます。

12月以降執行した入札の結果及び第2期特定健康診査等実施計画をご配付いたしましたので、ごらんいただきますようお願いいたしまして、報告にかえさせていただきます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 執行部からの報告が終わりました。

これをもって諸般の報告を終わります。



◎農業委員会委員の推薦について

○議長（大澤径子議員） 日程第4、農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により、町長から議会推薦による農業委員会委員3人を推薦されたい旨、要請を受けております。

お諮りいたします。議会推薦の農業委員会委員は3人とし、皆野町大字皆野1117番地、長岡倉雄さん、皆野町大字皆野2335番地2、黒澤一雄さん、皆野町大字金沢74番地3、四方田忠則さん、以上の方を推薦いたしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員会委員は3人とし、皆野町大字皆野1117番地、長岡倉雄さん、皆野町大字皆野2335番地2、黒澤一雄さん、皆野町大字金沢74番地3、四方田忠則さん、以上の方を推薦することに決定いたしました。

〔「議長、今の件について一言」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） はい。

〔「異議はありませんけれども」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） ただいまの農業委員の推薦の件について一言。これは議会内の議員だけの話に終わらないので、一言ここで申し上げておきたいことがありますので、どうなるかわかりませんが、申し上げたいと思います。

今回の推薦の人たちに関しては全く異議はありません。ただ、今回の議会の推薦に当たりまして、会議を持つ前段階から議長宛てだったと思うのですが、農業委員長から、こういう時代ですので、女性の委員の推薦をというような要望が、要望か要請だったか正式文書の形で寄せられまして、議会内でも、そのことが話題になりましたが、私自身が農業委員になって農業委員会の会議に出たことがないので、いささかわからないところもあるのですが、確かに他町の農業委員の構成等を見ますと、女性が何人か出ておられるので、その辺のことについては別に異論はないのですが、まず農業委員会内で、委員の選挙もあるわけですから、女性をということをやった後に議会のほうへ来たのなら、まだわかるのですが、いきなり議

会の推薦のほうへ女性の推薦というのを要望されたのが、これはいかがなものかというのが、話し合いの中でも意見として出されたように私自身は記憶しております。

今回たまたまといいますか、議会議員が農業委員の中に一人もおりませんので、農業委員会のほうへ、そういった話が伝わらないことも考えられますので、一応この場で、農業委員の女性の委員を選出するということがあるのであれば、農業委員会のほうでも自助努力をお願いしたいということを議会サイドの要望として議長から、これは口頭で構わないのではないかと思います、お話ししていただけるとありがたいなということを要望したいと思います、いかがでしょうか。

○議長（大澤径子議員） ただいま林議員のほうから、そういう要望を農業委員会のほうにということですが、それをお伝えすることに関しては、私も構わないと思いますので、口頭でお話をさせていただきます。

〔「ありがとうございます。よろしくお願いします」と言う人あり〕



◎町政に対する一般質問

○議長（大澤径子議員） 次に、日程第5、町政に対する一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

質問及び答弁は簡潔にお願いいたします。

それでは、1番、小杉修一議員の質問を許します。

1番、小杉修一議員。

〔1番 小杉修一議員登壇〕

○1番（小杉修一議員） 小杉修一であります。ようやく暖かくなってまいりましたが、この冬は寒さに加え、記録的な大雪の、人命を奪うような被害が多くニュースで報じられたことに心が痛みました。しかし、当地では、この寒さが夏の天然氷などで、またにぎわわせてくれるのかと思えたり、まだいいほうなのかと感じられるところであります。しかし、最近の「広報みなの」の拝読いたしますと、毎月愕然としてしまいます。毎回2カ月前のご出生とご逝去の方が報じられておりますが、11月から1月までで、ご出生が13名に対しお亡くなりになられた方が、その3倍を上回る47名になってしまっております。改めて少子高齢化を痛感いたしますし、その対応が求められております。直近の円安の流れが定着し、国内での生産が回復し、この地方においても若者を中心に雇用がふえ、安心して子供をふやしていける環境が整備されなくてはならないと思われまふ。一方で、ご高齢の方が大変おられるわけでありまふ。そのような現実にあつて、今回は高齢の方の安心安全の観点からの質問をさせていただきます。

まず、質問の1項めでありまふ。町営住宅の手すり等取り付けの実現についてでありまふ。昨年の第1回定例会の質問を通じて、町営住宅に手すりの取り付け及び上がりかまちに段差緩和のための踏み板を提案させていただきましたが、その後検討と研究をいただいたと伺いまふが、その実現の見通しをお聞かせください。

次に、質問の2項めでありまふが、救急車の出動に関連してでありまふ。厳冬のせいかもしれないのですが、町内において救急車の出動が多発してありますが、①、直近3カ月間の町内における出動回数とその搬送先を教えてください。その救急車が国道140号三沢入口から親鼻駅前の県道を頻繁に通過していくのが現実となり、地元から昨年10月に道路改良の要望書が町建設課に上げられたと承知してあります。こ

れは地元の四方田議員、戦場土京区と親鼻区の両区長さんにも積極的に活動いただいているところであり
ます。また、通学路としても大変危険な状況にあります。

そこで、②、この県道下戦場塩貝戸線の拡幅改良に向けての町の考えと見通しをお聞かせください。

続いて、質問の3項めになりますが、親鼻橋交差点等の標識に関連してであります。道の駅みなのがで
きて初めての春になりますが、国道140号バイパスが少しにぎやかな感じになってきたように感じられま
す。そして、町内救急の主要かつ町内唯一とも言える搬送先である皆野病院の立派な案内標識が親鼻橋交
差点及び役場入口の国道140号バイパス上に設置されましたが、このことに関しての町長のご見解をお聞
かせください。

また、このように県とかが皆野病院の公共性を明確に認知されているのを鑑み、さきの町民有志の要望
による病院前横断歩道実現に直近ご尽力いただいたのを承知しておりますが、改めて町民の安心安全のま
ちづくりの考えをお聞かせください。

以上5点ほどになりますが、よろしくお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 1番、小杉議員の一般質問通告書に基づきお答えします。

3番、親鼻橋交差点の標識関連の質問にお答えします。国道140号親鼻交差点に設置の皆野病院への案
内標識に対する見解ですが、救急指定の皆野病院への円滑な搬送に寄与するものであると考えます。なお、
同様の皆野病院への案内標識は、役場入り口交差点にも設置してあります。確認しましたところ、この2
つの案内標識は、皆野病院において秩父県土整備事務所の道路占用許可を受けて設置したものであります。
救急指定病院という公共性の高い施設への案内看板ということで、道路占用許可が得られたものであると
考えられます。いずれにしても、皆野病院への円滑、迅速、確実な搬送に役立つものであり、大変意義あ
る案内看板であると思います。年間1,000件を超える救急患者を受け入れている皆野病院であります。こ
のように皆野病院は、誰もが認める、なくてはならない病院でありますので、3月4日に秩父市長ほか4
町長連名の秩父郡市医師会加入要請書を新井政幸医師会長へ手渡し、要請したところであります。

なお、皆野病院前の横断歩道につきましては、多くの皆様の熱意が実り、設置できまして、大変よかつ
たと思っています。

2点目の安心安全のまちづくりについて申し上げます。大きく分けて、1つ目として、災害に強い町、
2つ目として、健康に安心できる町、3つ目として、快適で安全な生活ができる町を目指してまちづくり
の進めています。まず、1の災害に強いまちづくりは、特に東日本大震災を機に、町民、国民の関心が最
も高いものであります。このようなことから、防災行政無線の整備を2年の継続事業として取り組み、こ
の秋完成します。また、専用ヘリポートとして金崎ヘリポートを整備し、皆野、長瀬地域の住民や観光客
等の救命率の向上に努めております。皆野小学校体育館耐震化工事が完了し、町内学校施設は耐震化率
100%となりました。安全安心な教育環境とともに地域の避難所として、また防災拠点としての機能が向
上しました。

2の健康に安心できる町づくりとして、誰もが元気で長生きができるよう健診レベルの高い無料住民健
診を継続して進めまして、早期発見、早期治療に努めております。また、こども医療費も以前に中学3年
生まで拡大し、4月からは窓口支払いを廃止し、保護者の手続を省略し、健康、医療の安全安心の向上を
図ります。

3の快適で安全な生活ができるまちづくりとして、交通の安全、生活の安心の確保として、生活道である町道改良を各地において積極的に進めております。特に皆野地区におきましては、長年拡幅改良工事が滞っていた、いわばあかずの道について、消防車、救急車など緊急車両が円滑に通行できる道路改良工事に重点的に取り組んでいます。また、防犯灯約900基を消費電力の極めて少なく、長寿命のLED灯に切りかえまして、犯罪の防止につなげてまいります。

以上のように災害に強い町、健康に安心できる町、快適で安全な生活ができるまちづくりを総称して、安全安心のまちづくりとして行政運営の基盤にしっかりと据えまして取り組んでいます。

1番、町営住宅関係、2番、救急出動関連につきましては、担当課長から答弁をいただきます。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

〔建設課長 小宮健一登壇〕

○建設課長（小宮健一） 1番、小杉議員の通告書1項目め、町営住宅の手すり等取り付けの実現についてのご質問にお答え申し上げます。

平成24年の第1回定例会におきまして、町営住宅のバリアフリー対策についてご質問、ご提案をいただきました。まず、町営住宅の玄関の段差の緩和対策でございますが、管理してございます108戸の全住宅に踏み台を設置する計画でございます。仕様は幅60センチ、奥行き27センチの木製の踏み台で、平成25年度の当初予算に、その費用を計上いたしております。

次に、トイレの手すりの改修でございますが、現在管理してございます6団地のうち3団地の取り付けが完了してございます。その他につきましては、積極的な戸別リフォームの実施、介護保険住宅改修の利用を支援するなどし、今後にも必要なことは実現性の高いものからスピーディーに実施をするという考えに基づきましてバリアフリー対策に積極的に取り組みたいと考えております。

次に、2項目め、救急車の出動に関してのうち建設課所管事項についてお答え申し上げます。当路線は、一般県道下戦場塩貝戸線で、秩父県土整備事務所の管理している道路でございます。地元の戦場土京区及び親鼻区より道路改良の要望書が町に提出されております。これに伴い、当町としまして、道の駅みなの、秩父消防署北分署の開設に伴い、交通量も増加し、その改良の必要性は増しているとの認識のもと、秩父県土整備事務所へ要望いたしました。県としても改良に向けて検討、研究するとのことでした。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

〔総務課長 大澤康男登壇〕

○総務課長（大澤康男） 1番、小杉議員からの救急車の出動に関しての質問事項の直近3カ月の町内における出動回数と搬送先について答弁申し上げます。

平成24年12月1日から平成25年2月28日までの秩父消防署北分署における救急出動件数とその搬送先については、不搬送18回を含み163回出動しております。搬送先は皆野病院が67回、その他の主なところは、秩父市立病院が28回、秩父病院15回、循環器・呼吸器病センター12回、埼玉医科大学国際医療センター11回、関東脳神経外科病院3回、秩父中央病院3回、ほか2回のところが1病院、1回が4病院です。

以上で答弁を終わります。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） ありがとうございます。それでは、順を追って再質問をさせていただきます。

まず、自分のほうの質問の順番で再質問させていただきますけれども、町営住宅のバリアフリーに関し

ましてご研究いただきまして、まず踏み板を実現していただけると、これは大変喜ばしいことなので、ぜひよろしくお願いいたします。

それで、ご高齢の方が、それで大分楽になるところもあるのですけれども、玄関に手すりを、あとトイレに手すりを、そして階段に手すりをするという要望があるわけで、体が不自由になられた方に関しては要介護度という認定制度がありまして、要介護度認定を受けると、要介護度認定のほうで20万円の補助金が用意されていて、申請すると使えて、個人で手すりなりを取りつけることができる。それには住宅の改修に伴うご協力はいただけるということで、理解いたしますけれども、事階段なのですが、建築基準法というのが、安全について規定しておりまして、ちょっと建築基準法の施行令第25条というのを、すぐは無理かな、確認できるでしょうか。

〔「ちょっと無理です」と言う人あり〕

○1番（小杉修一議員） では、こちらから言わせてもらいますけれども、建築基準法施行令第25条は、「階段には、手すりを設けなければならない」と規定しているわけでありまして。手すりをつけなければならない、以前は、この規定はなかったのですけれども、10年近くなりますけれども、高齢化社会に基づいて国土交通省が基準法を改定いたしまして、事階段に関しては、手すりをつけなければならないということになっておりますので、その辺をご認識いただいて、例えば全国的に地震が、大変なものがあつたりもしましたけれども、地震に敏感になっておりまして、国土交通省主導のもと耐震基準が、特に学校などの公共の建物に大きくかけられて、それだけでも、それ以前に建っていた建物に関しては、新しい法律で、どうしようかという部分があつたけれども、事地震に関しては、引けないというので、国交省指導のもとに全国的に耐震指導が推進されたわけで、この皆野町においても、ほぼ学校の耐震化が完了したという経緯はございますけれども、要するに皆野町の町営住宅、大分古くなってしまして、新しい法律で階段の手すりを規定されている部分がありますけれども、皆野町は、安心安全のまちづくりを進めるのでありますから、もはやその趣旨にのっとり、階段においては積極的に手すりを取りつけていただきたいというところをご要望させていただきます。よろしく願います。それに関してはよろしいでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 小杉議員の考えに同感でございます。順次整備する方向で進めてまいります。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） よろしく願います。

それから、皆野病院を初め救急車の出動が大変多くなりまして、事親鼻地区におきましては、消防署が戦場にできました。このように多くの出動回数をいただいております。地元も冷や冷やなのですけれども、大分急いで向かわれる救急隊の方も、あの道はもうちょっと改良が期待されているのではないかなと思ひまして、これは一刻も早く、ぜひ実現していただきたいところでもありますので、これまた安全ということで、よろしくご検討ください。

次に、町長に触れていただいたので、大変ありがたいところもあるのですけれども、町民の安全を考えて、横断歩道実現にご尽力いただきまして、先ほど町長が触れられた、要するに皆野病院を医師会に入れるために1市4町の首長が皆野病院を推薦してもらって、何とか医師会に入れるようにという動きをしていただいているのですけれども、これに関して多くの町民が、多少なりとも疑問を持っている感がいたしますので、町長、ご理解していただいている面はあるかと思ひますけれども、皆野病院関係の「広報ふ

れあい」で山下院長が、それに関してちょっと述べられているのですけれども、町の推薦で山下院長が県知事表彰をいただきました。

大変ご苦勞いただいているので、当然のことで、町の推薦があって、県知事までいって、ご理解いただいて表彰されたと理解いたしますけれども、山下院長が述べられているのは、「他の表彰された医師は全員医師会所属でしたが、唯一私だけが皆野病院という肩書きでした。皆野町の推薦でいただいたものです。ありがとうございます」と。続いて、秩父谷の中核で奮闘決意する意思を述べていらっしゃる中で、「ただ、石木戸皆野町長、大澤長瀬町長を初め1市4町の首長から医師会加盟の推薦を2度にわたって受けましたが、かなっていません。いまだ秩父谷の皆様に対しての貢献度が足りないものと謙虚に受けとめ、これから真摯に愚直に皆様の健康と幸せを守るために微力ながら力を注ぎたいと思っています」と。何かかわいそうになってしまうので、読ませていただいたのですが、ほかの表彰者は医師会なりとかという肩書きで表彰されたけれども、私には、その肩書きがなかったと。あれだけ貢献、いろいろ示していただきましたけれども、貢献いただいていて、それで今回また3度目になるのですか、また1市4町の首長さんの推薦でもって何か医師会に入る、かなうといいのですけれども。

これを考えてみますと、1市4町というけれども、どう見てもリーダーは石木戸町長のような気がするので、これはある意味、皆野町の推薦といいますけれども、石木戸町長さんが推薦してくださっている形になると思うのですけれども、皆野町長ないし皆野町の推薦、皆野町民の推薦という感じの捉え方をしたときに、それがかなわないのは、大変残念なことではないか。皆野町民がちょっと甘んじられていると言うと、また語弊があるかもしれないのですけれども、いかがなものか。うわさによると、医師会の中の、どうもそれを拒む人が近くにいるかもしれないというような話も伝わってきたりして、その辺の見解をぜひお聞きしたいところなので、よろしくお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 今、小杉議員さんから話をされましたように、3月4日の要請は3回目でございます。以前には9救急病院等あったのが、今や3病院になってしまったというようなこと、1つの病院が欠けても大変なことになってしまうということで、何としても頑張っていたいだいたり、医師会に加盟をさせてほしいという願いをしてきたのですけれども、1市4町の首長としては、認めてもらうまで続けていこうと、こういう気持ちでおりますが、医師会内部に審査委員会とかなるものがあるのだそうでございます。とても私どもの範疇にないわけでございますが、いずれにしても皆野町民はもちろんですけれども、秩父地域、あるいは大里地域、あるいは県外からの救急患者を受け入れていただいておりますというようなことで、大変な貢献をいただいておりますから、引き続いて強力に要請は続けてまいりたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 石木戸町長の熱心なお考えをお聞きいたしましたけれども、何しろ病院のほうにちょっとお聞きしますと、医師会を通じて患者さんの診療費用を申請しなければならないという部分が存在するみたいで、その辺で大変困ってしまう。だから、医師会に入らなくも大丈夫なんじゃないって聞いたときに、医師会を通じての申請という部分が、どうもあるみたいなので、そうすると、何としてでも入れてあげなければいけないかなという気がするわけで、今後とも力を発揮していただきたいわけですが、いずれにしても今言われたように、確かに相手方にあるのかもしれませんが、そう思いますと、皆野町議会は、先ほど林議員もちょこっと触れましたけれども、農業委員の選出においてもけんけんがくがくありましたけれども、最後はすばっと推薦したわけです。皆野町議会は、医師会よりも誇れるか

なという気持ちを持っておりますので、皆野町政も大いに発憤していただきまして、実現をご要望いたします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時55分

再開 午前10時11分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの農業委員の推薦に関しては、議会推薦に関してということでお話をさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） 引き続き一般質問を続けます。

次に、3番、常山知子議員の質問を許します。

3番、常山知子議員。

〔3番 常山知子議員登壇〕

○3番（常山知子議員） 3番、常山知子です。通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、2年目の3月11日を迎えました。さまざまな報道がされていますが、いまだに東北被災地の復興は進んでいません。32万人の避難所、仮設住宅での暮らし、生活していく見通しが立たない現状、手薄な国の支援に被災者は、「私たちは見捨てられた」と苦しんでいる人もいます。また、東京電力福島第一原発事故に至っては、現場は収束にはほど遠い、事故の真ただ中にある状況だということです。事故後、日本中の人が被曝したという医師もいます。既に福島の子供たちに出ているという放射能の被害、これは甲状腺がん3名、疑いがある方は7名ということです。本当に心配されます。こうした中、私たちは何ができるか。だんだん風化していく災害や事故に、そして東北の被災地に対して心を寄せ合い、忘れないこと、またこの地域から原発と人間は共存できない、再生可能な自然エネルギーへの転換こそ必要ではないでしょうか。

さて、当町においては、この3月で金沢小学校が閉校となり、本当に寂しい限りです。町の至るところで子供たちの笑い声が聞こえる、元気に遊ぶ姿が見える、そんな町を目指していたのではないのでしょうか。今回の予算には、子育て支援がさらに前進していると思いますが、さらに大きな視点から、町を活性化させ、若者が住み続けられるまちづくり、農業を支援し、林業再生など、どういうまちづくりをしていくか、もっと真剣に考える必要があるのではないのでしょうか。

では、最初の質問に入っていきます。第1の質問は、国民健康保険の広域化についてです。命を守るはずの国民健康保険ですが、その現状はどうでしょうか。以下、国民健康保険を国保と省略させていただきます。埼玉県国保税について埼玉県政データファイル、ここにあるものなのですが、このファイルによりますと、夫婦40歳代、子供2人、資産割ゼロ、所得300万円の世帯の年間国保税は、北部地域の熊谷市で35万7,800円、寄居町は31万3,000円、秩父市は30万9,700円、横瀬町は29万1,700円、皆野町と長

瀬町は同じく30万2,600円となっています。高いところは埼玉県の高崎市で47万9,600円、所得に占める割合は約16%にまでなっています。

私は、埼玉県だけの数字を挙げましたが、この高過ぎる国保税、今全国で大問題になっています。高い国保税を払い切れない。その結果、正規の保険証が取り上げられ、短期被保険者証世帯や資格証明書世帯がふえています。ぐあいが悪くても受診を我慢し、先ほども皆野病院の話が出ていましたが、その結果、死に至るケースも出ています。全国日本民主医療機関連合会の調査だけでも、平成23年、死亡した人は67人に上っています。当町の短期被保険者証の発行数が去年は69世帯、平成23年度の滞納世帯数は176件もあったのは、ちょっと驚きです。なぜこのようになってしまったのでしょうか。

主な2つの原因について述べますと、1つは国保世帯の変化です。国保のスタート当初の国保世帯主の多くは農林水産業と自営業でしたが、現在は非正規労働者と年金生活者などが7割を占め、国保加入世帯の所得が大幅に落ち込んでいる状態です。もう一つは、もともと国保は適切な国の負担なしには成り立たない医療保険です。しかし、これまで政府は法律を改悪する中で国保財政における国の負担割合を50%から25.6%にまで減らし、国の責任を後退させてきました。こうして国保は、財政難、国保税の値上げ、滞納者の増加という悪循環が続いているわけです。この厳しい現状を打開するために政府は国庫負担をふやすのではなく、市町村の国保同士に助け合いをさせ、国保税の値上げ、医療費の抑制をするのが国保の広域化の狙いです。

そこで、第1の質問ですが、昨年4月、国保の給付財政の都道府県単位化する法律が成立し、平成27年4月から実施するとしています。埼玉県は、既に全国に先駆けて給付の県単位化を進めていると聞いていますが、現在どこまで進んでいますか。

2つ目は、広域化で給付財政が県単位になることで、当町のように給付費が比較的少なく、一般会計からの繰り入れで国保税を低く抑えている市町村が、今後給付費が多い市町村の犠牲になる形で国保税の引き上げが行われるとも考えられます。また、当町は、予防対策として健康体操や人間ドックの補助など、町独自の施策を取り入れ、頑張ってきました。広域化が施行されても、国保の被保険者は各市町村です。一般会計繰り入れで国保税の引き上げをすることなく、また町独自の施策等を今までどおり続けていくことは可能です。ぜひ町民の負担軽減の努力を行っていただきたい。どう考えますか。

大きな2つ目の質問は、誰もが利用できる公共交通の確立をです。私は、議員になって、この1年間、町の人の話を聞く中で、車に乗れない人たちが用事があって出かける時、病院通い、買い物に行くときなど、大変不便をしているという声を聞き、町が早急に取り組むべき問題であると考え、この間2回、今回で3回目となりますが、一般質問に取り上げてきました。去年は2回の行政視察にも参加しました。先日ある人から、「視察に行って何を学んできたんだい」と聞かれました。前回の質問のときも述べましたが、再度述べさせていただきます。

1つは、視察した市や町は、総合的なまちづくりの視点を持ち、商工会などと一緒に取り組み、町の活性化を図っています。2番目は、行政、住民、事業者と一緒に公共交通対策会議を立ち上げ、取り組んでいます。3番目は、国などの補助金を上手に活用しています。4番目は、公共交通の専門家などの知恵をかり、その地域に合ったやり方を考え、一緒に取り組んでいます。以上のようなことを学んできました。

そして、行政に、このような点をしっかり考え、町民の声をよく聞いて検討してほしいと質問したところ、町長の答弁は、「タクシー代の半額補助を行う」という余りにも突然のことでしたが、ことし4

月からこの制度がスタートするということで、一歩前進したと考えますが、今回のタクシー代半額補助については、利用できる人や地域が限られていること、バスが通っていない地域で対象外になっているところもあるなど問題点があります。

公共交通を考える場合、誰もが利用できるもの、これが基本ではないでしょうか。また、ご存じだと思いますが、国土交通省で市町村を主体とした協議会の取り組みを支援する事業を行っています。残念ながら平成22年の事業仕分けにより補助金がなくなった事業もありますが、平成23年、新たに地域公共交通確保維持改善事業という取り組みを国でやっています。全国各地の自治体が、この事業を利用して検討しているようです。平成25年度予算額は333億円です。ぜひこうした事業も研究していただきたいと思います。

最後になりますが、ここで昨年の合同視察研修報告書の視察結果と所感を引用させていただきます。総務教育厚生常任委員長と産業建設常任委員長の連名で出されたものです。「当町においても民間タクシー会社との連携や事業運営など具体化に向けた検討を急ぐべきであり、今回の先進地視察で学んだ公共交通体系を参考に、さらに進化させ、当町の立地条件に見合った、きめ細やかな公共交通網計画の作成、そして行政と事業者、地域住民の参加を促して、みんなでつくり、育て、維持する公共交通の整備、実現に向けて早急に進めることを望みます」、私もこのとおりだと思います。これからタクシー代半額補助をスタートさせながら、行政、住民、事業者などと協議会を発足させ、皆野町に合った公共交通を考える場をつくっていただきたい。ぜひ前向きな答弁をお願いいたします。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 3番、常山知子議員の一般質問通告書に基づきお答えします。

2番、誰もが利用できる公共交通の確立についてお答えします。新年度からスタートします高齢者外出支援タクシー利用料金制度は、昨年議員の皆様と一緒に胎内市、身延町のデマンドタクシーの運行状況の視察研修をさせていただきました。視察地のデマンドタクシー事業の乗車人数、初期投資、ランニングコスト等を皆野町に置きかえ、比較検討いたしました。デマンドタクシーに対する当町の現存のバス路線、地形、利用者の増減に対する合理的な対応、年間経費等を考えたところ、公共交通不便地域の運転できない高齢者に対する通院、買い物等の外出支援としてタクシー料金の助成をする制度が、当町においてはベターであるとの結論に至りました。

このような考えのもと、この制度を立ち上げまして、今後の状況を見きわめながら検証を行い、よりよい制度にしてまいりたいと考えています。町の公共交通は、道路においては町営バス2路線、西武バス1路線ですが、両路線とも長年地域に密着しているものであり、当分の間、廃止等は考えていません。特に町営バスは、高校生、小中学生、ハイカー等においては、なくてはならないものとなっています。その他、福祉目的を含めた、このたび発足させるタクシー利用料金助成事業、そして社会福祉協議会、シルバー人材センターで運営している障害者、要介護者に対する福祉タクシー事業で当分の間対応していく考えでありますので、新たに公共交通対策会議なるものを発足する考えは今のところありません。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

〔町民生活課長 吉田明夫登壇〕

○町民生活課長（吉田明夫） 3番、常山知子議員の一般質問通告書に基づき国民健康保険の広域化につい

てお答えいたします。

まず、市町村国保の現状であります。市町村が運営する国民健康保険は、被用者保険に加入する者等を除く全ての者を被保険者とする公的医療保険制度であり、国民皆保険の最後のとりでと言えます。現在県内の保険者数は63ですが、被保険者数が1万人未満の小規模保険者が17と全体の約3分の1を占めている状況であります。また、市町村間における被保険者の年齢構成や所得層、さらに医療機関の偏在等の地域的な課題を抱えております。

市町村国保の財政は、支出面では高齢化の急速な進展や医療技術の高度化などによる医療費の増加に対して、収入面では恒常的に低所得者層の占める割合が高く、保険税収入は伸び悩んでおり、厳しい財政運営を余儀なくされている状況であります。このため、今後の医療保険制度については、給付の平等と負担の公平を図り、安定的で持続可能な制度の構築が望まれており、市町村国保の県単位の運営は、その端緒となるべきものと考えております。

このことを踏まえ、埼玉県における市町村国保の広域化に係る検討経緯等でございますが、平成18年6月、県、市町村、国保連合会を初めとする関係者が県単位を軸とした国保の再編を視野に入れた協議を行うため、国保の広域化に関する研究会を設置しました。協議の結果としまして、平成21年3月に同研究会から国保の広域化を早期に実現する実施主体は市町村を構成員とする広域連携が適当とする内容の報告書が埼玉県知事に提出されました。

国保税については、その平準化を図るため、保険税の賦課方式は所得割と均等割の2方式とすることが適当であるとされております。しかし、平成21年度中の政府の方針変更により、後期高齢者医療制度が廃止されることとなり、あわせて国保の広域化の環境整備が進められることとなりました。その後、平成22年1月には、当時の県内67の市町村の連名により、知事に対し、国保の保険者を都道府県とすべく法制度の改正を国に求めるよう要望してございます。

同年5月、国民健康保険法が改正施行され、都道府県が広域化等支援方針を策定することができるようになりました。国からは、支援方針の策定促進策として目標収納率を明記することにより、収納率の低い市町村に対する国の調整交付金の減額措置を解除する方針が示されてございます。平成22年12月22日、埼玉県市町村国保広域化等支援方針を作成してございます。

現在ですが、埼玉県では、埼玉県市町村国保広域化等支援方針を踏まえまして、第2次埼玉県市町村国保広域化等支援方針を策定中でございます。第2次広域化等支援方針の趣旨でございますが、国保事業は社会保障としての機能を有し、将来的には国による一元的な運営が行われるべきです。平成22年12月22日に埼玉県市町村国保広域化等支援方針を策定し、市町村国保の県単位の運営に向け、市町村支援に取り組んできました。

その取り組みの中、平成24年4月に国民健康保険法が改正され、平成27年度からは保険財政共同安定化事業における対象医療費が1円以上に拡大されることになり、財政面での広域化が実現される運びとなりました。国の広域化等支援方針策定要領も改正が行われ、平成27年度からの保険財政共同安定化事業の対象医療費拡大に対応するための準備を中心として広域化等支援方針を策定することと明示されてございます。

また、第2次広域化等支援方針では、財政面での広域化の円滑な実施を重点的に支援するとともに、収納率の向上、賦課方式の標準化など継続して支援することとなっております。本方針の対象とする期間は、平成27年度から保険財政共同安定化事業の対象医療費が1円以上に拡大されるなど大幅な制度改正が

行われることを踏まえ、平成25年4月1日から平成27年3月31日までを基本としてございます。ただし、国における制度見直しの検討状況等を踏まえ、必要に応じ、本方針の見直しを行うこととなってございます。

また、町では、平成24年度に所得割の引き上げ、資産割の引き下げなど国民健康保険税の改正を行いましたが、大幅な改善には及ばず、財源不足は引き続き推移してございます。一般会計からの法定外繰り入れに依存する体質は依然として改善されてございません。このことから、当面は現行制度を維持するためにも税率の引き下げは見送らざるを得ない状況にあります。また、一般会計からの法定外繰入金等についても、税負担の公平性の面からも、よく精査を行い、予算計上すべきと考えてございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） では、再質問させていただきます。

最初の国保の広域化については、本当に私もいろいろな資料を読みながら、大変なことですし、すごく難しい問題も多く含まれているということを感じました。それで、国が平成27年4月から、こういう広域化等の保険財政共同安定化事業、全ての医療費に関係して、そして1円以上、埼玉県内の給付に対しては全部をやるということなのですけれども、私はここで心配なのは、この広域化によって国保税が今すぐでなくても、これから先上がっていくのではないかと、今まで進めてきた町独自の施策が少しずつ後退するのではないかと、とても不安に思っています。

そして、現在は、一般会計の繰り入れで低く抑えられている国保税ですが、埼玉県の担当課長の発言では、法定外繰り入れは、短期的に行うのは問題はないが、長期にわたって継続することは好ましくない。国保税は診療報酬改定に合わせて2年に1度ぐらいのペースで見直していくべきだという考えを持っているのです。そういうわけで、本当にこれから私たちの命を守る国民健康保険がどうなっていくのか、やはりすごく心配な面があります。

それで、町としては、平成27年4月の広域化に向けて、これからさまざまな動きがあると想定されますが、この動きに町の現場から、おかしいことはおかしい、そういうふうに異議を唱えていただいて、ぜひ町民の立場に立ってやっていただきたいと思います。国保の広域化については以上です。

それから、誰もが利用できる公共交通の確立をとということで、町長から答弁をいただきましたが、非常に残念な回答で、ちょっとがっかりしておりますが、私は、この前の一般質問のときも申しましたが、デマンドタクシーをやれとか、そういうことを言っているのではなくて、先ほども申し述べたように、みんなで相談しましょうと。みんなで相談して、皆野町にはどういう公共交通網がいいのか、バスをもっと生かしましょうとか、今バスを廃止する考えはない、もちろん私はバスを廃止しろなんてことは言っておりません。

でも、バスが通るたびに何人乗っているかなということをいつも見ます。そして、一般会計の中で、バスに対する補助もたくさん出しております。そういうのを見ると、もっと利用されるバスにするにはどうしたらいいとか、そういうのを町の人の声を聞いたり、専門家の人の声を聞いたり、町政に携わっている方と一緒に考えていきましょう、そういうことを申し上げているわけで、デマンドをすぐやれとか、そういうことは私は申ししておりません。

タクシーの半額補助のスタートと同時に、ぜひ検討会、そういうのを立ち上げていただいて、立ち上げたからといって、すぐこういうことをやりましょうとか、実行できるかはわかりません。そういうのを皆

さんで考えていただいて、そして、あ、やはりタクシーの半額補助でいいのかな、もっと幅を広げるのかなとか、そういう結論に至るかもしれませんが、ぜひ検討会議を発足させていただいて、みんなで考えていきませんか。町長、もう一度答弁をお願いします。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） いずれにいたしましても、4月からスタートさせていただきまして、ある程度の期間を見た後に検証していかなければと、こんなふうにも思っております。

なお、比較的知られていないのが社会福祉協議会でやっている、介護度2だったか、以上の、要支援ですか、2以上の方が利用できる制度、あるいはシルバー人材センターでも行っておる制度がございますけれども、そうしたものが、こちらのPRの不足もあるのかもしれませんが、ぜひ議会の議員の皆さん方からも、こういう制度もあるのだと、こういうことも町民の方々に広く知らせていただいて、そして今回のおおむね1キロ以上の地域が該当だと、こういうことでありますけれども、1キロ以内の方も、そうしたのなら十分利用が可能でございますので、ご利用していただくように町民の方々にお話をさせていただければありがたいなとも思っておりますのでございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 私の質問には答えていないような気もするのですが、町長。ここで、また議論をこれ以上やっても無理かなと思います。私は、町民の声がある限り、こうやってほしい、ああやってほしい、不便を感じている、そういうことがある限り、またタクシーの補助券が、半額補助がどういふふう利用されるかということも、これから見ながら、また3回、4回、5回と、この問題については取り上げていきたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします、私の質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

○議長（大澤径子議員） 次に、10番、林豊議員の質問を許します。

10番、林豊議員。

〔10番 林 豊議員登壇〕

○10番（林 豊議員） 10番、林豊です。通告に基づきまして質問をさせていただきたいと思いますが、さきに小杉修一議員が触れました、皆野病院のもろもろの件につきまして、石木戸町長にも就任以来、皆野病院の医師会への参加といいますか、大変ご苦労いただいていることは私自身もよく存じておりますし、また昨年においても、もう決まったのかなと思うぐらい期待はしていたのですが、残念ながら、医師会のほうになかなか受け入れてもらえずに大変残念な思いをしております。また、横断歩道の件、その他についても、やればできるということがたくさんあるのではないかというふうにも思っております。

その中で、先ほど小杉議員が、また触れてくれるのかなと思ったのですが、1つ漏れまして、実は先ほど小杉議員の話の中にも出てきた山下院長なのですが、引用されましたお便りの中で、ご本人が、実は定年を迎えているのだというふうに語っておられます。ご存じのとおり、この10年余の間、山下院長におかれましては、朝は朝飯前といいますか、6時ごろから、昼は消灯の9時ぐらいまで、ほとんど毎日のように皆野病院に勤めていただきまして、ご苦労いただいております。地元の出身ということもありまして、精力的に動いていただいているのですが、過去には秩父市立病院の医師である方の悲しい事故等もありま

すし、またけさも震災の関係で、やはり活躍していた若手といいますか、働き盛りの医師の方が突然亡くなるというようなことも報道しておられたように大変激務であるかと思います。

その山下院長が、定年を迎え、年齢的にも限界に近づいておるかと思っておりますが、その後継者が、まだ見えてこないというのが現実であります。我々にどんなことができるか、大変心細いところではあります。できれば地元出身の方に就任していただけるのがいいのではないかと考えておりますので、心当たりの方がおられましたら、皆様におかれまして、ご協力をお願いできればというようなことをお願いしておきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問のほうへ入らせていただきたいと思います。冒頭の町長の挨拶の中でも、安全安心というようなことを言われておりますけれども、私の通告は3つあるわけですが、まず1つは、町内道路の事情について、それから2つ目として公共交通について、そして3つ目として観光担当部署ということも通告のほうには挙げておきましたが、それに関係しまして、町の職員の事柄について、3点について質問したいと思います。

まず、全般に安全安心という中で、町長におかれましては、従前から生活道路の整備ということをやられておるのですが、生活道路というのは、それぞれの町民に密着した道路になるかと思うのですが、しかしながら生活道路の前に、いわゆる基幹道路、これは県道にしても、国道にしても、また基幹町道にしても、皆野町の場合、整備といいますか、むしろ整理に近いと思いますが、それがなおざりとは言わないまでも置き去りにされている部分が多いかと感じております。それらのことが、きちんとできてないと、幾ら生活に密着した道路を整備していったとしても、結局砂の上にお城をつくるようなもので、土台が崩れれば、また一からやり直しということにもなりかねません。

そんなことを考えながら、今回の質問を考えたわけですが、まず第1点目としまして、町内の道路事情について、これはもちろん町長も当然ご存じのことかと思いますが、改めてお聞きしたいと思ひまして、2点ばかり挙げさせていただきます。

まず1点目としましては、中心市街地を抜けていく、いわゆる親鼻橋から木毛に至る旧140号及び栗谷瀬橋から役場の前を通って現在の140号へ抜ける県道といいますか、道路自体は、番号としては一続きではないにしても、道路としては一続きの、この縦横といいますか、クロスしている2つの幹線道路についてなのですが、道自体は、皆野町の道としては、決して狭いほうではありませんが、標準的に見た場合に果たして広いと言えるかどうか、非常に難しいところもあるかと思ひます。一部には、県道のほうには、改良事業のほうも入るというような話はあるのですが、なかなか進まないのが現実であります。

その中で、町民の苦情の、苦情といいますか、私の周りの町民の不安材料として一番最初に挙げられるのが、この県道を、いわゆる大型のトラック、トレーラー、こういったものが頻繁に通行しておると。これは夜、昼かわらず、ある程度の台数が動いていると。歩くのに大変危険であると。そんなこともあって、いわゆる原の商店街の店主などに言わせると、昼間だってそんなのが通るから、とても歩いてはいられない。だから、このとおりだというような形で、現実として歩行者が非常に少ない。この対策について、またこの交通量の推移について、町はどの程度把握して、また対策を考えておられるのか、お答えを願ひたいと思います。

それから、2つ目として、町長的なものということもありますので、2番目として、前回の議会のときに出てきました下田野1号線の橋に関係して下田野1号線についてのお考えをお聞きしたいと思います。道路に関しては、いわゆる生活道という部分での工事の進め方も大変関係している地権者を中心に交渉を

進めているということを何度も聞いておるのですけれども、なぜこの路線自体の沿線住民、それから関係住民を含めた説明会をしないのか。県道等では必ずしているということで、県道の工事の場合には必ずあるのだと。だけれども、町の工事は、そういうのが全然ないと。今回の下田野1号線の橋の架橋に関して、そういったことが余りなかったようで、下田野のほうでは、かなり話が先行して、もう3月には着工するのだとかというような、うわさが飛ぶような状態でもあります。

そこも実際、道が今以上に広がった場合に先ほど言った、いわゆる中心市街地の道路と同じようなことが起こるかということもあります。懸念されますので、実際の拡幅においては注意が必要になるのかなということもありますが、それらの事柄についても、計画、これはどのように考えているのかということ再度お聞きしておきたいと思います。いずれにしても、先ほど常山議員が言われるように中心、主役は町民なのですよね。その主役の町民をないがしろとは言いませんが、外に置いて、いろいろなことを話を進めていくと、でき上がったものがよければいいのですが、悪かったときには本当に目も当てられない部分もあります。

また、先ほどの話の中で、何度も要望し、何度もはねられていた、皆野病院の前の横断歩道についても、多くの町民の要望によって形ができるわけですから、それを主導していくのが、本来町執行部なわけなので、そういった声を本当に真摯に聞いてもらいたいなということがあります。ともかく町の道路事情について、1つは中心市街地の大型車通行についての対策、それから量についての調査、2つ目については下田野1号線の架橋並びに延長についての考えをお聞きしたいと思います。

2つ目として、公共交通ということで打ったのですが、ほとんどの事柄は、今さっき常山議員が質問したことと重なる部分があるのですが、これも町長、前議会のときにも私は話をよく聞いているということで、確かにそういう部分もあるでしょう。だけれども、これから始めようとするタクシーの補助事業を見ると、確かに町長は自分の周りの人たちの声はよく聞いているのだと。だけれども、中心の我々といいますか、私らのところのはちゃんと聞いているのだろうか。前回の答弁の中で、林議員の地元は便利だからと言われましたが、決してそんなことはないのですよね。先ほど常山議員が言われるように、例えば金崎から金子医院に行こうとすると足がないのですよ。バスもない。タクシーの補助事業もありません。こういったところが、いわゆる旧町はほとんどなのです。買い物へ行きたい。でも、今はスーパーが遠くにしかない。歩いていくにも、先ほどの道路事情やなんかで非常に危ない。これが現実なのですよね。

それで、誰でもが、そして安価に、来年度に導入を考えておられるタクシーの補助事業でも、やはり1,000円はかかるのですよね。1回移動するのに1,000円、これはちょっと大きいのではないかな、そのように思います。手軽に誰でも乗って安価に、これはすぐできるなんてとても思いません。だけれども、いろいろな住民、いわゆる本当の意味での学識経験者、事業者、こういった人たちの真摯な話し合いの中で、こういったものが生まれてくるのではないかな。そういったことを意図して、新井委員長のほうも視察等やったかと思うのですけれども、これは常山議員と重なりますけれども、そういった検討機関をぜひ早急に立ち上げてもらって検討していただきたい。

検討するには、そういった機関をつくって検討するのに、それほど予算はかかりません。議案書を見ますと、来年度予算は、また41億円というびっくりするような額の、いわゆる大型予算ですけれども、その多くを使うわけではありませんから、交通公共に関しては、何らかの検討委員会等を立ち上げていただきたいと思います。考えについては、先ほどの常山議員の質問、答弁の繰り返しになるかと思いますが、その辺の考えについては結構ですけれども、このことについては、どう考えるかというのを

ちょっとお聞きしておきたいと思いますが、金崎からは、もう10年以上も前に町営バスの導入についての陳情が署名つきで町のほうに出されまして、それを採択しております。

しかしながら、検討を含めても、ほとんど手がついておりません。今回の町長のタクシーの助成制度にしても、ある意味では金崎は置いていかれています。下田野についても、そうでしょう。こういったところについて、何か具体的に腹案でもあるのですか。なければならぬ結構です。もしもないのであれば、それこそそういった人たちを含めて、先ほどの検討委員会、再度考えるべきではないかと思いますが、これについては答弁をお願いします。

とにかく公共交通というのは、一長一短、すぐすぐできるものではありません。先ほど町長が言われたように助成制度以外にも、いわゆるシルバーであるとか、ほかにも実はいろいろな使用制限はあるけれども、町が来年度行うような助成制度に似たようなものが結構あるのですよ。ところが、それが余り知られていないというよりも、利用されていない現状というのを見れば、町が考えていることも果たしてどうなのかと私なんか疑問に思うところではあるのですが、一歩進めていく考えを持っていただきたいと思いますので、それら含めて、先ほどの件、もう一度お考えいただくようお願いいたします。

それから、3点目に入ります。町の観光担当部署、いわゆる産業観光課になるかと思いますが、それから町の観光協会等といったのは、町の観光に関しては観光協会、それから商工会、それからある意味では、今度シルバー人材センター等を含めて幾つかの諸団体といいますか、団体がありまして、実はそれぞれに加盟している会員というのが、ほとんど同じなのですね。しかも、事業などを見ると、同じような事業を別々で行ったりしておりまして非常に効率が悪い。また一方で、いわゆる定住の中の観光、観光部会以外にもジオパークの事業、そういったものが入っています。そうしますと、今度は教育委員会も絡んできます。組織化されてなくて、それが結局観光の足を引っ張っているのではないかと考えております。町としては、各団体個々にいろいろな形で補助をしたり、助成をしたりしているかと思うのですが、これらを町主導で一まとめにするというような考えはないか。その辺のお考えをまずお聞きしたいと思います。

それから、実態としまして、今観光協会の事務処理ということで、産業観光課が窓口といいますか、やっていることなのですが、観光協会、私も一昨年になりますか、属してしまして、そのときには、できるだけ町のほうの産業観光課のほうは、事業に携わるのはやめて、いわゆる連絡事務等のみにしたいというような形で、事業そのものは観光協会のほうで、主導でというような方針であったようにも理解していたのですが、昨今観光協会の新しい首脳部の話になりますと、私たちは仕事があるから、いろいろなことはできないのということがありまして、どちらかといえば事務局の事業参加まで含めて、いわゆる産業観光課のほうに大分負担がふえるような話を伺いました。

こんなことで、産業観光課、観光課という名前はついていますが、農業委員会の所管でもあるし、また商工業者の所管でもあるわけで、大変多岐にわたり、いろいろなことに携わっているのですけれども、現状としましては、農業委員会と観光協会のことで、かなり手が割かれるのではないかと。であるならば、いっそのこと観光課あたりを別建てにしたらいかがか、そのようにも感じてしまいます。この辺のこのことのお考えをいただきたいのと同時に、現在皆野町の職員は、条例による定員を大幅に下回っておりまして、7割程度かというふうに認識しておりますが、この辺のいわゆる戦力ですね、個々の能力にも限界はありますし、やはりある程度の人数というのは最低限必要かと思えます。

長瀬町と比べても、むしろ長瀬町のほうが人口比でいけば3対2ぐらいなのですが、職員比でいくと同じか、やや少ないぐらいの状況の中で、皆野町の職員は大変よくやっているなというふうに私自身は思い

ます。町民の方では、非常に口汚い人がいて、遊んでいるなんて悪いことを言う人もいますけれども、決してそんなことはないし、よくやっていると思うのですけれども、給料においてもラスパイレスは非常に低いと。それらのことも含めて、職員の増員ということをお考えになってもいいのではないかと思いますので、その点についてもお答えを願いたいと思います。

以上、大変多岐にわたりますが、よろしく願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 10番、林議員さんの一般質問通告書に基づきまして答弁をいたします。

1番、町内の道路事情についてお答えします。町道下田野1号線の改良計画についてお答えします。本路線は、起点の親鼻交差点は変則五差路の狭隘道路で、親鼻橋河原への出入りも加わり、大変渋滞し、極めて危険な区間でありました。このため平成21年度に改良工事を行い、大幅に安全性が向上しました。下田野橋は、この改良工事により狭隘状態となりました。橋梁整備には、多額の工事費を要しますので、国庫補助事業により取り組むこととし、このたび国庫補助事業として採択され、整備を進めるものであります。本路線の今後の改良計画ですが、将来的には県道長瀬玉淀自然公園線まで改良工事をする事になります。当路線より狭隘な路線を優先しまして、当面、今回の下田野橋橋梁整備工事までとします。

2番目の公共交通についてお答えします。新年度から実施する高齢者外出支援タクシー料金助成制度は、公共交通不便地域の車を運転できない高齢者に対し助成するものであります。町の中心地から遠い山間地域等は、商店、病院、金融機関等はなく、通院、買い物など中心部から比較しますと、日常生活に非常に不便を来しています。このように不便度の高い地域を優先に対象とするもので、ご理解をお願いします。まずは、このタクシー料金助成事業を立ち上げまして、運行状況を見きわめながら検証し、よりよい制度にしていきたいと思います。また、先ほどお話がありました金崎、下田野地域でございますけれども、先ほど常山議員にも申し上げましたとおり、シルバー人材センター、あるいは社協で行っております制度もご活用いただきますようお願いも申し上げる次第でございます。

町の観光担当部署と観光協会等外部団体との関係については産業観光課長から、その他については担当課長から答弁をいたさせます。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

〔総務課長 大澤康男登壇〕

○総務課長（大澤康男） 10番、林議員からの一般質問の町内道路事情についてと公共交通について答弁申し上げます。

初めに、町内道路事情について、中心市街地を通る県道に、以前より大型車が多く通行している。道路の幅を広げることが困難な状況で、何か安全確保の方策を考えているかということですが、林議員が言うように、この道路は県道でして、管理については県が行うものですが、町としては、悪くなった舗装箇所、危険な側溝のふたなどの修繕について要望し、修繕を行っていただいています。修繕は、親鼻方面から順次県行っていただき、今、百井書店のところの交差点まで修繕ができております。大型車が多いとのことですが、この道路は町営バス、また西武バスの路線でもあり、またバス発着所を利用して県北の高校から来る送迎のバスも入ってきますし、大浜地区には大型車両を使う事業所もありますので、大型車両の進入を制限することは現状では無理です。

ここで、過去2年間の交通事故の状況について調べてみましたが、大型車が関係する人身事故はないよ

うです。現状では、先ほど申し上げたように修繕についての県への要望や、買い物するとき店の前に路上駐車をするのでなく駐車場を使う。それから、横道から出るときなど一時停止をする場所では必ずとまるなど、それぞれの人が交通ルールを守っていただくことが大切です。町としては、県への要望と交通安全について啓発、啓蒙活動をさらに行うということで対応していきます。なお、先ほどご質問の中で、交通量の調査は行っておりません。

次の公共交通についての中、通告書にある町営バスの乗客数は事業に見合う数になっているかというこの質問ですが、確かに利用者数は年々減少しております。理由としては、人口の減少、児童生徒数、高校生の利用者の減少等によるものと思います。しかし、最近ではハイキングなども盛んで、休日のみでなく、平日でも電車で皆野駅まで来てバスに乗りかえ山へ行く方たち、野巻方面から破風山を越えて日野沢からバスで駅まで来る方などふえています。1年を通して月別の利用者数の数値を見ても春と秋はふえています。

1人当たりにかかる経費が幾らなら妥当と言えるのかわかりませんが、運行関係の経費で見ますと、平成23年度で見ますと、使用料が648万5,000円、県補助金が1,070万円、特別交付金が1,202万6,000円、合計2,921万1,000円の収入であります。歳出については、運行業務委託料が2,686万9,000円、車両にかかる経費が17万6,000円、合計2,704万5,000円で、差し引くと216万6,000円の黒字であります。民間の事業者が撤退した後、地域住民や観光客等の必要とする人々の足となっているわけで、県補助金、特別交付金を受けての黒字ではありますが、必要な事業です。

以上で答弁を終わります。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

〔建設課長 小宮健一登壇〕

○建設課長（小宮健一） 10番、林議員の通告書1項目め、町内道路事情についてのご質問のうち建設課所管事業についてお答え申し上げます。

町道下田野1号線下田野橋のかけかえ工事につきましては、現在測量設計を実施しております。今回の改良計画につきましては、橋梁のかけかえ工事でございます、橋本体の工事と橋の前後の取り付け道を施工するというものでございます。町道下田野1号線親鼻橋から県道長瀬玉淀自然公園線までの全区間の改良計画は、当町としても必要であるというふうに考えておりますが、現在のところ、測量設計を実施するなど具体的な改良計画はございません。地元住民との協議につきましては、全体路線の測量設計を実施した時点で行うのが適当であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

〔産業観光課長 川田稔久登壇〕

○産業観光課長（川田稔久） 10番、林議員から通告がありました3番目の質問、町の観光担当部署と観光協会等外部団体との関係についてお答えをいたします。

初めに、皆野町の観光は、観光協会を初め関係団体が幾つもあり、町の方針として各団体をまとめる考えはないかのご質問について。現在町で行われております秩父音頭まつりを初め各イベントの開催方法を見ますと、町、観光協会、各団体が共催して行っているものや後援しているなど、各団体間の連携が図られております。このことから各団体のまとまりはあり、林議員ご質問の趣旨に沿った形は既にとれているのではないかと考えております。

次に、観光協会の事務処理だけではなく、事業まで産業観光課職員を使っているようですが、他にも仕事があり、人員は十分とは言えないようですので、対応を考えるべきと思うがとのご質問について。観光協会と産業観光課のかかわりについては、きのうきょうで上がったわけではございません。古くから町の観光事業に対して協働して取り組むことが引き継がれております。現在においても従来どおりの形で進めさせていただいております。ご心配をいただきましたが、不都合を感じておりませんので、ご質問に対する対応は必要ないのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） それでは、個々についてやらせていただきたいと思います。

町内の道路関係ですけれども、順番はちょっと逆になりますが、下田野のほうが具体的なので、話が早いかなと思いますので、二、三お聞きしたいと思います。

これは前議会、12月議会でも出たことなのですが、今回の橋梁工事に伴って改良が進む道路の限界点といますか、どこまで工事改良するのかということが1点、まずその点お答えください。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 10番、林議員さんの再質問にお答え申し上げます。

橋の取り付け道、どこまで工事をするのかということでございますが、まず起点側、これは信号の、要は140号との、親鼻の交差点のほうでございますが、そちらについては改良が済んでございます。橋を施工するに当たりまして、法線と言いますが、道路の位置が変わりますので、若干の取り付け道の必要性はございます。また、橋の反対側でございますが、およそ延長で100メートル未満、要は下田野の町営住宅下田野団地がございまして、下田野団地の用地いっぱいぐらいまでというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 今の件ですけれども、今は片側歩道で、にもかかわらず歩道のないほうに歩行者信号がついていて渡ってくるような反対側といますか、いわゆる県道、旧140号の川側に島があって、そこから金崎方面に行く歩道が延びているわけですが、あそこは島があるわけですが、あそこから歩行者信号があって渡ると歩道がないというような状況になっているわけですが、その辺のことはちゃんと考えておられるのか。そうすると、橋がありますから、先行きちょっとわかりませんが、いわゆる川側に歩道をずっとつけていくつもりなのか、そこまで考えないといけなかなと思いますが、その点が1つ。

それから、先ほど答弁の中で、下田野1号線については、全く検討がなされていないような話をされているのですが、過去に実は下田野1号線そのものの改良を意図した、石木戸町長もご存じの山田町長時代に設計までいったという事実があるようです。私そこまで町のほうの書庫をひっくり返して見るわけにはいきませんから、話でしかありませんけれども、という話を聞いております。その話の中によればですよ、これは本当かどうかはわかりませんが、今、親鼻橋が今回のように改良されたのも、多くの部分が、その設計どおりだったというような話も聞いております。事実かどうかはわかりませんが、そういったこともあるようですので、あるかどうかはわかりませんが、それら含めて検討をお願いしたいというふうに思います。それから、さっきの歩道についてどういうふうに考えているか、答弁をお願いします。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 10番、林議員さんの再々質問にお答え申し上げます。

まず、歩道の関係でございますが、町道下田野1号線の今後の計画に当たりまして、現在と同じく荒川の反対側に現在歩道がございます。下田野1号線片側歩道での計画というふうになると思います。ですから、荒川側には歩道は設置することはないというふうに考えてございます。

次の山田町長時代に測量設計を実施した経緯があるかということでございますが、これにつきましては、平成4年でございます。下田野橋から交差点までの間について測量設計を実施してございます。

なお、それよりも以前に同箇所の平面測量を実施したということでございます。計画の内容につきましては、平成20年から工事をしました下田野の改良工事、それとほぼ同等でございました。その点は間違いはございません。

以上でございます。

○議長（大澤匡子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） そんなことがあったということであるから、ではあの設計料はどうしてしまったのかなという気もしますが、それはそれとして歩行者信号があって、その先に歩道が消えてしまうというのは非常に問題かと思えます。何らかの工夫をしてもらって、ぜひとも歩道を設置していただくように再検討していただきたいなということを要望しますし、また先の事柄、いわゆる下田野1号線の延伸についても、それこそもうちょっとスピーディーに、今チャンスなのです。自民党が国土の強靱化ということで、そういうことに関して積極的になっているときなのですから、こういったときに逡巡していればお金は出なくなってしまうのです。チャンスですから、とにかく。頑張ってもらいたいなということを要望して、町内道路については、これくらいとしたいと思いますが、済みません。もう一点だけ、総務課長のほうなのですが、先ほど調査はしていませんと言われましたが、当然県道ですから、町の調査はしていないというのは当たり前ですが、県のほうが、多分昨年秋から年末にかけて矢尾あたりでやっていると思うのですよね。その辺の結果はどうなのか。多分聞けないことはないと思いますし、また県道だから知らないよということなく、実際問題、先ほど言うとおりの事故がないのは、それは人が通らないからなのです、あれだけの道にね。だから、いいのだということ、それをそのままうちのほうへ来て言ってみてください、大変なことになってしまうから。

確かに大型を運行する業者さんもいますけれども、主に走っているのは外の人たちなのです。その辺のことは、みんな知っていますので、その答弁だと、恐らく通らないと思いますよ。もうちょっと真面目にという言い方はおかしいけれども、真剣に考えてもらいたいなというふうに思いますので、答弁は要りませんが、調査結果についても、恐らく県土のほうでやっていると思いますので、後日で結構ですから、聞いてみて、わかるようでしたら、こちらのほうにも伝えていただきたいなと思います。安心安全は、ただ生活道ばかりではないのです。幹線道路がきちんとできてこそその部分もありますので、町長におかれまして、この件については積極的に、本当に先ほども言ったとおり、今はチャンスなのです、道をつくるのは。ですから、何としてもいろいろな方策をとってもらってやっていただきたいな。せっかくの大型予算なのだけれども、何となく身近に来てねえなという感じもしますので、よろしく願いいたします。1項目めは以上です。

2項目めの公共交通については、もう一度、中でばかり考えていたってだめなのです。それぞれの個々の事情というのがあることも事実です。だけれども、お金を持ってきたり、それからいろいろな工夫についても、うちは違うからというのは、いろいろな企業でもよく言われるのです。特にいろいろな事務事

業が、事務処理やなんかが、いわゆるＯＡ化される中で、皆野町は秩父郡市でも非常に早い段階でＯＡ化したわけですが、それをする中で、うちは特別だからというのは、各会社で言われたのですね。だから、ソフト屋さんが非常に困った。標準のソフトをつくって出して、安上がりでいいのに、うちはちょっと特別だからということで、ゼロから設計してつくと、うん千万もかかってしまう。だけれども、既存の基本ソフトをちょっと手直ししたり、手直しというよりも、使う方で工夫すれば、どんどん使えることも結構あったのだということがわかってきているのですね。

中だけではなくて、門戸を開いて、いろいろな人がいるわけですから、いろいろな人の知恵を利用しない手はないのですよ。実際に携わった、それに直面する町民の意見を聞かない、これはないと思うのですよね。この件については、これ以上やっても常山さんのところで、かなりやっていますので、要望にしたいと思いますけれども、住民、まあ町外の人の方がいいと思うのですよね。事情がわかっている人というのは、どうしてもブレーキがかかりますから、全く皆野町の事情がわからない人も含めて、こういった公共交通に関する専門家、それらの意見を聞く中で、いいものをつくっていけばいいと思います。

バスの事業も、先ほど総務課長が言われるとおり、年間約3,000万円、町営バスを走らせるのにかかっているわけですよ。それで、出どころは結局我々の懐から出てくるわけで、県だ、国だが補助しているから、これは言いわけにならないのですよね。確かに黒字だ、字面は黒字かもしれないけれども、現実はどうでもないし、言われるように通学の足になったりということもあるけれども、現実には通学の子供たち、高校生、それを考えても、かなり柄がでかくなってしまっているのかなというふうに思います。ましてや観光客というのは、いつ来るかわかりません。それらの人たちのために定期的にバスを流していく。しかも、先ほど町長は、足がなくてと言ったけれども、では何で交通不便な人たちが自分んちの自家用車を使うのか。バスが当てにならないからだよというのが意見としてあるのですよ。現実問題として、あの大きなバスを何便も流せるほどのことはできっこないのです。だからこそなのですよね。あしたから今あるバスをやめてということではありません。少しでも多くの機会に使えるようなものにしていこうというのが趣旨なので、何としても、そういった常山議員も言われているような検討の場を設けていただきたいなと。あわせて要望して、この件については終わりにしたいと思います。

3つ目です。産業観光課長から非常に力強いお言葉をいただきましたけれども、課長はいいよな。課長は、そう言えばいいからって下のほうで怒っているかもしれない。実際本当に厳しい職場状況だなというふうに感じます。これは産業観光課ばかりではない、ある意味では教育委員会だってそうですし、余り関係のないような、いわゆる外部団体の事務局を引き受けているところもありますし、そういったことも基本的には、やはり先ほどちょっと言いましたけれども、人が足りないのではないかな。こういうご時世、人を多く採るというのは難しいのかもしれませんが、やはりある程度の人数は必要だから条例で決めているのだと思うのですよね。条例どおりにすぐしろとは言いません。だけれども、雇用と言っていいかどうかはわからないけれども、それこそちょっと雇用の範囲を広げて募集すれば非常に優秀な人材があつという間に集まるときなのです。確かに財政的には大変なのかもしれませんが、人が必要なことも現実だと思いますので、何とかその辺、そっちのほうを考えていただきたいというのが趣旨になってしまって、ちょっと観光のほうからずれますけれども、検討をお願いしたいなと思います。

観光のほうなのですが、課長は、あのように言いますけれども、私は観光協会にもいて、あわせて商工会のほうにもいますけれども、どちらも何か同じようなことを考えているのですよね。片方で企画したことを、さも自分で考えたように片方が言い出してみたり、変な言い方ですが、ある意味足を

引っ張ってみたり、例えばこの春、桜まつりをやる。以前で言えば、一方でツツジ祭りをほかがやっていたと。ところが、そっちが大変なので、一つにくつつくの、くつつかないのというような、いろいろな事情がありますので、そこいら辺を少し整理整頓したほうがいいのかなと。何がというと、会員がみんな一緒なのです。観光協会の会員にしても商工会の会員にしても、それから飲食店組合にしても、これはみんなほとんど一緒なのです。同じ人たちが会費を出してやっているのだけれども、やっていることは、こっちで言うこと、あっちで言うこと、大体同じで、何だかなというのが会員の偽らざる事情なので、そこいらを、なかなかどの団体が主導してというのは難しいので、まずはと思うのですよね。

確かに課長が言われるように音頭まつり、それは共催なのだけれども、共催というよりも一つでやったほうがきれいだと思いますし、音頭まつりが出たから、町長にも、このことはよく肝に銘じていただきたいのですけれども、観光協会、この間出ていたと思いますけれども、西武鉄道の観光のほうから、なぜ皆野町は秩父音頭を観光の柱にしないのですか、観光に使わないのですかと言われた。役員が、どうしたらいいですかと、それはあんた方が考えることでしょう。これは当たり前なのですからね。なのだけれども、町長、年間1,000万円かけて、年間というよりも音頭まつりに1,000万円もかけてやっているのに西武鉄道は使っていないと言っているわけですよ、秩父音頭を。この事実ですよ。1,000万円かけている観光事業を外の観光屋さん、何で皆野町は秩父音頭を利用しないのかと言っているわけです。ことしでもう45回でしょう。最初のほうは確かに観光的なものがありましたけれども、ここ何回か、何十回にわたってやっているにもかかわらず、毎年途切れることなくやっているにもかかわらず、観光業者から見たら、秩父音頭まつりは秩父音頭を利用していないと言っているわけですよ。これは本気で考えなくてはいけないことだと思います。これから特別委員会という形で検討する機会があるかと思いますが、これは自分を含めてですけれども、何か工夫しないといけないというふうに思いますので、その辺の心がけといいますか、気合いをひとつ町長にお聞きして終わりにしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大澤匡子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 林議員の考え方は、林議員の考え方として承っておきたいと思いますが、それぞれの団体が同じような祭りをするというようなご発言もありましたけれども、私はあえて統一しなくてもいいのかな。それぞれの持ち味もありますし、あるいは先ほど桜まつりや、あるいはツツジ祭りがというような話もありましたけれども、例えば金沢地域におきましては、5月5日のころに萩神社を中心に郷土芸能である出牛の人形等の発表をしながら、ツツジ祭りも行っていたいております。これも数万人も来るというような祭りではありませんけれども、地域の特性を大変生かした祭りでありまして、大事にしていると思います。そのように、それぞれの地域にそれぞれの地区の持ち味を生かした祭りがありますので、そうしたものは大事にして、あえて私は一つにしないで、それぞれの持ち味を生かした祭りで継続してほしいと思っております。

秩父音頭まつりのことと西武鉄道の話が出ましたけれども、たしか3月の上旬ごろだったかと思いますがけれども、西武鉄道の社長みずから町長室においでをいただきまして、これは私どもの町だけでなく、秩父郡市の全ての自治体を歩いたようでございますが、東武鉄道が日光を中心に大変力を入れているけれども、これから西武は秩父を東武の日光のようにしていきたいということを申し出ておりました。ぜひ協力してほしいという話もいただきましたので、私からも、皆野町のことにつきましても、ぜひよろしくというお話も申し上げたのですけれども、そのように西武鉄道も、これからは本腰を入れて観光秩父を発展させるという意気込みでおるようでございます。連携をして取り組んでいきたいと思いますので、議会の皆さ

ん方にもご理解をいただければと思っております。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 町長の思いもわかりましたけれども、小さな町のことです。それこそ、たたらのお祭りだって、もうちょっと手を入れれば、それこそ数万人が来るようなお祭りになると思うのですよ。小鹿野町の氷柱、あれなんかだって大したことやったとは思えないほどの費用で大変な人数を呼んでいるわけです。ダリアにしてもそうです。小鹿野町は、そういうことを非常に積極的に進めているのですよね。外に向けての発進もしている。そういったことを全部において、それをするのは無理なのです。秩父音頭まつりにしても、1回来てしまえば、来年は来る必要ないねというのではダメなのです。また来年も来たいねというのでは、同じではダメなのです。なぜかというと、秩父音頭だけだからなのですよね。だけれども、出牛人形なんかだと、同じであっても出し物が違ったり、そのものが違ったりするから、来年も来てみたい、それこそ貴重だからですよ。そういったことを考えていくと、やはり今の現状の皆野町の力では、ある程度数は、何でもかんでもというわけにはいきません。とにかくやっていこうという気持ちが見えてきていますので、ぜひともこの1年間しっかりやって、観光秩父、観光皆野という形で売り出せばなと思います。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大澤径子議員） 次に、7番、新井康夫議員の質問を許します。

7番、新井康夫議員。

〔7番 新井康夫議員登壇〕

○7番（新井康夫議員） 7番、新井康夫です。通告に従い質問する前に、先ほど林議員のほうから質問がありました。その中で建設課長のほうから下田野1号線、これに関しましては、長瀬玉淀自然公園線に至るまで改良するというようなことを言われたような感じもするのですが、その点を、これは質問が終わった後で結構ですが、確認したいと思います。というのは、我々議会としても、町の道路の中で、秩父方面、黒谷境、木毛から原を通り、親鼻を通り、下田野橋、これを通して長瀬玉淀自然公園線までぶつかる道路、これは町の非常に主要な道路であると。この改良は、ぜひ必要だということのかねてから訴えてきましたので、その点再確認したいと思います。

それでは、通告に従いまして質問いたします。2項質問いたします。1つは、デマンドタクシー、ここでは高齢者タクシー料金助成制度、これについて。もう一つは、皆野橋歩道橋の設置について、この2点であります。

まず、高齢者のタクシー料金助成制度についてですが、議会でも公共交通については、総務教育厚生常任委員会が主体となりまして、視察、検討を行ってきました。執行部も一緒に視察した中で、町民のため、町の活性化のため協力して、同じ方向性を見出すかと考えていましたが、いきなり地域、年齢制限等が入った制度が出てきました。この制度に至った町の取り組みの経緯と検討結果について、以下の3点をお聞きます。

1つ、検討会議は、いつから、何回行ったか。

2つ、会議の構成と参加者。

3つ、最寄りの駅、バス停からおおむね1キロメートル離れた地域とした理由。

次に、2つ目の皆野橋歩道橋設置について質問します。皆野橋については、ご承知のとおり幅が狭く、車歩道の分離がないため、歩行者、自転車にとっては大変危険な橋となっています。誰もが歩道橋の設置を強く望んでいるわけですが、いまだに実現していません。

そこで、以下の2点についてお聞きします。1つ、町として歩道橋を設置または建設の要請はどのようにしてきたか。

2つ、歩道橋が設置または建設されない理由、これは何か。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 7番、新井康夫議員さんの一般質問通告書に基づきお答えします。

1番、デマンドタクシー導入についてお答えします。当町においては、高齢者外出支援タクシー利用料助成制度として新年度からスタートする予定です。このタクシー料金助成制度は、昨年、議員の皆様と一緒に胎内市、身延町のデマンドタクシーの運行状況の視察研修をさせていただきました。その後、総務課、健康福祉課に検討を指示し、役場内部において胎内市、身延町の平均乗車人数、初期投資、ランニングコスト、既存の公共交通のあり方など、両市、町のデマンドタクシー運行の実情を皆野町に置きかえ、検討、比較しました。

検討の結果、公共交通不便地域の高齢者に対する通院、買い物等の外出支援として、タクシー料金の補助制度が初期投資、ランニングコスト、利用者等の変化にリアルタイムに対応できる当町の地形に合うなど、総合的に当町においてベターであるとの結論に至りました。対象地域の設定は、中心地と比較し、商店、医療機関、金融機関等がない、日常生活に非常に不便を来している地域として、バス停からおおむね1キロメートル離れた遠隔地としました。距離の設定は、個人差はありますが、歩く距離として遠過ぎず、近過ぎずの妥当な距離であろうかと思います。

2番目の皆野橋歩道橋設置についてお答えします。平成19年に秩父市長、皆野町長連名で当時の栗原市長と私で県庁において上田知事に要望書を手渡しました。当時は、新皆野橋は工事中で、開通後の交通の変化を見ながら検討する必要があるとのことでした。当面の対応として歩行者の安全の向上のため、グリーンベルトを施行し、照明灯が設置されました。今後も秩父市とも歩調を合わせながら要望してまいります。

その他は必要に応じまして担当課長から答弁をいたさせます。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

〔総務課長 大澤康男登壇〕

○総務課長（大澤康男） 6番、新井康夫議員からの一般質問のデマンドタクシーの導入についての検討会議は、いつから、何回行ったかということについてご答弁申し上げます。

デマンドタクシー等の公共交通についての2回の議会研修に同行させていただきました。その後10月24日に指示を受け、検討を始めました。検討会議は、11月2日を初回として全部で7回開催しております。また、ほかに町内2つのタクシー会社と1度は概略の説明を行い、その後は2回会議を開催し、検討してまいりました。会議の構成と参加者につきましては、役場は総務課から私と主幹、主事の3人、健康福祉課から課長と主幹の2人、計5人です。タクシー会社からは、それぞれ代表1名ずつです。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

〔建設課長 小宮健一登壇〕

○建設課長（小宮健一） 7番、新井議員の通告書2項目め、皆野橋歩道橋設置についてのご質問についてお答え申し上げます。

皆野橋は幅員も狭く、歩道も未設置のため、橋を渡る歩行者及び自転車は、常に危険な状態であるというふうに認識しております。県に対して、これまでどのような要望をしてきたかとのことでございますが、まず平成8年11月に秩父県土整備事務所長へ皆野町長、秩父市長連名のかけかえ要望書を提出してございます。さらに、平成19年9月に皆野橋の早期かけかえについて、これを埼玉県知事へ皆野町長、秩父市長が直接要望書の提出をいたしてございます。皆野橋は、昭和10年に架設されました老朽化した橋であるため、歩道橋の整備や補修工事ではなく、橋本体のかけかえ工事の要望をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） 2つの質問、これに移る前に、最初に確認しました下田野1号線の改良に関しまして、建設課長、お答え願えますでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 7番、新井議員さんの下田野1号線の関係につきましてのご質問にお答え申し上げます。

先ほどの答弁で、私のほうからは、町道下田野1号線は親鼻橋のところから県道長瀬玉淀自然公園線までの全区間の改良工事は、当町としても必要というふうに考えておるといふ答弁をいたしました。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） 今の課長の回答で、今までは下田野橋の先、町営住宅までという話だったのが、今の回答で、もっと先の突き当たり、長瀬玉淀自然公園線まで改良が必要ということを認められました。大変大きな成果だと思いますし、これから議会のほうでも改良について、いろいろ執行側とあわせて努力していきたいと、そのように思います。

それでは、まず最初の質問、高齢者タクシー料金助成制度、こういう制度であります。私はデマンドタクシー、これの縮小版というか、それを制約を大いにかけた形での制度であるというふうに思っております。そして、町側からも説明がありましたように、今回のこの制度でいきますと、イニシャルコスト、これがかからないと。そして、ランニングコスト、これに関しても一定の条件をかければ、それなりに予算が、あるいは経費が把握できるというようなこと、こういうことで、一つの考え方であるかと、そのようには思っております。

ただし、ここに関しましては、年齢70歳以上、そして地域限定ということになっておりますので、町民の恩恵、浴する部分が少ないなという感じがいたしました。そして、質問の中で、どういう会議を開いて、何を検討したかというときに、町当局、そしてタクシー会社、この2つは検討の中に入っておりますが、肝心の町民が検討の中に入っていないということでもありますので、こういう制度ができたなというふうに思っております。

つまり、これを行政と、それから事業者、そして町民ということになりますと、行政のほうは経費が非

常に少なくて済むということで、ある面ではウイン・ウインでありますし、そしてタクシー会社、これは当然乗客数がふえるということで、これもウイン・ウイン。ただし、町民、70歳以上の方、この方で恩恵に浴する人は非常に遠く離れた方、その人たちはふだん苦勞されているかもしれませんが、まち中にある70歳以上の方も足が痛い、腰が痛いとか、車に乗れない、そういう中で冬の寒い中を買い物に行ったり、あるいはタクシーを使ったり、そして気を使いながら近所の人に、一緒に車に乗せてもらえませんかとかやりながら、苦勞しながら買い物、あるいは病院、いろいろなことに動いているわけです。

だから、その辺町民を検討委員会の中に入れば、当然そのような意見は出てきたと思うのです。それを1キロという、そこで線引きをしたと。恐らく私は、これは全体を見て、その中から絞り込んできて1キロということではなく、決め打ちというか、検討の見切り発車というか、置かれたのは、置いていかれたのは町民であると思いますけれども、最初にこの地区とこの地区、この辺を救うためには、どういうふうにしたらいいかと。その場合に1キロという距離制限を設けようと。そうすると、ほぼ執行側の意図した地域が入ってくるということで、これを考えたというふうに誤解されてもしようがないような、そういうことで、肝心の主体たる町民が抜けていると。そして、今度は別の視点から捉えますと、誰のための制度かと。これは当然、町民のために、この制度をつくるわけですね。そして、どんなニーズをカバーするか、病院とか買い物とか、いろいろなものがあると。そして、町民の意見を聞いたかと。この3点で物事を捉えろというふうに、あるデマンドの専門家の人が言っておりましたが、この肝心の町民の意見を聞いていないという部分があるのではないかと思います。

そういう中で、執行側の回答を見ますと、やはりこれは全体制をどう考えたのか、これが抜けているのではないのかなと思うのですが、全体として、今までのデマンドとか、あるいはデマンドバスとか、タクシーとか、そして今までの視察の関係、こういう中から町として全体制としてどう考えて、その中で最終的に今度の制度に落とし込んだと。要するにこの議論の流れというのを教えていただきたいと思います。

○議長（大澤匡子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 今、新井議員さんから再質問をいただきましたけれども、この地域を救いたいとか、この地域がどうだかということは、そういう考え方で始めたわけでは全くありませんけれども、いずれにしても一つの基礎となる部分がないことにはスタートも切れないということで、おおむね1キロとさせていただきますのは、遠過ぎもなく、近過ぎもない、しかも一番バス停等々からおりたときに大変な時間をかけて歩かなければというようなことを考えたときに1キロというふうに設定をさせていただきました。

そして、なぜ急いだかというようなことは、これはきょうこのことを問われた方々にも申し上げたいのですが、今免許証を残念ながら持てない、持たない方というのが、70歳以上の方々に比較的多いかな。ただ、その数もだんだん減っていくだろうというようなこと、今ここで急がなければ、そうした人たちを救うことも、なかなか無理だろうというようなことで急いだわけでもありますし、再三申し上げているようにスタートさせていただいて、そして検証もしていきたいと、こういうことでもありますので、そしてあわせてシルバー人材センターや社協で行っている福祉運送事業については、まだ利用度が極めて少ないわけでございます。少ないということは、言いかえると、PRが不足しておるのかな、そうした事業を展開していることを承知していない町民が多いのかなというふうなこと等もあります。そうしたことでありますので、今後PRに努めますし、また皆さんからも、再三申し上げますけれども、そうした方々にも利用していただくように伝えていただければありがたいと思っております。

○議長（大澤径子議員） 7 番、新井康夫議員。

○7 番（新井康夫議員） 話の中で、遠過ぎず、近過ぎずと。私は、近い人に関しましても、一定の配慮をした制度というのが一番公平性があるし、支持を受けるものだ、そのように思っております。そして、この事業は、先ほど聞いて回答がありませんでしたけれども、次の展開はどうしていくのかと。例えば来年度は、700メートルとか、500メートルまで範囲を広げるのか、あるいは年齢を広げていくのかとか、あるいは別の制度、林議員も常山議員も言いました、別の制度をもう一度見直して考えていくのかとか、そういうことを考えていかないと、一つの行き詰まりを生じるのではないのかなと。また、支持を受けないのではないのかなと、そのように思います。これに関しましては、再度検討していただくということで、終わりにしたいと思います。

次に、皆野橋歩道橋の設置ということで、今まで要望を何回かしたと。しかし、本当に要望するのであったら、毎年、毎年要望を上げると。そういう中で、県、国に考えていただくということでない、よそからも要望はたくさん上がってきます。その中で、どういうふうに要望された側は、整理するのか。これが大変ですし、今まで2回か3回要望したと。これだけでは、誰もが歩道橋設置必要だと考えても、なかなか実現しない。百年河清を俟つというようなことで終わってしまうというふうに思います。これは事は黄河ではなくて荒川ですので、水は清く澄んでおりまして、百年待つのではなく、5年で架橋を待つというぐらいの気持ちで、いろいろなワークをしていただきたいと、そのように思います。

先ほど林議員も話したように自公政権になりまして、国土強靱化という計画ができておりまして、防災とか、いろいろな面でインフラを整備していこうということになっております。そういう中に何回お願いしても、多くの人が必要とする歩道橋ができない、あるいは橋ができないということでは、今回はいいチャンスであるなど、そのように思っております。かつての美濃部東京都知事は、「一人でも反対すれば橋はつくりません」と言いました。そして、鳩山元首相は「コンクリートから人へ」という変なこと、理解できないことを言っておりましたが、今度は自公政権ですので、本当にしっかりと取り組んでくれると。そういう中に皆野橋の歩道橋の設置、あるいはかけかえということを強く要望してもらいたい、そのように思います。

そして、制度そのものがいろいろと変わってきます。国交省も県道や市町村道、今までは橋やトンネル、これをタッチしないということでありましたが、人手不足、あるいは技術者不足、そういうこともありまして、地方整備局が前面に出て、代行して、費用も国が55%から70%持つと。そして、このような道路法の改正案を決定したということも新聞に書いてありました。本当に今がチャンス、国や県に積極的に働きかけてもらいたいと、そのように思います。町長にもう一度ご答弁をお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 皆野橋のかけかえについては、これは皆野町だけでなく、秩父市と今までも連携をして取り組んできて、県のほうにも要請をしてきた関係もありますので、秩父市とよく相談をさせていただいて、要請をしたいと思っております。

先ほど建設課長から下田野1号線のことについて答弁を申し上げましたけれども、私もたしか小杉議員さんの質問の答弁でも申し上げておりますけれども、下田野1号線の長瀬玉淀自然公園線までの改良工事については、その必要は認めますと。ただし、狹隘の町道が、まだまだあるので、そちらを優先したいという答弁をいたしました。重複するようなことではありますけれども、当面は狹隘道路を優先すると、ということでご理解をいただきたいと思います。

それから、デマンドの関係で、実は2日ばかり前に、時事通信というのが配信をしてくれているのですけれども、千葉県の袖ヶ浦市、人口が6万1,000人の市でございますけれども、従来の循環バスを廃止して、平成22年10月からデマンドタクシーの運行を開始したと。地区内移動1回につき料金300円でスタートしたが、初年度の利用者は1日当たり3.6人と少なかったと。その後、利用者の要望も受け、地区外への運行も行うなどの対策を講じたが、それでも1日当たり6.7人と低迷した。その収益率は5.7%にとどまり、実に94.3%が公費負担となるもので、開始から2年5カ月をもって今月末で廃止するというものです。当市では、今は必要ないが、将来的には使うかもしれないからとして登録した模様のように。開始したら実際使う人は極めて少なかったというようなことで、財政状況は極めてよい袖ヶ浦市でも、ごく一部の利用者に過大な公費負担を継続することは問題であり、事業廃止に踏み切ったと言えると、こういうことが配信をされてまいりました。こういうことがないように多くの人に活用してほしいと思うわけでございます。いずれにいたしましても、スタートさせていただいて、検証もして、より利用しやすい制度にしていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） 質問は、これが最後で終わりますけれども、袖ヶ浦市の事例、これがありました。ただし、事例ですから、全国至るところに事例がありまして、うまくいっているところ、あるいはうまくいかないところ、いろいろありますので、その事例、そこから何を学ぶかということが大事であって、そのものの事の次第、これだけでは判断ができないと。そして、私も、この件に関しましては、一つの件というのはタクシー料金助成制度、これは一つの考え方であるなというふうに最初に申しましたが、イニシャルコストの少なさ、そしてランニングコストも非常に把握しやすいということもありますし、ある程度制約をかければ金額的な膨張は防げるということもあります。

ただし、私が言っているのは、検討過程において町民不在であると、7回も会議をして、総務課と健康福祉課、そしてタクシー会社が2回、全く町民が入っていないということで、もう一度町民の視点から、これを見直していただくということが、これを検討していただきたいと。そして、まず始めようということですが、始めたら、やはり次はどうするかと、二、三年先の、ある程度計画というか、シナリオをもって物事を始めませんと、全くどたばたで終わってしまうということがありますので、少なくとも二、三年の計画をちゃんと持って、次は年齢枠をどうするのか、あるいは距離枠をどうするのかとか、金額の負担率はどうするのか、その辺をお聞きしようと思いましたが、結局は答えがありませんでしたので、多分検討されていないのではないのかなと、そのようにちょっと疑念を持てしまいます。

そして、皆野橋のかけかえ、これに関しましては、これはどこがどうやれということではなくて、町長にも秩父市長にも頑張っていただきたいと思ひますし、我々議員サイドとしても、しっかり動けるところは動いて、歩道橋の実現、これに努力していきたいと思ひます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 零時05分

再開 午後 1時10分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（大澤径子議員） 次に、12番、内海勝男議員の質問を許します。

12番、内海勝男議員。

〔12番 内海勝男議員登壇〕

○12番（内海勝男議員） 12番、内海です。一昨年の3月11日発生した未曾有の東日本大震災、そして人災と言うべき福島第一原発の事故から、昨日、丸2年を迎えました。この大震災で関連死を含む犠牲者は2万人を超え、いまだ、不自由で厳しい避難生活を強いられている人たちは、2月7日時点で31万5,196人。そのうち、原発放射能で傷つき、苦しみ、ふるさとに戻れるあてもない原発避難者は16万人にも及ぶと言われています。

ことし1月1日付のある新聞に、「国のかたち」と題した記事の中で、「真の文明は山を荒らさず、川を荒らさず、村を破らず、人を殺さざるべし」、これは足尾銅山鉍毒事件の解決に生涯をささげた田中正造の言葉であり、田中正造没後、100年に当たることし、この遺訓を生かしたい。との前置きでありました。日本史上最悪の「原発事故」によって傷ついた大地と森と海。新自由主義が招いた格差と貧困。3人に1人が非正規労働者で年収200万以下の労働者は1,100万人を超えた。「きずな」どころか、無縁社会、孤独死、非婚化等々。あらゆる人間関係が希薄になっている。持てる者と持たざる者、飽食と飢餓、経済成長と環境破壊。これらの対立は、折り合うことはない。1%の勝者が支配する資本主義が、いかに人間を幸せにしないシステムか、先進国に広がる格差デモでも明らかだ。こうした負の連鎖を断ち切るには、政治や経済を支配してきた新自由主義に決別しなくてはならない。また、原発で傷つき、大震災の復興途上にある日本の再生にとって、逆行するのがTPPだ。国を壊す壊国協定であるTPPに反対する民意を忘れてはならない。このように、昨年末の総選挙の結果、発足した第2次安倍内閣に対して警鐘を鳴らす、内容でもありました。そして最後に「民を殺すは国家を殺すなり」「亡国に至るを知らざれば之れ即ち亡国」、これも田中正造の教えであり、無にしてはならないと結んでおりました。どこかの政党の新聞ではありません。日本農業新聞の論説記事であります。

しかし、今日の安倍内閣、予想されたとおり財界の言いなりで、原発の容認、そしてTPP交渉参加での決断状況となっています。私たちは、こうした動きに反対すると同時に、この地域の中で農林業初め生活の糧である労働によって希望や明るさの持てる生活、そして持続可能な地域社会を築いていく。そのことを改めて強調させていただきます。

町政に対する一般質問ということではありますが、「安全・安心の町づくり」に向けて、その視点は、「町民の命と健康、そして日常生活を守る」、このことに尽きると考えております。そうしたことから、県に対する要望や働きかけも含んだ質問項目もありますが、「町民の命や健康、安全を守り、確保する」、こうした立場からの答弁をお願いしたいと考えております。

1項目の県道長瀬玉淀自然公園線の安全対策についてお伺いします。その1点目として、三沢地内における交通安全対策を含む道路改良計画についてであります。この県道長瀬玉淀自然公園線は寄居町末野の国道140号との交差点を起点とし、長瀬町、皆野町を経由して秩父市大野原の国道140号との交差点を終点

としており、まさに、国道140号と平行し、国道を補完する幹線主要地方道でもあります。この路線は、信号機が少なく、秩父や横瀬方面から寄居方面へ、また秩父高原牧場を経由しての小川方面へ、あるいは、その反対方向へと、特に朝の通勤時間帯での通行車両が増大しております。そして、この路線での未改良部分として残っているのは、主に三沢地内だけとなっております。特に、三沢地内の中間部分、約1.5キロメートルの区間は、道路が狭隘で、歩道や自転車道もなく、路側帯もない県道を、毎日通学している児童・生徒にとって、大変危険な状況にあります。

一 昨年 of 県の実態調査で、この長瀬玉淀自然公園線の三沢地内だけでも8カ所が危険箇所として指摘され、早急な対策が望まれています。また、秩父市の芝桜など観光シーズンには、大型バスの進入などによって車両のすり替えもできず、渋滞するケースも生まれています。平成6年に陳情してあった、小平から三宮司橋付近の道路改良については、平成18年度より工事が着工し、昨年、三宮司橋の歩道橋が完成し小平工区については、ほぼ完了したと聞いております。また、未改良区間における道路整備について、平成16年12月には、三沢小学校PTA、同後援会が中心となって、三沢地内の県道長瀬玉淀自然公園線の道路整備に関する要望書を地区住民1,386名の署名と一緒に秩父県土整備事務所を経由して埼玉県に提出してきております。また、昨年9月の県議会において、地元選出の岩崎県議より、長玉線、三沢地内の道路改良計画について質問もされておるようです。それらを含め、三沢地内における交通安全対策を含む道路改良計画について、どのような動きになっておるのか、お聞きします。

2点目として、県道長瀬玉淀自然公園線に隣接する四万部山地すべり防止対策について、お聞きします。この場所は、三沢方面から秩父市側に向かい、皆野町と秩父市との境界にある小野田峠の手前、約300メートルのところに、高さ約5メートル、幅約30メートルぐらいのブロック積みの擁壁があります。この擁壁に大きなクラックが入り、ひどい所では、ブロックが5センチぐらいはみ出るなど段差が生じており、年々ひび割れも大きくなっており、現在、この場所には、バリケードが置いてあります。また、この地点より山側約50メートルぐらいのところに林道雨乞曾根坂線がありますが、この路面も4年ぐらいの周期で陥没し、今日までに数回の補修工事を町として行ってきました。また、県道と林道に挟まれた畑は、異常に変形しており、明らかに地すべりの現象であると判断できます。この件について、2005年9月、2007年3月議会でも取り上げておりますが、具体的な地すべり防止対策を早急に施さないと、豪雨や大雨等があった場合、一気に崩落する危険が十分予想されます。町としての取り組み、また県の対応はどのようなになっているのか、お聞きします。

2項目の防犯灯LEDの進捗状況と今後の管理についてお伺いします。節電と照明灯の長寿命化、そして雇用対策の一環として、町内約900基の防犯灯のLED化事業が平成24年度の大きな事業の一つとして推進されています。既に、町内ほとんどの防犯灯が光度の強いLEDの照明器具に交換され、一部であっても、町が明るくなった感じさえしておりますが、今後とも住民の安全確保に役立つことを願っておりますが、そこで、今後の考え方を含め4点についてお聞きします。

1点目、防犯灯LED化の進捗状況について。現在、町内全体で何基を更新したのか。各地区ごとの更新状況も含め答弁をいただきたい。

2点目、LED化によって、町にとっての節電効果はどのようになるのか。東電との契約内容も含め答弁をいただきたい。

3点目、防犯灯設置箇所の登録表示について、昨年3月議会で総務課長より、「一遍にLED化することになりますので、表示ナンバーをつけて管理するなど検討したい」旨の答弁がされていましたが、設置

箇所への登録表示は、どのように検討されているのか。

4点目、LED化に関連し、防犯灯を設置している木柱などの更新について、どのような見直しがされてきているのか。昨年3月議会での「倒れかかった木柱等、この機会に新たな電柱に更新できればと考えている」旨の町長答弁も含め、お聞きいたします。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

〔建設課長 小宮健一登壇〕

○建設課長（小宮健一） 12番、内海議員の通告書1項目め、県道長瀬玉淀自然公園線の安全対策についてのご質問にお答え申し上げます。

まず、県道長瀬玉淀自然公園線の未改良区間の今後の改良計画についてでございますが、三沢小学校付近から上三沢区までの約2キロメートルが現在未改良となっております。この区間は三沢小学校への通学路となっており、道路の幅員が狭く、歩道も整備をされていないため、大変危険な道路であると認識しております。秩父県土整備事務所によりますと、平成25年度の当初予算におきまして、当区間の改良促進のための測量設計委託料を強く要望しているとのことでございます。また、改良事業が完成するまでの安全対策につきましても、必要なことは積極的に実施をするとのことでございます。

次に、上三沢地内の山口製作所美の山側四万部山地すべり防止区域の地すべり防止対策でございますが、ここ数年、県道の美の山側のりどめブロック積みの亀裂が広がりつつあります。そのため今年度、平成24年度でございますが、秩父県土整備事務所道路環境担当におきまして、地すべり調査の委託を実施してございます。その調査の結果に基づきまして、次年度、平成25年度でございますが、その対策工事の設計を行い、四万部山地すべり防止区域を所管してございます秩父農林振興センターと調整後、その内容に応じ、どちらかの管理者が、その対策工事に着手する計画であるとのことでございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

〔総務課長 大澤康男登壇〕

○総務課長（大澤康男） 12番、内海勝男議員からの一般質問の防犯灯LEDの進捗状況と今後の管理について答弁申し上げます。

まず、防犯灯のLED化の進捗状況についてですが、工期は3月15日までとなっておりますが、LEDの更新作業は890基全て完了しております。

次に、町にとっての節電効果についてでございますが、LED化を行ったことで電気料は約106万8,000円節約できる見込みです。また、CO₂排出量も年間2万25キログラム、約60%の削減ができる見込みです。また、LEDは寿命も6万時間と今までの蛍光灯の約7倍と長いことから、電気切れなどの修繕も少なくなります。平成23年度は、球切れ、機器の交換で135万円かかっていますので、その辺の修繕料も節約できると思います。

続いて、防犯灯の設置場所の登録表示についてですが、防犯灯一つ一つに番号はつきませんが、防犯灯が取り付けである電柱には全て番号がついています。また、取り付けが電柱以外のものであったとしても電気を引き込んでいる電柱の番号があります。今回の委託事業の中で、防犯灯管理台帳と住宅地図に防犯灯設置箇所に丸印と電柱番号を記載したものを作成します。今後は、電子データで納入になる防犯灯管理台帳と住宅地図で管理を実施します。また、先ほどご質問の中の修繕についてですが、平成25年度の予算としまして20万円を計上しております。また、890基防犯灯を設置した地区ごとの数でございますけれど

も、皆野地区が318、国神地区が163、金沢地区が90、日野沢地区が150、三沢地区が169という内訳でございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） ありがとうございます。時間の関係もありますので、LEDの関係から再質問させていただきたいと思うのですが、もう既に今年度予定したLED化については890基で完了したという答弁をいただいたのですが、具体的に申し上げますと、私の住んでいる青砂町会、ここだけでも前の蛍光管による防犯灯が、まだ現在3基交換がされていません。恐らくそういう状況というのは、他の場所にも町内随所と言ったら適当かどうかわかりませんが、恐らく2桁に及ぶ交換なり、未設置の防犯灯があらうかと思うのですが、昨年3月の議会の中でも新井康夫議員のほうから「防犯灯LED化900基というのは、町内全部の防犯灯の数というふうに見てよいのか」という質問に対しまして、総務課長だったと思うのですが、「個人的につけたものは含まれないが、町内全部ということで考えている」、こういった答弁がされているわけですね。

そういったことを考えますと、現在未交換のというか、未設置の防犯灯、これはどういった理由で更新がされていないのか、この点についてお聞きしたいと思いますし、またこういった取り残されたという、適当かどうかわかりませんが、これに対する対応はどのように考えているのか、この点についてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） ただいまの内海議員さんからの再質問でございますけれども、確かに今残っているものがございます。今回の工事の関係で、町全体を調査しまして、その中で今2桁という話が出ましたけれども、70基が今残っています。これは所在が不明のものでございます。町の所有のものにつきましては890基を今回LED化しましたけれども、設置者が不明ということで、残っているのが70基あります。それにつきましては、先ほど言いました台帳ができますので、その中で把握できますので、来年度、平成25年度の予算を計上させていただきましたけれども、その70基につきましては、個別に調査を行いまして交換をしていくつもりでございます。

それから、新年度の予算の都合でございますけれども、今まで要望が来ているものがありまして、LED化するというので、お待ちいただいているところもありますので、それも含めて予算化させていただきます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） そうなりますと、約70基が設置不明のため、今回のLED化の、これは全て県の費用といたしますか、県費でやっている事業だというふうに思います。少なくともこの防犯灯の維持管理については、私も過去2回ぐらい、10年ぐらい前になろうかと思うのですが、町で設置した防犯灯なり、また町で維持管理している防犯灯、これの設置箇所等きちんと管理すべきではないかということで、当時から提案を申し上げてきております。そういった中で少なくとも恐らくこの70基につきましても、私が知っている範疇のところでも、この間球切れとか、そういった場合については、全て町のほうで交換等やってきているわけですね。ということは、実質的に町で維持管理をやっているわけですね。そういったところが、この台帳から抜け落ちていたということになるわけですね。管理がずさんであったのではない

かというふうに私は思っています。これが設置したのが、例えば三沢でいえば三沢開発協力会で設置したのもあるでしょう。

ただ、個人で設置したというのは、ほとんどないです。私が知っている範囲のところでも、これは明らかに町なり、開発協力会なりで設置したのであって、個人で設置した防犯灯なんてものは、それこそうちの町会で見れば、青砂町会のすぐそばの橋のところとか、青砂町会の倉庫の反対側だとか、雨乞林道の石碑のところだとか、中心的なところに以前からある防犯灯であるわけですね。そういったのが落ちていたということについては非常に問題だというふうに思いますし、今の70基については、来年度の予算388万円ですか、これでやるということになりますと、町の経費でというか、予算でやるわけでしょう。この事業をきちんと取り上げる前に、町として、もう既に維持管理していたわけですから、何でこの事業を始める前に町の防犯灯としてできなかったのかどうか。少なくとも総務課長も昨年の新井康夫議員の答弁に対して、個人で設置したのは別としても、町内の、それ以外の防犯灯については、全てやりますということを行っているわけですね。この答弁した時点で70基というのは、もうわかっていたことなのですか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） ただいまのご質問でございますけれども、町のほうで890基を把握したということとは、防犯灯の電気料ということで、東京電力に町からお払いしている数です。それが890基です。先ほど申し上げました不明70基については、支払いが町でないものということであります。その所有については、これから調査していくということで、所在については、場所はわかっております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） ということになりますと、今、未交換の防犯灯については、どこが電気料といたしますか、電気代を払っているのかわからないと。これは個人で払っているということは絶対ないですよ。恐らくそんなことではないかなと思ひまして、東電との契約内容を含めて私も質問したつもりなのですが、そうはいっても、この事業を取り入れる前に、もう全てそういうことがわかっているのであれば、まして今まで確かにそれは町で東電に対しても電気料を払っていないかもわからない。だけれども、そのところは、きちんと町の管理として移管してやるべきだったのではないですか。そういったことはできなかったのですか。私は本当に10年前から、そういったことをなくすように、町としてもきちんと管理すべきだと。これは当時、矢島総務課長だったと思うのですが、当時から、そういった点も含めて防犯灯の所在なり、所有者なり、そういったことも含めて管理されてきたと思うのですよね。大きなあれですよ、私がここに気がついただけでも、旧町内の三沢だけぱっと見ても20基近く交換されていないのですよね。特にみ～な子ども公園の沢伝いといいますか、あそこについても交換されてないのですよね。こういったところは何で設置者といいますか、所有者といいますか、わからない状況が不思議でならないのです。少なくともそういったところについても、この間、町のほうで修理等はやってきていると思うのですよね。どうなのですか、その点は。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） ただいまの件でございまして、確かにそういう箇所についても、電球の交換等している場所もあるかもしれませんが、ただ、当初この事業を始めるときに890という数字を出すのに東電の支払いの関係から数を出しました。台帳については、確かに古いものはあると思うのですが、途中で新設等の記入漏れがありまして、確かなものではありませんでした。それで、設置をしていく段階

で、町内の調査をしたところで設置者不明のものが70基出てきたということで、こちらについても東電のほうで、その支払い関係を調査しましたがけれども、個人情報の関係ということで、その辺については教えてもらうことはできませんので、場所はわかりますので、これから個々に対応していきたいという考えであります。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 今後のことになりますが、いずれにしましても、そういった防犯灯についても、LED化を図るということであります。この時点できちんと町の管理にすると。東電に対しても、この設置といいますか、この70基も含めて、町のほうできちんと払うような、そういった所在をはっきりさせておいた方がいいと思いますが、この点についてと、あと今後の、こういった問題が二度と繰り返されるようなことはないと思いますが、いずれにしましても台帳とか地図上の管理だけだというと、これが間違いなく町の管理の防犯灯だということは町民にはわからないわけですよね。区長さんとか、そういったところには、それなりの資料が渡されているみたいですが、いずれにしましても電柱のナンバーとか、設置されている柱にナンバーがあるだろうから、それに委ねますというのではなくて、町民が見て、これは町の防犯灯であると。例えば三沢でいえば、これが何番の防犯灯であるとか、そういったはっきりした表示ができるように、ぜひ検討していただきたいと思いますが、この点についてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） それでは、ただいまのお話でございますけれども、今後検討して、そのような方向で進めていきたいと思います。

また、先ほど70基、それから新設分につきましても、東京電力のほうへ更新してやっていくつもりで、新年度予算の388万円の中に更新の手数料も含まれておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） ぜひ答弁のような形で進めていただきたいというふうに思います。

最初の1項目めについて、平成25年度で長瀬玉淀自然公園線の改良工事については、測量設計等、秩父県土整備事務所としては要望しているということなのですが、この改良工事が順調に進むように町のほうからも働きかけを強めていただきたいというふうに思います。

それと、四万部山の地すべり防止対策なのですが、平成24年度に調査を進めているということなのですが、以前これは取り上げたときに縦割り行政の弊害といいますか、地すべりの防止区域を指定したのは農水省であって、県道を拡幅したことによって、そういった地すべりの現象が生まれたとか、そういった責任の所在というか、責任逃れというか、そういったことが言われた経緯があるのですが、答弁をお聞きしますと、調査のほうは秩父県土整備事務所のほうで今進めて、その後の対策については秩父農林振興センターのほうと調整してやっていきたいというような答弁もいただいています。

いずれにしましても、もう既に豪雨等があると、私の見た目なのですが、一気に崩壊して、道反対側の山口さんのお宅とか、または通行車両とか、万が一人身といいますか、そういった災害も含んだ大きな危険が予想されます。どういう工事をするかというのはわからないのですが、いずれにしましてもあそこについては、雨乞林道等についても、最初のころだったと思うのですが、1メートルぐらい陥没した

こともございました。その後、谷川のほうへH鋼等土どめに入れてもらっているのですが、それは全然効き目がないわけです。

ですから、かなり深いところから地すべりが生じているのではないかなと思いますので、調査した結果、どういう対策がとれるかわかりませんが、いずれにしても地すべりをとめない限り、あそこの擁壁の工事等も手がかけられないのではないかと。素人でも、そういうふうな状況が判断できますので、できましたら、集水井といいますか、水抜き対策等先行していただく中で、ここは災害を未然に防ぐよう、努力していただくよう働きかけをしていただきまして、私の質問については終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（大澤径子議員） 以上で通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（大澤径子議員） 日程第6、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

本定例会に町長から提出された議案は、ご配付いたしましたとおり、議案第1号から議案第24号まで、並びに同意第1号から同意第3号の27件でございます。

議案内容の説明は、それぞれの議案が議題に付された際に求めることにいたします。

なお、議案内容については要約して説明願います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第7、議案第1号 皆野町新型インフルエンザ等対策本部に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第1号 皆野町新型インフルエンザ等対策本部に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき皆野町新型インフルエンザ等対策本部の設置に関し必要な事項を定めるため、この案を提出するものでございます

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 議案第1号 皆野町新型インフルエンザ等対策本部に関する条例の制定につ

いて、内容をご説明申し上げます。

第1条、趣旨でございますが、昨年、国において新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定されました。この中で市町村の対策本部に関する規定は、条例で定めるという規定がございますので、必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、本部長、副本部長、本部員等の組織に関する規定でございます。

第3条は、対策本部の会議に関する規定でございます。

第4条は、必要と認めるときは、対策本部のもとに部を置くことができるという規定でございます。

第5条の規定は、この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定めるというものでございます。

附則でございますが、特別措置法が公布をされまして1年以内、本年4月中ごろに施行される見込みでございますが、法律の施行日に合わせて施行するというものでございます。

以上、簡単ですが、議案第1号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 新型インフルエンザというのが、既に発生して襲ってくるような気配があるわけですか。それで、これだけのものを設置するには、これから先、国が施行した日に合わせて、こちらも体制をとって置いて、この本部なりが立ち上がるというふうに理解できてしまうのですけれども、時間的なものは、もしも既に発生しての対策だったら、時間的心配はないでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 今回の国における新型インフルエンザ等対策特別措置法は、ご承知のように平成21年に新型インフルエンザが発生をいたしました。それらの教訓を踏まえて、いわゆる平常時において最低限の備えをするという趣旨のもとに対策特別措置法がとられたわけでございます。その中で、県、あるいは市町村においても必要な備えをするという大枠の体制整備を法律の中に求められておりますので、それに基づき多くの体制整備を条例で定めるものでございます。具体的に今、新型インフルエンザが発生をしておるわけではございませんが、法律の施行日をもって対策本部を立ち上げるというものでもございません。いずれにしても、備えをするという内容でございます。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 法律の施行日をもって、この本部を設置するとお聞きしたような気がしましたけれども、違うわけですか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 失礼いたしました。法律の施行日をもって、この条例の施行をするということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 何となく理解いたします。実際には本部長を健康福祉課長がなられるのかもしれない。町長かもしれない。それで、具体的にどういう活動が予想されますか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 本部長は町長の予定でございます。具体的には今、国において、この特別措置法に基づく行動計画、いわゆる有識者会議で必要最小限を定める内容が議論されております。今現在意

見募集をしておるところでございます。その中でも必要最小限のことを定めようと。国民の生活、あるいは町民の生活を制限するような内容も含まれておりますので、例えば学校に出席しないとか、公の中で、大勢が集まる祭り等を自粛してもらうとか、そういったことも考えられますが、そういったことに対応できるような大枠だけ決めて、個々の実情に合わせて臨機応変といいますか、そういった対応がとれるような仕組みをふだんからつくっておきなさいという趣旨に捉えております。

以上でございます。

〔「了解しました」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。



◎議案第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第8、議案第2号 皆野町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第2号 皆野町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

介護保険法の一部改正により、指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定めるため、この案を提出するものでございます

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 議案第2号 皆野町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

第1条は、条例制定の趣旨でございます。

第2条、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、これはいわゆる特別養護老人ホームと言われるものでございます。町が指定できるものは29人以下とするものでございます。

第3条、サービス事業の申請者の資格でございますが、法人とするものでございます。これらは今まで国で定めていた基準どおりでございます。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 私の認識が間違っていたのかもわからないのですが、例えば今まで特別養護老人ホーム等の入所定員といいますか、一施設については50人とか、そういう認識で私はいたのですが、これは29人以下ということについても、今までの国の基準と同じだというふうに言われたのですが、この辺についてどうなのか。どうなのかというのは、29人以下の場合について、町のほうとして許認可があるかどうかというのはわからないのですけれども、その辺の今までの国の基準と29人以下との関係についてお聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） ただいまの内海議員さんのご質問にお答えをいたします。

まず、大きく分けまして、この後の議案でも出てまいります、指定地域密着型という言葉でございますけれども、これが町が指定の権限のある部分でございます。一般の特別養護老人ホーム等については、この地域密着型という言葉はつきません。それについては、現行もそうでございますが、埼玉県、県のほうに指定の権限があるという内容でございます。小規模なものについては市町村に指定の権限があって、それが今までも29人以下でございましたが、介護保険法の改正によりまして、条例で指定の人数を定めることとされたことに伴い、条例化するものでございます。よろしくお願いします。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。



◎議案第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第9、議案第3号 皆野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第3号について提案理由の説明を申し上げますが、議案第3号から第8号までは同じ提案理由により改正するものでありますので、説明を一括して申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革一括法の施行に伴い、これまで国で定めていた基準等を条例で定めることとされたため、これらの案を提出するもので、議案第3号から議案第7号までは条例の新規制定、議案第8号については関係条例の一部改正を行うものです。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤怪子議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 議案第3号 皆野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

初めに、今回の条例制定に当たっての現行の国の基準、厚生労働省令でございますが、既に詳細な基準が定められておりまして、その基準に基づき必要なサービスの提供等がなされているところでございます。町内で関係する事業所としては、認知症対応型共同生活介護、これはグループホームでございますが、2事業所ございます。これらの事業所は、現行の国の基準により、適切な設備の整備と適正な事業の運営が行われております。したがって、条例制定に当たっては、現行の基準どおりとし、町独自の基準を加えないで制定をするものでございます。

1ページから2ページにかけての目次をごらんいただきたいと思います。第2章以下では、サービスの種類ごとに人員、設備及び運営の基準を定めています。この中には提供拒否の禁止、運営規定の策定といった複数のサービスに共通する項目と、それぞれ各サービス独自の項目がありますが、事業者にとってのわかりやすさの観点から1章ごとに、そのサービスについて必要な基準を規定しています。

以下、大変恐縮ですが、概要の説明を申し上げます。

第1章、総則でございますが、第1条から第3条まで、この条例の趣旨、用語の定義、事業の一般原則を定めるものでございます。

第2章は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の人員、設備、運営に関する基準を定めるものでございます。重度者を初めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、訪問介護と訪問看護を一体的に行うサービスでございます。現状では、このサービスを行う事業所はございません。

次に、第3章でございますが、夜間対応型訪問介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。夜間において定期的な巡回または通報等により、その人の居宅を訪問し、援助を行うサービスでございます。この事業所もございません。

次に、第4章でございますが、認知症対応型通所介護の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。これは認知症の利用者が施設に通ってもらい、日常生活上の世話や機能訓練を行うものでございます。この事業所もございません。

次の第5章、小規模多機能型居宅介護でございますが、居宅やサービス拠点への通所や短期間宿泊によ

り、日常の世話や機能訓練を行うものでございます。これも指定の事業所はございません。

次に、第6章でございますが、認知症対応型共同生活介護の基準を定めるものでございます。これはグループホームでございまして、町内に2事業所ございます。

次に、第7章でございますが、地域密着型特定施設入居者生活介護でございます。これは有料老人ホーム、養護老人ホーム等のうち入所定員が29人以下の入居者に日常生活上の世話、機能訓練と療養所の世話を行うものでございまして、町内には指定施設はございません。

第8章は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護でございます。これは先ほど議決をいただきました定員29人以下の特別養護老人ホームのことでございまして、指定の施設はございません。

第9章は、複合型サービスでございます。居宅での要介護者について訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組み合わせにより提供されるサービスとして、昨年4月から新たに導入されました。町内には、この指定施設はございません。

続きまして、大変恐縮ですが、一番最後のページから3枚おめくりをいただきたいと思います。101ページをお願いいたします。101ページ、下から4行目、附則第1条の施行期日でございます。第1次地域主権一括法による法の改正は、平成24年4月1日に既に施行されていますが、第1次地域主権一括法の附則第6条第2項により、施行の日から起算して1年を超えない期間内において条例が制定されるまでの間は、厚生労働省令で定める基準が条例で定める基準とみなされます。そのため本条例の施行日は、平成25年4月1日とするものでございます。

以上、簡単ですが、議案第3号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） ただいま課長のほうから説明の中で、当町に関係ある施設があるのは第6章ですか、第7章ですか。

〔「第6章です」と言う人あり〕

○11番（四方田 実議員） 第6章だけが、この中で、ある意味では、施設があるとすれば関係するということに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） そのとおりでございます。

〔「ありがとうございました」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） このようなものが県なりから町に認可が移譲されて地域密着型という言葉でもって身近になるような雰囲気がありますけれども、既存の人はそのまま引き継いで事業を行えて、新たに参入しやすくなるというか、要するにこれから高齢化がますますもうしばらくそういう社会に向かってしまうとき、こういう施設が今よりも求められる時代にならざるを得ないかなというとき、このように変わってることによって認可が受けやすくなるという期待を持ってもいいのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） これは今まで厚生労働省令で定められていた基準を今回そっくりそのまま町の条例として法の規定によりまして定めるものでございます。もし仮に皆野町だけ単独の基準というもの

を定めた場合には、今、小杉議員おっしゃられたようなことも起こり得るかと思いますが、今までも町の地域密着型の指定というものは既にございまして、その基準は条例で定める前の、今の厚生労働省令の基準にのっとって施設の整備を図りなさいというものでございまして、指定がとりやすくなるということではございません。よろしくお願いします。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 今、小杉議員が聞いたことに関連してなのですが、今の課長の答弁では、現状あるものについてということだったように感じたのですが、現状ない施設について、例えば人数の制限を低く設定して、要は皆野町はそう人口があるわけではありませんから、今までの基準だと施設そのものが、設備投資とか過大になり過ぎてしまうので、例えば人数の少ない部分にしたところで、そうするとできるというような形で、いわゆる規制の緩和ということがあった場合には、要は、これも適当な表現ではないかもしれませんが、皆野町だけについては、ほかが絶対やっていなければですけども、皆野町だけについては規制を緩和した形で同じような施設が設置可能になるというように解しているのですか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 2つの問題があらうかと思います。人数の問題に関しては、29人以下とするというのは、現行の厚生労働省令と変わりはございませんが、これを30人以上は県の管轄になりますので、29人以下とするというのを24人以下にするといった場合には、これが緩和と当たるのか、厳しくなるというのか、ちょっと微妙な問題がございます。したがって、理屈上は可能ですが、現行どおり。

それから、もう一つの点は、施設の点でございますが、例えばスプリンクラーを設置するという細かい規定があるものを、それを緩和するというのは全く考えられないことでございますので、現行の厚生労働省令の基準どおり適用してまいりたい。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

2番、宮前司議員。

○2番（宮前 司議員） 2つほど教えてもらいたいのですけども、一応は目を通して理解できなかったのが、5ページ目の常勤換算方式で2.5以上というのは、常勤換算ですから、事務所に残っている数なのか、あるいは訪問介護に出かける人の人数を指しているのかというのが1点です。

○議長（大澤径子議員） 5ページのどの辺ですか。

○2番（宮前 司議員） 5ページの（4）のアのところですよ。

それと、13ページの一番下です。第23条第2項の質の評価を問うとともに、定期的に外部の者にとというのは、まだ決めてはいないのでしょうかけれども、役場の職員とかというような解釈でよろしいのでしょうか、お願いします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 2.5人の関係ですが、この定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者の人数でございますが、こういったことが、まだ現実に行われていないということもございまして、深く読み切れていないわけですけども、登録者数という捉え方をしております。

それから、13ページの定期的に外部の者にとというのは、これはその事業の審査を行うような機関もあるようございまして、そういった外部機関での審査を想定しているものと思われまして。

以上でございます。

〔「結構です」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。



◎議案第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第10、議案第4号 皆野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由を省略して健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 議案第4号 皆野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

これは、ただいまの議案第3号に対しまして、介護認定で比較的軽度な要支援の方に対するサービス、介護予防サービスの基準を定めるものでございます。介護予防に重点に置いたサービスのため、比較的重度者のためのサービスは、これに含まれておりません。また、それぞれに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準がございますが、介護予防サービスの利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう効果的に支援することを目的として基準を定めるものでございます。これにつきましても、厚生労働省の現行の定めのとおり定めるものでございます。

以上、簡単ですが、議案第4号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） この議案第4号までが皆野町地域密着型というのが頭につく事業になっているみたいですが、具体的に既存のところもあって、今度は町のほうで、その運営状況を今まで以上に把握する責務が発生するのではないかなと推測されるのですけれども、きょう一般質問でも出ておりましたが、その辺で健康福祉課の人員は、そうなった場合、大丈夫でしょうか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 大丈夫でございます。

〔「了解しました」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。



◎議案第5号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第11、議案第5号 皆野町町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由を省略して建設課長に議案内容の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 小宮健一登壇〕

○建設課長（小宮健一） 議案第5号 皆野町町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

道路法の改正により、町道の構造の技術的基準は、道路構造令等を参酌して道路管理者である町の条例で定めることとなったため、この条例を制定するものでございます。

条例の内容でございますが、まず1ページでございます。第1条は、この条例の制定の趣旨でございます。町道の構造の技術的基準及び町道に設ける道路標識の寸法の基準を定めるというものでございます。

第2条、定義は、この条例において使用する用語は、道路法及び道路構造令において使用する用語の例によるというものでございます。

第3条は、道路の区分でございます。

次の第4条、車線等から4ページ、第13条、植樹帯までは、道路の横断面の構成の規定でございます。

その下の第14条は、設計速度で、道路の区分に応じ、規則で定めるというものでございます。

その下、第15条、車道の屈曲部から6ページ、第23条、縦断曲線までと、第25条、横断勾配、第26条、合成勾配は、道路の線形及び視距の規定でございます。

6ページの第24条は、舗装について定めるものでございます。

7ページ、第27条は、道路の排水施設について、その下の第28条、平面交差又は接続から第30条、鉄道

等との平面交差までは、平面交差、立体交差に関して定めるものでございます。

次の８ページ、第31条、待避所から第36条、防護施設までは、道路の附属施設について定めるものでございます。

その下、第37条、トンネルから９ページ、第38条、橋、高架の道路等は、道路構造物について定めるものでございます。

その下、第39条、附帯工事等の特例及び第40条、小区間改築の場合の特例は、工事実施時の特例の基準でございます。

10ページ、第41条、自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路について、また第42条、歩行者専用道路について定める規定でございます。

なお、第43条は、特別の事情がある場合の特例の基準で、地形の状況などの特別な事情がある場合は、道路の技術的基準によらないでできるという特例について定めるものでございます。

11ページ、第44条は、道路標識の寸法でございまして、規則で定めるというものでございます。

次の第45条は、委任規定でございまして、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるというものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成25年４月１日から施行するというものでございます。

以上、説明いたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） この条例、法からおりてきたのだと思いますけれども、道路に関してのいろいろなことがよくわかって、おもしろいというか、大変有用だなという部分もあるのですが、細かいところを読んでも、いまいちよくわからない部分もあるので、課長に、こういうのだどうだいというふうに聞いて、教えてもらおうかなと思っているのですけれども、これと次の議案とあわせてあるかなと思うのですけれども、まずこれをざっと読んだときに道路の技術的なということもありますけれども、要は幅員がどれくらいまでだと歩道が必要になるとか、いろいろあるわけですが、そういった、いわゆる規制的なものが含まれているのかどうか。

それから、歩道の解釈というのが、いまひとつはっきりしないのですけれども、要するに車道と歩道の間にどんなものを置かなければいけないのか、それとも極端な話、線だけでいいのか。

それから、自転車道というのが、多分昨今のいろいろな事柄から出てきているのかなと思うのですが、従前までの法のほうには、３ページにおける自転車道というのがあったのかどうか。

それから、この自転車道の第９条で各側、要するに両方に設けろと言っているのだけれども、現実的にはただし書きで、やむを得ない場合においては、この限りでないと。実際には、そっちのほうが多くなってしまうのかなという気もするのですが、皆野町においては、第３号にあります自転車道の幅員は、規則で定めるとありますので、これらあたりは規則で決める部分、かなりあるのかなと思いますが、この条例に対応した規則というのは現実的にあるのかどうか。とりあえず思いつくこととして、それら教えていただきたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 10番、林議員さんのご質問にお答え申し上げます。

まず最初に、幅員でございますが、これは国土交通省の道路構造令というものがございます。先ほど申

し上げましたように、今回町で定めます条例につきましては、全て道路構造令を参酌いたしてございます。内容的には道路構造令と同じというふうに考えてもらって結構でございます。申し上げますが、道路構造令といいましても、この中で設計車両、建築限界、橋等の自動車の設計荷重、これら基本的なものにつきましては、町の条例で定める必要がないというようなことになってございます。ですから、定めてはおりません。また、高速道路、その他自動車専用道路につきましても、その必要はないということから、条例にはない、定めてはおりません。

なお、質問の歩道でございますが、これは道路構造令の横断面の構成というところがございまして、これは第1種から第4種までの道路、また第1級から第5級までの道路というふうに、第1種及び第3種は山間部の道路、第2種と第4種は都市部の道路ということでございます。

この中で第1級から第3級までの区分については、1車線当たりの設計の交通量、これによって第1級から第5級までが定められてございます。この中において道路の幅員というのが、それぞれ決まっていると。今回の町で定めます条例も規則によるというふうになってございますが、今後定めます規則においては、この道路構造令と同じ寸法としたいと。参考までに第3種、この山間部、特に当町が関係します、この第3級の道路でございます。第3級の道路というと、かなり広い2車線の道路でございますが、普通道路は1車線当たり3メートル、小型の道路の場合は2メートル75というふうに決まっております。

次に、歩道についての質問でございますが、歩道についても同じく、これは道路構造令で決まっております。これをそのまま利用したいと、条例には定めるようにしたいというふうに考えてございます。まず、歩道でございますが、歩道については幅員的に2メートル、または3.5メートルというふうに、これもその設計をする道路の交通量等によって決まっております。また、自転車歩車道という歩道もございます。これについては、原則的に全幅員3メートル以上の広い幅員をとるというものでございまして、当町も、その趣旨で条例化しようというふうに考えてございます。

それと、第9条の関係でございますが、これも先ほどの歩道のところの答弁で、この第9条の幅員等については述べましたので、それで答弁といたしたいと思えます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 趣旨は大体読めてきたのですけれども、聞きたいことは、これらの条例は、今のところ、道路構造令をそっくりそのまま落としてきたと、内容的にはそっくりだというのはわかるのです。ですから、恐らく道路ということになると、それぞれの地域、地方によって交通事情、その他が変わってくるから、いろいろな部分で合わせることができるといふふうに考えられるのかなと。例えば今の第9条の車道に出る際の歩道との段差2センチとあるのだけれども、バリアフリーだなんてことで、住宅の中だっほとんど段差がないようになっている現在、これが必要かどうか。また、もっと極端なことを言いますと、歩道と車道の間にガードレールをつけたほうが良いという考え方と、全くないほうが良いという考え方があるわけで、それらを考えて、どちらかに振るといふ言い方もおかしいのですけれども、条例として、こうしなければいけないというようなことが、理論的に結構です。それを決めることができるのかできないのか、その点がわかれば教えていただきたい。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 林議員さんのご質問にお答え申し上げます。

歩道と車道との境でございますが、この道路構造令によりますと、歩車道境界ブロックで境をつくると

いうことになってございます。ですから、通常標準的にはガードレールで区切ったり、または外側線等のラインで区切るというようなことではございません。ただ、先ほど次の条例という話も出ましたが、ここで歩道と車道の、歩車道の高さの問題がございまして、現在におきましては、歩車道の境界ブロックも道路の高さとほぼ同等の高さとするような標準断面の構造というふうになってございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 1点お聞きしたいのですが、今回の条例制定については、道路構造令に沿った条例の制定ということなのですが、具体的に条例を制定することによって今までの、例えば幅員4メートル以上ないと改良道路に認定されないとか、また地方交付税の算定基準に云々とか、そういった問題もあろうかと思うのですが、例えば山間部において交通量の比較的小さい道路について、例えばケース・バイ・ケース的に幅員3メートルにするとか、そういったことも可能になるのか。なおかつ、そういった改良をやった道路についても改良道路として認定されるのか。条例を制定することによって、そういった幅を持った道路改良ができるかどうか、その辺具体的に説明していただければありがたいのですが。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 12番、内海議員さんのご質問にお答え申し上げます。

この条例で幅員につきましては、先ほど申し述べたとおりでございまして、特に山間部の道路といいますと、第3種の第5級道路というものが該当いたします。これにつきましても、道路の幅員はやはり決まっております。今度町の道路の基準の条例につきましても第3種の第5級道路、これはこの道路構造令の中では一番条件の緩いというか、一番小さい道路でございまして、この場合の道路幅員は4メートルとするというふうに決めてございます。要は、この中でも地形により特別には3メートルにできるというので、今現在町のほうは全幅員は4メートルでつくってございます。要は道路をつくりますと、車道幅員の両側に路肩というものが必要になります。それらを含めて4メートルでつくってございます。全幅員で3メートルでつくりますと、路肩を除くと車道が2メートルになってしまいますので、そのような道路はつくるべきではないというふうに考えてございます。ですから、この条例ができましても、道路の幅員等については、今と考えが変わるものではないというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） この条例は、道路に関することが多いのですけれども、現在施行されている、都市計画に基づいての道路整備とか、先ほど来生活道についてもいろいろな話がありましたけれども、今現在行われている基準に対して、この条例が大体全て適用できるのかどうか。それに従って、もし適用できない場合は、10ページの第43条で、特別の事情により、この条例又はこの条例に基づく規則に定める基準に適合させることが著しく困難であるということが認められれば、この限りではなさそうで、下に（1）、（2）、（3）とありますけれども、全てというか、今都市計画やなんかでやっている道路づくり、生活道やなんかをつくる中で、今回の議案第5号が制定された場合、特に支障がなければいいのですけれども、それがあるかないか。もしあるとすれば、この第43条を適用するのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 11番、四方田議員さんのご質問にお答え申し上げます。

道路といいますのは、特に当町の場合でも古くから、言ってみれば赤道の時代から道路というものがございました。また、道路法、これは昭和27年でございます。また、道路構造令においては、道路の基準を昭和45年に第1回目で制定されてございます。今回もそうでございますが、今回の条例施行をいたしましても、古くからあったものについては、そのままでいくと。考えにおきましては、今後新しくつくるものについては、この条例に今後適用をさせていくべきであるというふうに考えてございます。ですから、古くからある道路については、この基準と申しますか、以前からございました道路構造令にも適合していない道路がたくさんございます。町のほうも、それらの道路については道路構造令に合うように改良等の事業を、これは推進をしていかなければならないというふうに考えてございます。

また、この第43条の件でございますが、これは新しく今後道路をつくったり、改良する場合に、やはり地形等の条件において、この条例をそのままそっくり適用するのは、ちょっと無理であるというふうな場合に適用させるべき条項でございます。

以上でございます。

〔「わかりました。ありがとうございます」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。



◎議案第6号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第12、議案第6号 皆野町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由を省略して建設課長に議案内容の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 小宮健一登壇〕

○建設課長（小宮健一） 議案第6号 皆野町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定についてをご説明申し上げます。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正により、道路の管理者である町の条例で定めることとなったため、この条例を制定するものでございます。

本条例は、国土交通省の移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令に沿った内容でございます。

本条例は、国土交通大臣が指定した特定道路の新設及び改築を行う場合には、その構造を適合させなければならないものであり、特定道路以外の道路については、適合させるよう努めなければならないというものでございます。

なお、現在当町には、特定道路はございません。

では、1ページをごらんください。第1章、総則でございますが、この条例の趣旨、定義を定めるものでございます。

第2章は、歩道の幅員、舗装、勾配、その他の構造を定めるものでございます。

続きまして、3ページ、真ん中辺でございますが、第3章は、エレベーター、傾斜路、エスカレーター、通路、階段などの立体横断施設について定めるものでございます。

続きまして、7ページ、第4章、乗合自動車停留所の歩道部の高さや停留所内のベンチ及びその上屋について定めるものでございます。

同ページ、第5章は、自動車駐車場の障害者用の施設について定めるものでございます。

続きまして、10ページでございます。第6章でございますが、案内標識、視覚障害者誘導用ブロック、照明施設などの移動円滑化に必要なその他の施設等を定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するというものでございます。

以上、説明といたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 10番、林です。

先ほどに引き続きまして、この件についてなのですけれども、道路構造令というのがありまして、それによって道路をつくる、いわゆる規制がかかっているのではないかと私なんか考えていたのですけれども、それに関して、それが条例で定められるというふうになったと私自身考えていると先ほども言ったのですが、その点についてはっきりさせておきたいのですが、今条例については、もちろん問題があるわけでもなく、これでいいと思うのですけれども、今後といいますか、これまでといいますか、いろいろな場所、場面において道路構造令に従うことがいいのか悪いのかという部分が、それぞれ地域にあったのではないかなというふうに考えるわけで、それらの中で、それぞれの地域が判断して、道路構造令から若干ずれるような、外れるような、いわゆる新しい、その土地、土地の規制といいますか、その幅を決めてもいいよというような、この改正といいますか、法においては、それを地方分権という形でやらせるよという中の条例かなと考えているのですが、それで間違いはないかということが1つです。

だから、今後変えなければ、これは何の問題もないのですけれども、例えば町のほうで、この部分については道路構造令とは違う数字になるけれども、変えようとやった場合には、これはそれぞれの条例をつくったものの責任というのは、それは大きくなるわけですが、それが可能になるのかどうかということだけお聞きしておきたいのですよね。つまり、それをするかしないかというのは、もちろん執行側の判断ですから、してもしなくても、それは構わない。できるものなのかということをお聞きしたいので、よろしくお願いします。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 10番、林議員さんのご質問にお答え申し上げます。

この質問は、この円滑化のほうというのではなく、道路構造令全体ということでございますので、それに沿ってお答えを申しますと、まず道路構造令、幅員については、先ほど申し上げたように4メートル、または3メートルというふうに決まっております。これを例えば3メートル30センチ、または4メートル30センチ、このように定めたり、設計速度20キロ、30キロ、40キロ、こういうふうに決まっていますが、設計速度を35キロ、45キロ等に独自に定めると、これについては、その定める根拠を証明する必要もございますし、また国の基準と違うものを定めても特段意味がないというふうに思います。ですから、この道路構造令の中で、そういうことではなく、これについて変えることができるようなものがあるかと考えますと、当然あるものとしましては、道路の標識、看板、これらの寸法、または待避所の寸法、これらこういうふうな、ある程度寸法等のものに対しては、それはその必要性がある場合には変えることもできるようなものではないかなと建設課のほうでは考えております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） もう一点、その辺の細かいことについては、また後でゆっくりやりたいと思っていますので、ここではこのぐらいで結構ですが、一つちょっと気にかかったのは、2ページの上のほう、第4条のところなのですが、皆野町の道路構造条例自体は、これではないですね。皆野町町道の構造の技術的基準を定める条例、これでいいわけですか。これではないですね。これがそのものということですか、それを確認したい。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 林議員さんのご質問にお答え申し上げます。

ここで言っています町道の構造の技術的基準等を定める条例、これについては、先ほど議案第5号の条例でございます。この円滑化の第4条で言っていますのは、町で決めた道路の歩道の幅員、特に高齢者、障害者が利用する道路でございますので、この第4条では、その幅員よりも広い幅員とするようにというふうに規定するものでございます。

〔「わかりました」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） こういった基準に該当する特定道路は、当町にはないということなのですが、この基準に該当する特定道路というのは具体的にどういった道路なのか、教えていただけますか。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） この条例を使いまして工事をするような特定道路は、町内にはないと先ほど申し上げましたが、この特定道路というのは、生活関連の道路でございまして、道路法の道路、ですから通常の道路でございますが、このうち多数の高齢者、障害者等が移動に使うものを国土交通大臣が特別に指定した道路というふうになってございます。ですから、国土交通大臣が特定道路として指定をした道路、調べましたら、埼玉県内には6カ所ございます。近くでは寄居町で1カ所指定をされているということでございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時15分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第7号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第13、議案第7号 皆野町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由を省略して建設課長に議案内容の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 小宮健一登壇〕

○建設課長（小宮健一） 議案第7号 皆野町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正により、公園施設の管理者である町の条例で定めることとなったため、この条例を制定するものでございます。

本条例は、国土交通省の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令に沿った内容でございます。本条例は、特定公園施設の新設、増設、または改築を行う場合には、その構造を適合させなければならないというものであります。特定公園施設とは、具体的には園路及び広場、屋根つき広場、野外劇場、駐車場、便所などの公園施設でございます。

では、1ページをごらんください。第1条は、この条例の趣旨、第2条は用語の定義を定めるものでございます。

第3条は、災害等のため一時使用する特定公園施設の設置の例外規定でございます。

次の第4条から第14条は、園路及び広場、屋根つき広場、野外劇場、駐車場、便所などの寸法、通路な

どの縦断勾配、階段や手すりについて特定公園施設の設置基準を具体的に定めるものでございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するということでございます。

以上、説明といたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

6 番、新井達男議員。

○6 番（新井達男議員） 7 ページ、2 番の（1）、これは車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないことということで書かれていますけれども、私不勉強でちょっとわからないのですけれども、車椅子で段差がないということは重々承知ですけれども、あれはグレーチングというのですか、側溝の上にある、網目の。あのグレーチングの網目、すき間、あのすき間が広いと車椅子のタイヤが入ってしまっていて抜けないことがあるのですけれども、私は車椅子を押して経験があるのですけれども、このグレーチングのサイズというのはあるのですか、規定が。ちょっと教えていただきたいのですけれども。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 6 番、新井議員さんのご質問にお答え申し上げます。

側溝等のグレーチングでございますが、具体的な寸法までは、ちょっと覚えてございませんが、通常の普通の穴、またそれに対して細目、それ以上に細かいものというふうな、確かにいろいろなタイプがございます。現在におきまして、ここ数年、間違いなく一番細い、特に都市部、歩行者がある程度いる道路につきましては、一番細いタイプのグレーチングを今使うこととして、実際に設置をしてございます。古いタイプのものが、まだかなり残ってしまっていて、それらについては、ある程度幅の広いものが現在も使われているというふうな状況でございます。

○議長（大澤径子議員） 6 番、新井達男議員。

○6 番（新井達男議員） わかりました。バリアフリー化とは、身障者が円滑に移動するということ、段差だけではないということも考慮に入れて、これからも条例で規定していただければいいなというふうに考えておりますので、それを要望して質問を終わります。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 7 号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。



◎議案第 8 号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第14、議案第8号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由を省略して総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 大澤康男登壇〕

○総務課長（大澤康男） 議案第8号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について議案の説明を申し上げます。

この議案は、地域主権一括法による公営住宅法、土地改良法、都市公園法の改正により、関係する条例の一部改正を行うものです。

変更の内容説明を議案の次ページにあります新旧対照表によりご説明いたします。右側が現行、左側が改正後でございます。

まず、第1条、皆野町営住宅条例の一部改正についてご説明申し上げます。新旧対照表1ページをごらんください。目次中、「第1章 総則（第1条―第3条）」を「第1章 総則（第1条―第3条）」の次に段をかえて「第1章の2 町営住宅等の整備基準（第3条の2―第3条の16）」に改め、次に「付則」の「付」の字をこざとへんのつくものに改めます。本文では、第1章の次に第1章の2として、新たに第3条の2から第3条の16までを加えます。

新旧対照表7ページから11ページをごらんください。ここでは第6条、入居者の資格を改正し、11ページ下段から12ページ上段のとおり、第7条、入居者資格の特例について改正を行います。

次の第11条で、入居させる住宅についての配慮について改正し、第14条では、同居の承認について第2項を改正し、第2項の次に13ページの第3項を追加するものです。

同じ13ページ下段、第31条では、引用条項の改正を行います。

次の14ページでは、附則第8項を削除しています。

続いて、第2条、皆野町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。新旧対照表15ページと16ページをごらんください。第1条では、法律の初回引用箇所公布年、法律番号を補記し、その他は法の引用条項の項ずれ等の改正をするものです。

最後に、第3条、皆野町都市公園条例の一部改正についてご説明申し上げます。新旧対照表17ページをごらんください。第1条で都市公園の配置及び規模に関する技術的基準や住民1人当たりの都市公園の敷地面積の基準、また町が設置する都市公園の配置及び規模の基準等を追加するものです。

19ページの第5条の2では、公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準を追加するものです。

最後の20ページにある第12条は、第13条を次条とする字句の整理です。

それでは、戻って議案10ページをごらんください。附則の規定ですが、施行期日は、条例は公布の日から施行するものですが、皆野町営住宅条例の一部改正に伴う経過措置として平成28年3月31日までの間における、この条例による改正後の皆野町営住宅条例第6条の適用については、同条第2項第1号及び第5項第2号中「60歳以上の者」とあるのは、「昭和31年4月1日以前に生まれた者」と、同号中「60歳以上又は」とあるのは「同日以前に生まれた者又は」と読みかえるものです。

以上で議案第8号に係る説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大澤徑子議員） これより本案に対する質疑を行います。

1 番、小杉修一議員。

○1 番（小杉修一議員） 新旧対照表の5ページで、第3条の10ですか、住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置が講じられていなければならないというのが、改正後にこういう形になるというようなところも、きょうの一般質問を後押ししてくれて、積極的に手すり等をお願いしたいわけですが、質問といたしましては、その次のページに移りまして、集会所というのがありますが、この集会所を設けなければならないとかという規定はどこに出てくるのでしょうか。

○議長（大澤徑子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 1 番、小杉議員さんのご質問にお答え申し上げます。

6 ページでございますか、第13条の14、集会所の件でございます。町営住宅の建設に当たりましては、全て公営住宅法という法律がございます。この公営住宅法、またはその省令、そちらのほうに集会所の基準がございます、これは建物の戸数、その他もろもろに応じて集会所が必要となるというものでございます。ですから、公営住宅法及びその施行令、そちらのほうに基準のほうは全て載っているというふうにご理解願いたいと思います。

○議長（大澤徑子議員） 1 番、小杉修一議員。

○1 番（小杉修一議員） その公営住宅法という上位法みたいなもので、集会所を設けなければならないということになって、今回の条例で集会所の位置だとか、規模だとかというのを、ここで第3条の14でうたわれるということで、理解したので、よろしいかなという気がするのですが、現実皆野町の町営住宅に集会所が設けられることになっていくのでしょうか。

○議長（大澤徑子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 1 番、小杉議員さんの再質問にお答え申し上げます。

まず、今現在町営住宅におきましても、その必要に応じ、集会所は設置してございます。特に一番大きい町営住宅、金崎団地でございますが、金崎団地におきましては、その敷地内に集会所という建物をつくってございます。また、第3条の14、今回第1章の2で追加しましたものは、各数値基準ではなく、町営住宅等の整備基準という言葉による基準でございまして、細かい基準については、先ほど申し上げたとおり上位法に規定をされていると。ですから、今回追加したものは、町営住宅等の整備基準という言葉によるものでございます。

○議長（大澤徑子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤徑子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤徑子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。



◎議案第9号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第15、議案第9号 障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第9号 障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

障害者自立支援法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもので、第1条では議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例、第2条では皆野町重度心身障害者医療費支給に関する条例、第3条では皆野町長寿祝金条例について、それぞれ法律名の改正、引用条項の改正、字句の整理等を行うものです。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 大澤康男登壇〕

○総務課長（大澤康男） 議案第9号 障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についての議案の説明を申し上げます。

この議案は、障害者自立支援法の一部改正に伴い、関係する3つの条例の改正を行うものです。第1条から第3条まで変更の内容説明を議案の次のページにあります新旧対照表によりご説明いたします。右側が現行、左側が改正後でございます。

まず、第1条、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正です。新旧対照表1ページ、第10条の2第2号で、法律の題名を改正するとともに、法の項ずれに伴い、引用する「第5条第12項」を「第5条第11項」に改めます。

次の2ページで、第13条第1項第5号、同第6号で、第12条を前条とする字句の整理を行います。

3ページの第24条では、法律の公布年、法律番号の補記を行います。

次に、第2条、皆野町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正です。新旧対照表は4ページです。第2条第1項第2号で引用規定の改正と字句の整理を、第2条第1項第4号では法律施行令の公布年と番号の削除を行い、5ページ、第3条第1項第1号アでは、法律の題名の改正、同号イ、エでは字句の削除を行います。

第3条第1項第2号では、法律の題名や施設名の改正、字句の削除を行います。第3条第1項第3号及び第5号で字句の削除、7ページの第3条第2項第2号及び第4条、ただし書きでは、字句の改正、第8条、次のページに行って第9条で字句の整理を行います。

次に、第3条、皆野町長寿祝金条例の一部改正です。新旧対照表は9ページです。第2条第3項で法律の題名の改正、公布年、法律番号の補記をします。

それでは、戻って議案をごらんください。附則において、この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条中第10条の2第2号の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）、第2条中第3条第1項第1号イ及びエの改正規定、同項第2号の改正規定（「又は共同生活介護」を削る部分に限る。）並びに同項第3号及び第5号の改正規定は、平成26年4月1日から施行するものです。

以上で議案第9号に係る説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。



◎日程の追加

○議長（大澤径子議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。この際、議案第10号以下を順次日程に追加し、ご審議いただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号以下を順次日程に追加して審議することに決定しました。



◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第1、議案第10号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第10号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

労働基準法の規定に基づき、勤務1時間当たりの給与額の算出方法を見直す必要があるため、本案を提出するものです。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 大澤康男登壇〕

○総務課長（大澤康男） 議案第10号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

この議案は、これまで勤務1時間当たりの給与額の算出方法は、国家公務員と同じとしてきましたが、一般の地方公務員の場合、労働基準法が適用されるため、算出方法を改めるための改正です。

変更の内容説明を議案の次のページにあります新旧対照表によりご説明いたします。右側が現行、左側が改正後でございます。

第3条第3項で、引用誤りを修正します。

1ページ下段、第13条第3項及び2ページ、第14条第3項で引用条例の題名の修正を行い、3ページ、第15条で文言の整理をし、第16条では給与額の算出方法を改正します。

第17条の9では、引用誤りの修正を行い、最後に別表第2を削除し、別表第1を別表に改めます。

それでは、戻って議案をごらんください。附則において、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条の改正規定は、平成25年4月1日から施行するものです。

以上で議案第10号に係る説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） 1時間当たりの給与額の算出方法を見直すということであるのですが、算出を見直すと、給料は下がるのですが、上がるのですか。その辺はどんな計算なのでしょう、実額です。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） 四方田議員さんからのご質問でございますけれども、算出方法を改正しますと、分母が変わりますので、実際には1時間当たりの単価ですが、上がります。平均で、平成25年度の予算で該当する者の平均で1時間当たり107円増ということになります。

以上です。

〔「ありがとうございました」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。



◎議案第11号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第2、議案第11号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第11号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

人事院勧告に基づき、給与構造の見直しによる給料表の引き下げに伴う経過措置を廃止するため、本案を提出するものです。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 大澤康男登壇〕

○総務課長（大澤康男） 議案第11号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、この議案は平成18年の給与構造改革に伴う現給保障の規定を廃止するための改正です。

変更の内容説明を議案の次のページにあります新旧対照表によりご説明いたします。右側が現行、左側が改正後でございます。

附則中第7条、給料の切替えに伴う経過措置を削除し、2ページ、第8条から第11条を1条ずつ繰り上げるものです。

なお、既に当町においては、現給保障の対象者はおりません。

それでは、戻って議案をごらんください。附則において、この条例は、平成25年4月1日から施行するものです。

以上で議案第11号に係る説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） これにかかわってということではないのですけれども、先ほどの件とあわせて、昨今国家公務員のほうの給与が若干下がった影響で、いわゆるラスパイレスがかなり動いているというような話も聞きますので、近隣と比べて、今現状の皆野町のラスパイレスがどうなっているのか、教えてい

ただきたいと思います。

それから、もう一点、先ほど時給にして100円ぐらい上がるというような答弁があったのですが、つらつらと計算していくと、結構あるのかななんていうふうにも思えるので、あれは平均なのですか、それとも最高値、一番上の値なのか、あわせて教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） 林議員さんからのご質問ですけれども、順番は違いますが、先ほどの107円の値上がりについては平均です。

それから、ラスパイレスですけれども、減額の後で92.5ということでございます。よろしくお願いします。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） これは先ほどの議案が通って平均100円上がった後のラスパイレスの指数ですか。

それから、近隣がわかれば教えていただきたいと思うのですけれども、よろしくお願いします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） ただいまの質問ですけれども、先ほどの議案の関係は、時間外勤務手当等の算出の1時間当たりの単価です。給料が上がったとか、そういうのではないです。

それから、近隣については、ちょっと調べて後でお知らせいたします。

〔「先へ進めてください」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。



◎議案第12号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第3、議案第12号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第12号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法の一部改正に伴い、議会本会議の公聴会参加者及び参考人が実費弁償の対象に加えられたことから、所要の改正を行うため、本案を提出するものです。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 大澤康男登壇〕

○総務課長（大澤康男） 議案第12号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

この議案は、地方自治法の一部改正に伴い、普通地方公共団体の議会本会議においても公聴会の開催及び参考人の招致ができることとされたことに伴い、公聴会参加者等に対する実費弁償について定められた法第207条の規定の改正が行われ、本会議の公聴会参加者及び参考人が実費弁償の対象に加えられました。そのため、関係する条例の改正を行うものです。

変更の内容説明を議案の次のページにあります新旧対照表によりご説明いたします。

第1条第1号では、第100条の規定が前段、後段に分かれたことに伴う規定の整理です。第1条第2号では、実費弁償の対象に本会議に出頭した参考人を追加し、第1条第4号では、実費弁償の対象に本会議の公聴会に参加した者を追加するものです。

それでは、戻って議案をごらんください。附則においては、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で議案第12号に係る説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） この証人、あるいは参考人が、町の機関の請求によって出頭するときの費用弁償だと思うのですが、現行は幾らになっていて、これから幾らになるのですか、わかりますか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） ただいまのご質問ですが、費用弁償の額は日当6,500円ということでございます。

以上です。

〔「改正後も」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） 変わらないです。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。



◎議案第13号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第4、議案第13号 皆野町学校給食センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第13号 皆野町学校給食センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

皆野町学校給食センター運営委員会委員のうち、金沢小学校の閉校に伴う減員分を、皆野幼稚園から選出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 教育次長に議案内容の説明を求めます。

教育次長。

〔教育次長 吉橋守夫登壇〕

○教育次長（吉橋守夫） 議案第13号 皆野町学校給食センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容をご説明申し上げます。

2枚目の議案をお開き願います。改正内容でございますが、第2条中「皆野町大字皆野1635番地の1」を「皆野町大字皆野1635番地1」に、第7条中「皆野町立学校給食センター運営委員会」を「皆野町学校給食センター運営委員会」にそれぞれ改めるものでございます。

第8条第2号中の「小学校」を「幼稚園、小学校」に改めるものでございまして、皆野幼稚園でも給食を実施しております。このことから幼稚園の代表も委員に加えたいとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するとするものでございます。

3枚目に現行条例と改正後の条例案の新旧対照表がございますので、参考としていただきたいと思います。

以上で議案第13号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） この新しい名称で、皆野町学校給食センター運営委員会なるものが、名称は変わりますけれども、継続されるわけですから、この運営委員会なるものは、どのぐらいの頻度で開催されているのでしょうか。

もう一点あるのですけれども、今まで立派な皆野町立幼稚園があったにもかかわらず、今までの旧状態では加えてもらえてなかったと、皆野町立幼稚園が。それはいかなる理由からか。今度のは、気がつかれて適正になされているという感じがするのですけれども、その2点です。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（吉橋守夫） 1番、小杉議員さんからのご質問の運営委員会の開催頻度ということでございますけれども、年3回実施しております。

それと、この運営委員に今まで幼稚園の代表が加わっていなかったということでございますけれども、最近幼児等から食物アレルギーとか、あるいは食育の必要性等が出てきまして、それで今回都合のいいような答弁になるかもしれませんが、金沢小学校の代表が1名減となることから、幼稚園の代表もということで、先ほど申し上げました、食育関係、あるいはアレルギー関係等を考慮して、幼稚園からも代表を入れたいとするものでございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） わかりやすい答弁なのですが、これを機に、より適正な体制がとれるということで理解いたします。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。



◎答弁の保留について

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） 失礼します。

先ほどの林議員さんからのご質問ですが、近隣の町村のラスパイレス指数ということでございます。先ほど皆野町は92.5ということで、お話をいたしました。秩父市が105.5、横瀬町が101.5、長瀨町が99.6、小鹿野町が98.0、東秩父村が99.1、以上でございます。よろしくお願いいたします。



◎議案第14号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第5、議案第14号 皆野町営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第14号 皆野町営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

皆野町立金沢小学校の閉校に伴い、運動場の使用について町営体育施設とするものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 教育次長に議案内容の説明を求めます。

教育次長。

〔教育次長 吉橋守夫登壇〕

○教育次長（吉橋守夫） 議案第14号 皆野町営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容をご説明申し上げます。

皆野町立金沢小学校閉校後の運動場の使用等について、学校体育施設の開放から町営体育施設の規定により管理したいとするものでございます。

内容でございますが、議案2枚目をお開き願います。別表1中、皆野町運動公園、皆野町弓道場は番地表示を改めるものでございます。別表3中「皆野町弓道場」を「皆野町弓道場、皆野町金沢運動場」に改めるものでございまして、弓道場の次に「金沢運動場」を加え、体育館1時間の使用料金を町内300円、町外2,800円、運動場1時間の使用料金を町内100円、町外700円とするものでございます。料金設定は、学校体育施設の開放の使用料と同額でございます。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するとするものでございます。

3枚目に現行条例と改正後の条例案の新旧対照表がございますので、参考としていただきたいと思います。

以上で議案第14号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。



◎議案第15号、議案第16号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第6、議案第15号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について及び追加日程第7、議案第16号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更についてを一括議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第15号及び議案第16号の提案理由の説明を一括して申し上げます。

議案第15号では、埼玉県市町村総合事務組合から久喜地区消防組合、埼玉西部広域事務組合及び加須鴻巣学校給食センター組合を脱退させることについて、また議案第16号では埼玉県市町村総合事務組合に埼玉西部消防組合及び埼玉東部消防組合を加入させること並びに規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、これらの案を提出するものです。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 大澤康男登壇〕

○総務課長（大澤康男） 議案第15号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてと議案第16号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更についてを一括して説明いたします。

この2つの議案は、平成25年4月1日に設立される埼玉東部消防組合に久喜地区消防組合、埼玉西部消防組合に埼玉西部広域事務組合の消防職員がそれぞれ引き継がれ、また加須鴻巣学校給食センター組合が脱退することにより、組織する地方公共団体の数の変更を行うものです。

議案第16号にあります新旧対照表をごらんください。変更部分ですが、別表第1、別表第2同様に坂戸、鶴ヶ島下水道組合の次の「久喜地区消防組合」を削り、毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合の次の「埼玉西部広域事務組合」と次の「加須鴻巣学校給食センター組合」を削ります。また、大里広域市町村圏組合の次に「埼玉西部消防組合」と「埼玉東部消防組合」を加えるものです。

附則の規定でございしますが、この規約は、平成25年4月1日から施行するとするものです。

以上で議案第15号、第16号に係る説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第15号、議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号、議案第16号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時07分

再開 午後 4時07分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

_____ ◇ _____

◎延会について

○議長（大澤径子議員） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめて延会いたしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

_____ ◇ _____

◎次会日程の報告

○議長（大澤径子議員） 次会日程の報告を行います。

あす13日は、午前9時から本会議を開き、提出議案の審議を行います。

_____ ◇ _____

◎延会の宣告

○議長（大澤径子議員） 本日はこれをもって延会いたします。

延会 午後 4時08分

平成 2 5 年第 1 回皆野町議会定例会 第 2 日

平成 2 5 年 3 月 1 3 日（水曜日）

議 事 日 程 （第 2 号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、議案第 1 7 号 平成 2 5 年度皆野町一般会計予算の説明

1、議案第 1 8 号 平成 2 5 年度皆野町国民健康保険特別会計予算の説明

1、議案第 1 9 号 平成 2 5 年度皆野町介護保険特別会計予算の説明

1、議案第 2 0 号 平成 2 5 年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算の説明

1、次会日程の報告

1、散 会

午前9時00分開議

出席議員（12名）

1 番	小	杉	修	一	議員	2 番	宮	前		司	議員
3 番	常	山	知	子	議員	4 番	若	林	光	雄	議員
5 番	大	澤	金	作	議員	6 番	新	井	達	男	議員
7 番	新	井	康	夫	議員	8 番	大	野	喜	明	議員
9 番	大	澤	徑	子	議員	10 番	林			豊	議員
11 番	四	方	田	実	議員	12 番	内	海	勝	男	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	石	木	戸	道	也	副 町 長	土	屋	良	彦
会 計 兼 管 理 者 兼 会 計 課 長	大	塚		宏		教 育 長	山	口	喜	一 郎
総務課長	大	澤	康	男		町 民 生 活 課 長	吉	田	明	夫
健康福祉課長	浅	見	広	行		税 務 課 長	四	方	田	勝 吉
産業観光課長	川	田	稔	久		建 設 課 長	小	宮	健	一
教育次長	吉	橋	守	夫		代 表 監 査 委 員	田	島	伸	一

事務局職員出席者

事務局長	高	橋		修	書 記	黒	澤	栄	則
------	---	---	--	---	-----	---	---	---	---

◎開議の宣告

(午前 9時00分)

○議長（大澤径子議員） ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（大澤径子議員） 本日の議事日程を報告いたします。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。



◎議案第17号の説明

○議長（大澤径子議員） 日程第1、議案第17号 平成25年度皆野町一般会計予算を議題といたします。
お諮りいたします。議案第17号 平成25年度皆野町一般会計予算は、議案調査のため、議案内容の説明にとどめて、あす審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第17号 平成25年度皆野町一般会計予算は、議案内容の説明にとどめて、あす審議を行うことに決定いたしました。
町長に提案理由の説明を求めます。
町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。
議案第17号 平成25年度皆野町一般会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。
重点施策に沿って予算配分を行い、予算の総額を歳入歳出それぞれ41億7,530万円とし、前年度当初予算に比べ1億8,680万円、4.7%の増額となる予算を編成いたしましたので、地方自治法第211条第1項の規定に基づき、本予算を提出いたします。
ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。
総務課長。

〔総務課長 大澤康男登壇〕

○総務課長（大澤康男） 議案第17号 平成25年度皆野町一般会計予算につきまして、内容の説明を申し上げます。
なお、予算編成に当たりましては、これまで同様、歳入の確保に努めるとともに、限られた財源を可能な限り道路整備や災害対策などの重点施策に沿って配分した予算となっております。
それでは、内容の説明をいたします。1ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算でございますが、平成25年度の一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ41億7,530万円とするもので、前年度当初予算と比べまして1億8,680万円、率にして4.7%の増となっております。減額の主なものは、国民健康保険特別会計、その他繰出金の皆増や道路、橋梁整備経費の増額などとなっております。

第2条では地方債、第3条では一時借入金の最高額、第4条は歳出予算の流用について定めたものでございます。

飛んで8ページをお開きください。第2表、地方債は、庁舎非常電源設備整備事業を初めとする4つの事業債と臨時財政対策債について、起債の限度額、方法などを定めており、平成25年度の起債の限度額の合計を4億3,210万円とするものでございます。

水色の仕切りの次からが歳入歳出予算事項別明細書等の予算に関する説明書です。予算に関する説明書3ページをごらんください。歳入からご説明申し上げます。

款1町税、項1町民税、目2法人は、企業業績が回復基調にあることから、907万4,000円の増、7,743万2,000円を見込みました。

中ほどの項2固定資産税、目1固定資産税は、地価の下落が続いているため、土地に係る固定資産税が大幅な減額となる見込みであることから、505万4,000円減の4億9,671万5,000円といたしました。

次の4ページをお開きください。一番上、項4町たばこ税は、売渡本数の増加が見られることから、868万8,000円増の5,908万8,000円を計上いたしました。

中ほどの款2地方譲与税、項1地方揮発油譲与税から、次の5ページになりますが、款9地方特例交付金までは、いずれも平成24年度の交付実績等から、それぞれ増減を見込んで計上いたしましたものでございます。

次の6ページをお開きください。2段目、款10地方交付税は14億4,500万円で、3,300万円の増額を見込みました。国における地方交付税の総額は、およそ17兆円で、平成24年度に比べて2.2%の減となっておりますが、交付実績等から普通交付税は1,500万円、特別交付税は1,800万円の増額をそれぞれ見込みました。

下段の款12分担金及び負担金、項1負担金、目2民生費負担金、節1児童福祉費負担金、保育所児童保護者負担金は、平成25年度から3人目の保育料無料化の拡大を開始することにより減額となっております。なお、保育所の入所児童数が増加している関係から、予算上の減額は小幅にとどまっておりますが、この制度の実施による減額は367万円と見込んでおります。

同じ項、目4教育費負担金、節1学校費負担金、学校給食費保護者負担金は、児童生徒数の減により152万3,000円の減額としました。

8ページをお開きください。一番下、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金は3,503万1,000円減の2億4,274万9,000円を計上しました。節1社会福祉費国庫負担金及び次の9ページになりますが、節3保育所運営費国庫負担金は、いずれも増額としましたが、節4児童手当国庫負担金は4,518万7,000円の減額を見込みました。これは手当の支給に係る国・県・町等の負担割合が平成24年度の当初の見込みから変更されたことによる減額でございます。

次の目2衛生費国庫負担金、未熟児養育医療国庫負担金31万2,000円は、平成25年度から医療費の支給事務が県から移譲されることにより追加したものでございます。

下段の項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金（身近な生活道路整備事業）

3,197万円は、下田野橋の橋梁整備事業に係る補助金でございます。

10ページをお開きください。下段の款15県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金は1,206万8,000円増の1億2,504万8,000円を計上しました。増額の主なものは、節4児童手当県負担金ですが、これは先ほど児童手当国庫負担金でご説明しましたとおり、手当の支給に係る国・県・町等の負担割合が平成24年度の当初の見込みから変更されたことによる増額でございます。

11ページをごらんください。項2県補助金、目2民生費県補助金は1,017万8,000円増の5,341万3,000円を計上いたしました。増額の主なものは、節1社会福祉費県補助金、重度心身障害者医療費支給事業県補助金が404万9,000円の増、節3児童福祉費県補助金、放課後児童健全育成事業費県補助金が214万5,000円の増となっています。同じ節の保育所緊急整備事業県補助金345万4,000円は、町内民間保育所に対する施設修繕経費の補助金の一部を県から受け入れるもので、平成25年度に新たに追加したものでございます。

同じページ、目3衛生費県補助金は1,054万2,000円減の460万円といたしました。減額の主なものは、浄化槽設置費補助事業、子宮頸がん等の予防接種事業及び妊婦健診に係る県補助金が、補助制度の終了などにより皆減したことによるものでございます。

12ページをお開きください。上段の目4農林水産業費県補助金、節3林業振興費県補助金、森林管理道路整備事業県補助金は、既存林道の整備に充てられる補助金で、234万円増の300万円を計上いたしました。

同じ項で廃目とされている2つの県補助金は、それぞれ緊急雇用創出基金県補助金とふるさと創造資金県補助金で、平成25年度において計上がないため、廃目としたものでございます。

下段の項3県委託金、目1総務費県委託金は、節5選挙費県委託金において、本年7月に任期が満了となる参議院議員選挙に係る交付金を計上したことにより増額となっております。

13ページをごらんください。中ほどの款16財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1土地建物貸付収入、物品貸付収入104万4,000円は、公用車の貸付収入でございます。これは、町長車や町バス等の運行業務を委託している皆野町シルバー人材センターに公用車を貸し付け、運用することによる収入でございます。

次の14ページをお開きください。中ほどの款18繰入金、項1基金繰入金、目1公共施設整備基金繰入金は、林道、町道などの道路整備や消防団の詰所建設工事等に、目2地域福祉基金繰入金は、み～な子ども公園の整備工事等に充当するため、それぞれ繰り入れるものでございます。

また、目4財政調整基金繰入金は、財源不足の調整として繰り入れるものでございます。

15ページをごらんください。一番下、款20諸収入、項5雑入、目1雑入、節3市町村振興協会交付金は、交付実績から791万4,000円増の1,979万8,000円を見込みました。

17ページをお開きください。款21町債は、先ほど第3表、地方債でもご説明いたしましたとおり、4つの事業債と臨時財政対策債を計上しました。なお、辺地債は、起債の根源となる辺地総合整備計画が平成24年度で終了したことにより廃目といたしました。これらにより平成25年度の町債借り入れ総額は460万円減の4億3,210万円となります。

以上が歳入の説明でございます。

黄色の仕切以降、18ページからが歳出になります。18ページをお開きください。歳出についてご説明申し上げます。

款1議会費、項1議会費、目1議会費は7,080万5,000円を計上いたしました。前年度に比べ減額計上となっておりますが、これは節4共済費、議員共済会負担金が156万円減額したことなどによるものでござ

います。

19ページをお開きください。下段の款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は935万2,000円増の1億5,747万2,000円といたしました。これは主に退職手当特別負担金を含む人件費の増額によるものでございます。

21ページをお開きください。目 2 文書広報費は304万5,000円の減額といたしました。減額となった事業は、前年度計上いたしました町の例規の整備委託料135万円で、事業の終了により皆減となっております。また、次の22ページになりますが、節14使用料及び賃借料、N T T電話回線使用料、これは有線放送の回線使用料ですが、防災行政無線への移行に伴い、93万7,000円の減額としております。

同じページ、目 3 会計管理費、節11需用費175万円の主なものは、埼玉県証紙の購入費でございます。

23ページをお開きください。目 4 財産管理費は7,966万3,000円で、前年度から4,128万8,000円と大幅に増額をいたしました。これは庁舎の非常用自家発電設備の整備に係る事業費の計上によるものです。事業の内容は、節13委託料のうち、次の24ページになりますが、庁舎非常電源設備整備工事管理業務委託料103万6,000円及び節15工事請負費4,945万5,000円、計5,049万1,000円となっております。この事業は、ほぼ全額を町債で賄う予定でございます。事業の内容は、自家発電設備を新たに設けて、停電時においても24時間は最低限の水道、照明、パソコン類の使用を可能とするもので、災害対策本部となる役場での活動を支えるものでございます。

同じページ、一番下、目 6 交通安全対策費は588万円の増額を計上いたしました。増額の内容といたしましては、節11需用費、電気料276万7,000円で、これは防犯等に係る電気料ですが、前年度まで庁舎等と合算して計上していたものを交通安全対策費に計上がえしたものでございます。また、次の25ページになりますが、節15工事請負費に防犯灯のL E D化事業費を計上いたしました。前年度までにL E D化できなかった防犯灯について、引き続き更新工事を行うものでございます。

同じページ、目 7 企画費は5,364万4,000円を計上いたしました。主な経費は、節14使用料及び賃借料1,156万3,000円で、これは主に持ち家住宅に係る土地の借上料でございます。また、次の26ページになりますが、ちちぶ定住自立圏各分野の負担金1,540万円及び西武観光バス三沢線の運行維持のため、赤字分を補填する地域乗合バス路線確保対策費補助金718万1,000円等が重立った経費となります。

同じページ、目 8 電子計算費は2,924万2,000円を計上いたしました。この費目は、町の基幹的、共通的なシステムに係る経費で327万7,000円の増額といたしました。増額の主なものは、節13委託料、セキュリティ対策委託料229万2,000円並びに節19負担金、補助及び交付金、埼玉県町村情報システム共同化推進協議会会費117万7,000円の皆増です。

28ページをお開きください。項 2 徴税費、目 2 賦課徴収費は4,697万8,000円といたしました。主な経費は、節13委託料、税・収納システムアウトソーシング1,126万7,000円で、課税額の計算、納税通知書の印刷等を行う経費でございます。同じ節、不動産鑑定委託料991万5,000円は、平成27年度に実施する固定資産税の評価がえの基準日が平成26年1月1日となっているため、全ての標準地について鑑定評価を行うものでございます。

29ページをお開きください。項 3 戸籍住民基本台帳費、目 1 戸籍住民基本台帳費は1,242万7,000円の減額といたしました。減額の主なものは、節13委託料、電算システム改修委託料で前年度は住民基本台帳法の改正によるシステム改修等で1,869万円を計上していたため、大幅に減少しております。

30ページをごらんください。項 4 選挙費では、目 2 参議院議員選挙費として636万1,000円を、また次の

31ページになりますが、目3町長選挙費144万円を計上いたしました。町長選挙は、期日満了が平成26年4月ですが、一部の経費が平成25年度中に生じる見込みのため、当該経費を計上いたしましたものでございます。

32ページをごらんください。一番下、項7運行管理費は、町営バスの運行経費でございますが、1,852万3,000円の減額といたしました。これは前年度計上したバスの購入経費が皆減したためのものでございます。

33ページをお開きください。一番下から款3民生費となります。社会保障経費を担う民生費は、年々増加傾向にありますが、平成25年度においても、ほとんどの費目で増額を計上し、福祉の充実を図っております。目1社会福祉総務費は3億1,941万3,000円で、726万8,000円の増額です。主なものについてご説明いたします。

次の34ページをごらんください。節12役務費、一番下から2行目、医療給付費審査支払手数料80万7,000円は、こどもの医療費等の窓口払い廃止に伴い発生する手数料で、新たに追加したものでございます。

35ページをお開きください。節19負担金、補助及び交付金、社会福祉協議会運営費補助金は478万7,000円増の1,288万4,000円といたしました。

同じ節、障害者自立支援給付事業負担金は825万5,000円増の1億7,156万4,000円を計上いたしました。

次の36ページをごらんください。同じ節、地域生活支援事業補助金587万2,000円は、障害者への日常生活用具の給付や移動支援事業を行うものでございます。

また、節20扶助費、重度心身障害者医療費は809万8,000円増の3,879万8,000円といたしました。

目2戦没者遺族援護費は40万3,000円増の118万円を計上いたしました。平成25年度は4年に1度の追悼式典が行われる年度のため、式典経費を計上しております。

同じページ、目3老人福祉費は2,037万円増の1億8,405万円といたしました。増額の主なものは、次の37ページになりますが、節20扶助費、高齢者外出支援タクシー利用料金助成金660万円の皆増です。これは公共交通不便地域の高齢者に対してタクシー料金の一部を助成するもので、通院、買い物などの外出支援を通じて高齢者の福祉と生活の向上を図ります。

節28繰出金、介護保険特別会計繰出金は1,377万円増の1億4,961万2,000円を計上し、介護保険の安定運営に努めます。

同じページ、目4国保・年金事務費は、医療及び年金事務に係る経費を計上したもので、9,030万5,000円増の2億6,046万4,000円を計上いたしました。増額の主なものは、次の38ページになりますが、節19負担金、補助及び交付金、後期高齢者医療療養給付費負担金が1,481万8,000円増の9,781万9,000円となっております。

また、節28繰出金、国民健康保険特別会計その他繰出金7,700万円増は、皆増となっております。

同じページ、目5老人福祉センター費は664万2,000円減額といたしました。これは主に前年度計上いたしました長生荘の駐車場舗装工事が終了したことによる減額でございます。

39ページをお開きください。下段の項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は3,177万3,000円の増の2億7,404万5,000円を計上いたしました。増額の主なものといたしまして、次の40ページになりますが、節13委託料、子ども子育て支援事業計画策定業務委託料235万4,000円は、新たに追加したもので、子ども子育て支援法に基づいて、児童福祉施策の基本となる計画を策定するものでございます。

同じ節、保育所入所児童運営費委託料は、低年齢児の保育所入所数が増加していることなどから、1,447万

2,000円の増額といたしました。

節15工事請負費は、み～な子ども公園の追加整備工事費として606万円を計上し、より多くの町民の方に利用いただける施設といたします。

同じページ、節19負担金、補助及び交付金、安心こども基金保育所緊急整備事業補助金は、歳入でもご説明いたしましたが、町内民間保育所に対する施設修繕経費の補助金でございます。そのほか、安心して子供を預けられる保育の維持のため、民間保育所に対し各種の補助金を交付し、充実した保育環境の整備に努めております。また、学童保育においても、次の41ページになりますが、一番上から2行目、学童保育所保護者負担金補助金を増額計上し、預けやすい環境整備に努めております。

次の目2児童措置費は、主に子どものための手当の支給に係る経費でございます。前年度に比べて1,513万7,000円の減額ですが、児童手当の支給見込額の減少によるものでございます。

次の42ページをごらんください。款4衛生費は、健康づくりや公衆衛生、環境対策、母子保健等の経費を計上しております。主な事業をご説明いたします。

項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節13委託料、健康医療相談サービス委託料198万2,000円は、平成25年度から新たに開始する事業で、健康や服薬、子育てや介護についての電話相談に24時間無料で対応し、町民の不安の解消に努めるものでございます。

次の目2予防費は268万4,000円の増額を計上いたしました。増額の主なものは、次の43ページになりますが、節13委託料、健康増進計画策定業務委託料150万円の増額、皆増と、次の行、予防接種委託料の増額です。このうち健康増進計画策定業務委託料は、平成25年度が目標年度となっている「健康みな21計画」を見直し、より実態に合った保健計画とするものでございます。また、予防接種委託料は、平成24年度からポリオの使用ワクチンが変わったこと等による増額でございます。

次の44ページをごらんください。目3環境衛生費は3,127万1,000円を計上いたしました。一番下、節13委託料、環境調査委託料は140万4,000円増の186万6,000円といたしました。これは小規模水道の水質検査業務をこれまでの補助金方式から町の直接委託方式へ改めたことによる増額でございます。

また、新規の事業として、同じ節13委託料で、次の45ページになりますが、一番上、バイオマス事業関連業務委託料8万7,000円及び節18備品購入費15万6,000円を計上いたしました。これは家庭や給食センターの廃食用油をディーゼル燃料に転換する事業の委託料で、ちちぶ定住自立圏構想に基づき実施するものでございます。

次の目4母子保健費は71万9,000円減の1,806万1,000円を計上しました。減額の主なものは、節13委託料で、次の46ページになりますが、妊婦健康診査委託料を対象者の減により97万4,000円の減額としたことなどでございます。

2段目、項2清掃費は、浄化槽や塵かき処理、し尿処理に要する経費でございます。

目1清掃総務費は、平成25年度から皆野・長瀬上下水道組合において、市町村設置型の浄化槽整備を進めるための負担金を新たに追加し、従来の浄化槽設置者に対する補助金を大きく減額といたしました。

目3し尿処理費は、臨時職員の雇用などにより189万円の増となっております。一番下の項3上水道費は、簡易水道に係る起債の負担金と水道事業の赤字補填としての高料金対策補助金を計上いたしました。

次の47ページをお開きください。款5労働費は、勤労者対策等に係る経費を計上しておりますが、緊急雇用創出事業が終了したことにより前年度から大幅な減額といたしました。

2段目の款6農林水産業費は、農業、林業の振興に係る経費を計上しております。

次の48ページをごらんください。目3 農業振興費は1,326万1,000円減の2,651万5,000円といたしました。減額の主なものは、飛んで50ページになりますが、節19負担金、補助及び交付金、県営中山間総合整備事業負担金を前年度から1,136万2,000円減の488万8,000円としたことなどです。これは大字三沢地内の秩父高原牧場に通じる農道の整備事業に係る負担金でございますが、この後ご審議いただく平成24年度の補正予算でも追加の予算を計上しておりますので、申し添えます。

2段目から項2 林業費となります。51ページをお開きください。目2 林道整備費には、林道の開設、改良工事や維持補修に係る経費として1,178万円増の5,407万7,000円を計上いたしました。

節15工事請負費には4,300万円を計上し、開設工事は浦山線の1路線、改良補修工事は二本木線ほか4路線を計画しております。これらの路線は、生活道路としても重要な役割を担っており、林業の振興とともに沿線にお住まいの方の利便向上を図ります。

52ページをごらんください。目3 水と緑のふれあい館管理費は2,075万5,000円で、120万5,000円の増額です。これは電気料、修繕料、源泉料等の需用費の増額によるものでございます。

53ページをお開きください。一番下、款7 商工費は、商工業の振興に関する経費を計上しております。

次の54ページをごらんください。目3 観光費は936万3,000円減の1,885万7,000円を計上いたしました。主な事業についてご説明いたします。55ページをお開きください。節13委託料、清掃業務委託料150万3,000円は、既存の観光トイレ清掃を業者委託するもので、清潔なトイレを維持し、観光客の好感度向上を図ります。

節15工事請負費は483万円を計上し、桜ヶ谷観光トイレの建てかえ工事及び平成24年度に建設した日野沢観光トイレの周辺整備を実施いたします。日野沢観光トイレの周辺整備は、秩父札所の午年総開帳にあわせ、旧日野沢小学校の校庭に大型バスが乗り入れられるよう、支障物の撤去等を行うものでございます。

また、節19負担金、補助及び交付金では、節目となる第45回を迎える秩父音頭まつりの盛会を祈念し、特別補助金50万円を計上いたしました。なお、観光トイレの整備方法の見直し及び道の駅開設に係る補助金の皆減などにより観光費全体の予算額は減額としておりますが、道の駅「みなの」の振興を初め入り込み観光客数の増加に努めてまいります。

56ページをごらんください。款8 土木費は、町道、都市計画、町営住宅に関する経費を計上しております。

項1 土木管理費、目1 土木総務費は、前年度に計上していた公用車の購入費の皆減により、また次の57ページになりますが、下段の項2 道路橋りょう費、目1 道路橋りょう総務費は、道路情報管理システム整備業務委託料の皆減によりそれぞれ減額を計上いたしました。

58ページをごらんください。目2 道路維持費は、前年度から701万8,000円増の5,474万6,000円を計上いたしました。平成25年度は、補修工事費を増額し、町道皆野2号線ほか7路線の補修工事を計画しております。工事の内容は、傷んで凹凸が目立つようになった舗装のかけ直しや側溝の整備などで安全で円滑な交通の確保を図ります。

59ページをお開きください。目3 道路新設改良費は1,977万3,000円増の2億3,254万9,000円といたしました。緊急車両の通行が難しい狭隘な道路の改良を中心に、町道13路線の改良経費を計上いたしました。これらの改良工事を実施し、歩行者と自動車の円滑な交通の確保だけでなく、緊急車両が容易に進入することによる日々の生活の安全・安心確保を図ります。

60ページをごらんください。一番下、目5 橋りょう新設改良費は7,700万円を新たに計上いたしました。

これは町道下田野1号線の下田野橋の整備に係る経費でございます。この事業の実施により老朽化し、かつ狭くて危険な橋梁を歩行者も自動車も安全に通行できるように整備いたします。なお、平成25年度は橋梁の下部工と取りつけ道路の整備を予定しており、平成26年度に上部工及び舗装工事を実施する予定でございます。

61ページをお開きください。一番下、項4都市計画費、目2公共下水道費、節19負担金、補助及び交付金、皆野・長瀬上下水道組合公共下水道負担金は、前年度から2,489万1,000円増の2億2,635万8,000円を計上いたしました。

62ページをごらんください。中ほど、項5住宅費、目1住宅管理費は、町営住宅の屋根、外壁の大規模修繕工事がおおむね終了したことから、大幅な減額といたしました。平成25年度の主な事業といたしましては、節11需用費、修繕料で、下大浜団地の屋根修繕と入居者の退去時に実施している居室のリフォーム工事に係る経費を計上しております。

また、節15工事請負費、下田野団地駐車場整備工事費は、先ほどご説明いたしました下田野橋の整備に伴い、団地の敷地の一部が道路となり、入居者の駐車場が確保できなくなるため、団地南側に駐車場を整備するものでございます。

同じ目、節19負担金、補助及び交付金、木造住宅耐震診断補助金は、昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震診断費用の一部を補助するもので、平成25年度から新たに設けたものでございます。

一番下、款9消防費は、消防と災害対策の経費を計上したものでございます。

次の63ページをお開きください。款9消防費、項1消防費、目2非常備消防費、節18備品購入費は、定期的な更新分に加え、第3分団の新しい詰所に配備するホース、防火衣等の購入経費として193万9,000円を計上いたしました。

次の64ページをごらんください。目3消防施設費は6,963万8,000円増の7,346万7,000円といたしました。平成25年度は消防団組織再編の先駆けとして、日野沢地区の第3分団の統合を実施します。統合にあわせて、新しい活動拠点として、農協の旧日野沢支店周辺に詰所を建設し、新しい消防車両を配備いたします。これらの経費として、節13委託料に設計監理委託料を、節15工事請負費に詰所建設工事費を、節18備品購入費に消防車両購入費をそれぞれ計上いたしました。また、平成25年度は耐震性防火水槽の整備を2カ所で予定しております。消防団の再編とあわせて、町全体の消防力強化を図ってまいります。

次の目4災害対策費は1億2,339万円を計上いたしました。防災行政無線整備工事費の確定により減額となってはおりますが、防災行政無線の整備及びその後の維持運営関係費を計上しております。平成25年度の防災行政無線の整備工事費は、次の65ページになりますが、節15工事請負費1億1,777万9,000円で、本年11月の運用開始を予定しております、消防力の強化とあわせて、いざというときの備えを充実させてまいります。

下段から始まる款10教育費は、小中学校、幼稚園、社会教育や社会体育に係る経費を計上しております。

飛んで68ページをお開きください。項2小学校費、目1学校管理費は890万2,000円増の7,485万8,000円を計上いたしました。主な事業についてご説明いたします。70ページをお開きください。節15小学校整備工事費2,149万9,000円で、国神小学校、三沢小学校の保健室等の空調設備工事や三沢小学校のトイレの洋式化、また体育館の屋根の大規模改修を実施し、子供たちの学習しやすい環境を整備します。

下段の項3中学校費、目1学校管理費は3,438万7,000円を計上いたしました。主なものは、飛んで72ページになりますが、節15工事請負費、中学校整備工事費530万円で、平成24年度に引き続き運動部の部室

の改築を実施いたします。また、生徒の特性に合わせた指導のため、特別支援教室を1教室ふやすことから、この教室にも空調設備の整備をいたします。これらの事業により生徒の学習環境の改善と部活動の活性化を図ってまいります。

73ページをお開きください。項4幼稚園費、目1幼稚園費は、保育室の空調設備工事が終了したことから、1,336万円減の5,514万5,000円といたしました。

飛んで78ページをお開きください。項5社会教育費、目4総合センター費は、公用車の購入費が皆減したこと等により373万6,000円減の1,427万1,000円を計上いたしました。

79ページをお開きください。目5文化会館費は345万7,000円増の1,340万円といたしました。竣工から25年以上が経過し、老朽化した設備もふえてきておりますが、利用実績も増加していることから、適切な修繕とともに、活性化に向けた取り組みを実施してまいります。

節11需用費、修繕料125万円は、空調設備の修繕が主なものでございます。

次の80ページをごらんください。節13委託料、文化・芸術体験事業委託料300万円は、広く町民の方に一流の文化・芸術体験の機会を提供し、町民の意識の高まりとあわせて、文化会館の活性化を図ろうとするものでございます。

節15工事請負費、文化会館舞台設備更新工事費193万1,000円は、舞台照明などの懸架する昇降機のワイヤー等を更新し、安全に使用できるようにするものでございます。

下段の項6保健体育費、目1保健体育総務費は2,208万5,000円を計上いたしました。主な事業をご説明いたします。81ページをごらんください。一番下、節19負担金、補助及び交付金のうち、次の82ページになりますが、ビュアシュタット市交流事業補助金330万円は、3年に1度開催されるビュアシュタット市の体操祭への参加事業に係る補助金でございます。なお、来年の春にはビュアシュタット市長らを当町へ招待する予定もあるため、その受け入れに要する経費も考慮した補助金額となっております。

次の目2学校給食費は、児童生徒数の減による賄材料費の減額を見込んだため、182万1,000円減の7,897万3,000円といたしました。

83ページをお開きください。目3温水プール費は、プール槽及び天井部分の鉄骨の塗装工事が終了したため、617万5,000円減の2,995万6,000円を計上いたしました。プール槽の塗装やバリアフリー化工事も完了した温水プールでは、水中運動教室の回数をふやすなどして、積極的な利用促進を図ってまいります。

85ページをお開きください。目4柔剣道場・学童保育所複合施設費は、敷地の一部を買い上げる事業の終了により535万7,000円減の376万9,000円といたしました。

86ページをごらんください。一番上、項7育英奨学資金費は、奨学金借り受け者が増加傾向にあることから、192万円の増の972万円を計上し、向学心のある学生を支援いたします。

同じページ、一番下、款12公債費は、これまで起こした町債の償還金でございます。

目1元金、目2利子とも減額を見込んでおります。これは平成4年度に起債しました柔剣道場建設に係るもの及び平成12年度から14年度に起債しました皆野スポーツ公園に係るものの償還が終了したことなどによる減額でございます。

87ページをお開きください。2段目、款13諸支出金、項2基金費は、それぞれの基金の条例規定分及び利子分の積立金を計上いたしました。

88ページをごらんください。款14予備費には1,500万円を計上いたしました。

次の89ページからが給与費明細書になります。

89ページは特別職、90ページから96ページまでが一般職に関する明細書です。

その後、97ページが継続費に関する調書、98ページが債務負担行為に関する調書です。

最後の99ページが地方債に関する調書で、平成25年度末の未償還元金の残高は36億2,278万2,000円と見込んでおります。

以上、簡単ではございますが、平成25年度一般会計予算の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時56分

再開 午前10時10分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第18号の説明

○議長（大澤径子議員） 日程第2、議案第18号 平成25年度皆野町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。議案第18号 平成25年度皆野町国民健康保険特別会計予算は、議案調査のため、議案内容の説明にとどめて、あす審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号 平成25年度皆野町国民健康保険特別会計予算は、議案内容の説明にとどめて、あす審議を行うことに決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第18号 平成25年度皆野町国民健康保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

医療費の動向等によります保険給付費、後期高齢者支援金、介護給付費給付金などの計上と保健事業を推進するための予算でございまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7,200万円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 吉田明夫登壇〕

○町民生活課長（吉田明夫） 議案第18号 平成25年度皆野町国民健康保険特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ12億7,200万円で、前年度当初予算比6,800万円、5.07%の減の予算でございます。

水色の仕切りの後ろからが予算の説明書でございます事項別明細書になってございます。これに沿ってご説明を申し上げます。

事項別明細書の3ページをお開き願います。まず、歳入でございますが、款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税1億8,725万1,000円の計上で、前年度比1,082万6,000円、5.5%の減でございます。内訳としまして、節1現年課税分1億7,918万3,000円、節2滞納繰越分は806万8,000円を計上いたしました。

次の目2退職被保険者等国民健康保険税2,883万9,000円の計上で、前年度比214万5,000円の減でございます。内訳としまして、節1現年課税分2,823万3,000円、節2滞納繰越分60万6,000円の計上でございます。

4ページをお願いいたします。款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金2億1,589万5,000円の計上でございます。節1現年度分1億5,890万4,000円でございます。これは一般被保険者に係ります療養給付費、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、介護納付金から基盤安定繰入金の2分の1と前期高齢者交付金の収入を差し引いた後の32%と介護納付金の32%相当額でございます。節3後期高齢者支援金4,785万5,000円は、一般被保険者に係ります後期高齢者支援金の32%相当額でございます。

目2高額医療費共同事業負担金819万9,000円でございますが、高額医療費拠出金の4分の1を国が負担するものでございます。

目3特定健康診査等負担金、節1現年度分93万5,000円の計上でございます。これは特定健康診査等の補助基準額の3分の1を国が負担するものでございます。平成23年度の確定額により見込みました。

その下の項2国庫補助金、目1財政調整交付金8,631万2,000円のうち、節1財政調整交付金6,186万6,000円、説明欄でございますが、普通財政調整交付金5,113万3,000円、介護納付金財政調整交付金1,073万円、節2後期高齢者支援金財政調整交付金2,444万6,000円は、それぞれ過去2年間の状況により見込みました。

5ページをお願いします。上段の款5療養給付費等交付金、項1療養給付費等交付金、目1療養給付費等交付金、節1の現年度分6,519万1,000円の計上でございます。これは60歳から64歳までの退職被保険者等に係ります療養給付費、療養費、高額療養費見込額、後期高齢者支援金等の見込額から退職被保険者等保険税見込額を差し引いたものでございまして、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

次の款6前期高齢者交付金、項1前期高齢者交付金、目1前期高齢者交付金、節1前期高齢者交付金現年度分3億954万4,000円の見込みでございます。これにつきましては、65歳から74歳までの前期高齢者に係る医療費に不均衡が生じていることから、各保険者間の財政調整をするために創設されたもので、社会保険診療報酬支払基金が業務を行っているものでございまして、全国平均の前期保険者加入率を基準として、全国平均を下回る保険者が納付金を負担することになり、逆に前期高齢者加入率が全国平均を上回る保険者には前期高齢者交付金が交付されることとなり、皆野町国保は加入率が高いため交付金を受けるもので、国から示された推計によるものでございます。

次の款7県支出金、項1県負担金、目1高額医療費共同事業負担金でございますが、高額医療費共同事業拠出金の4分の1を県が負担するもので819万9,000円の計上でございます。

その下の目2 特定健康診査等負担金、節1 現年度分93万5,000円は、特定健康診査等の補助基準額の3分の1の交付で、平成23年度の確定額をもとに見込んだものでございます。

款7 県支出金、項2 県補助金、目2 県財政調整交付金5,093万9,000円は、平成24年度の交付決定額をもとに計上いたしました。

6 ページをお願いいたします。款8 共同事業交付金、項1 共同事業交付金、目1 高額医療費共同事業交付金3,279万7,000円は、高額な医療の発生が国保財政に与える影響を緩和するため、1件当たり80万円を超える高額な医療費を対象に交付される共同事業からの交付金でございます。

目2 保険財政共同安定化事業交付金1億2,185万5,000円は、国保財政の安定化を図るため、1件当たり10万円を超える医療費を対象に交付されるもので、これらの共同事業交付金につきましては、国保連合会からの概算額により見込んだものでございます。

下段の款10 繰入金、目1 一般会計繰入金1億947万1,000円の内訳でございますが、説明欄の保険基盤安定繰入金1,539万2,000円、これは町が条例で低所得の世帯に対して6割あるいは4割の保険税の軽減を実施しておりますが、この軽減に対する繰入金で、この財政は、県が4分の3、町が4分の1を負担するものでございます。次の出産育児一時金繰入金420万円は、出産育児一時金15件分に対しての算出した額でございます。事務費繰入金838万6,000円は、職員給与費等事務費に対する繰り入れでございます。財政安定化支援繰入金449万3,000円は、財政安定化のために一部交付税措置されるものを繰り入れるものでございます。その他繰入金7,700万円と、次の目1 支払基金繰入金5,000万円は、医療費等の増加に伴い繰り入れられるものでございます。

7 ページをお願いします。款11 繰越金383万1,000円の計上は、今年度の繰越額を見込んでおります。

次の款12 諸収入、項1 延滞金・加算金及び過料、目1 一般被保険者保険税延滞金65万円を見込みました。

項3 雑入、目2 一般被保険者第三者納付金20万円は、交通事故等による損害賠償求償額を見込んだものでございます。

9 ページをお開き願います。歳出でございますが、款1 総務費、目1 一般管理費1,524万6,000円は、職員給与等の人件費、事務費の計上でございます。節2 給料407万6,000円、節3 職員手当等160万8,000円、節4 共済費124万5,000円、節12 役務費244万5,000円のうち、郵便料74万円を除く各手数料は、国保連合会とのオンラインシステムや電算処理等の手数料でございます。節13 委託料459万4,000円は、国保資格、国保税システムの電算システム及びレセプト点検等に対する委託料でございます。

10 ページをお願いいたします。中段の項2 徴税费、目1 賦課徴収費136万5,000円は、税の賦課徴収に要する費用を計上したものでございます。

その下の段になりますが、項3 運営協議会費、目1 運営協議会費27万1,000円は、国保運営協議会に關します委員報酬等の計上でございます。

11 ページの中段ですが、款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費6億3,898万8,000円は、一般被保険者の療養給付費で前年度比3,441万7,000円の減でございます。

次の目2 退職被保険者等療養給付費7,727万9,000円は、退職被保険者に対します療養給付費で、前年度比1,263万2,000円の増でございます。それぞれ前年度までの動向により見込んだものでございます。

その下の目3 一般被保険者療養費512万円、その下の目4 退職被保険者等療養費53万8,000円は、補装具や医師が認めたはり、きゅう、マッサージなどの施術を受けたときなどの現物給付に要する費用でございます。いずれも前年の動向等により見込んだものでございます。

目5 審査支払手数料は、国保連合会への審査手数料で月平均3,725件、169万円の計上でございます。

12ページをお願いいたします。項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費9,876万9,000円、目2 退職被保険者等高額療養費614万9,000円は、前年度までの動向などにより見込んだ計上でございます。

目3 一般被保険者高額介護合算療養費10万円、目4 退職被保険者高額介護合算療養費5万円の計上でございますが、平成21年度から始まった医療と介護の費用が合算できる制度で、医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合は、医療と介護の両方の自己負担額が合算できるもので、医療保険と介護保険それぞれの限度額を適用後、年間の自己負担額を合算して限度額を超えたときは、その超えた分が支給されるものでございます。年額の計算は8月から翌年の7月までとなりますが、平成24年度につきましても、2月末時点で該当が確認できませんでしたが、見込額の計上を行ってございます。

13ページをお願いします。項4 出産育児諸費、目1 出産育児一時金630万円は、15人分の計上でございます。

項5 葬祭諸費、目1 葬祭費150万円の計上は、30人分でございます。

款3 後期高齢者支援金等、目1 後期高齢者支援金1億6,800万円は、後期高齢者医療制度に対します支援金で、制度上各保険者が負担するとされております4割を負担する額で、国から示された推計方法により算出したものでございます。

目2 後期高齢者関係事務費拠出金1万2,000円は、事務費に対する拠出金でございます。

次の款4 前期高齢者納付金等は、65歳から74歳までの前期高齢者に対するもので、目1 前期高齢者納付金19万8,000円、目2 前期高齢者関係事務費拠出金1万2,000円につきましても、国から示された推計方法により計上したものでございます。

14ページをお願いいたします。款5 老人保健拠出金、目1 老人保健医療費拠出金50万円、目2 老人保健事務費拠出金1万円の計上は、平成22年度が精算年度でありましたが、国から示された推計方法により発生した場合に備えての計上でございます。

款6 介護納付金、目1 介護納付金7,817万円は、介護保険制度への納付金で、社会保険診療報酬支払基金からの見込額によるものでございます。

その下の款7 共同事業拠出金、目1 高額医療費拠出金3,279万8,000円、目2 保険財政共同安定化事業拠出金1億2,185万6,000円は、歳入の共同事業交付金でご説明申し上げました高額な医療費の発生が国保財政に与える影響を緩和させ、財政の安定化を図るための共同事業への拠出金でございます。

15ページをお願いいたします。款8 保健事業費、項1 特定健診事業費、目1 特定健診事業費627万6,000円は、特定健診に要する費用の計上でございます。節8 報償費37万4,000円は、保健指導に当たっていただく栄養士、保健師等への報償金でございます。節11 需用費33万9,000円は、保健指導用品、受診票等でございます。

節12 役務費73万3,000円は、受診券の郵送料、国保連合会とのデータ管理手数料でございます。節13 委託料483万円のうち、主なものは説明欄の特定健診委託料480万円、600人分を見込んだものでございます。

次の項2 保健事業費、目1 疾病予防費577万8,000円のうち、節12 役務費42万8,000円は、医療費通知の郵送料、節13 委託料480万円は生活習慣病予防健診、人間ドックの委託料で3万円の160人分、節19 負担金、補助及び交付金のうち生活習慣病予防健診費補助金15人分、45万円等が主なものでございます。

16ページをお願いいたします。款11 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目1 一般被保険者保険税還付金143万4,000円、目2 退職被保険者等保険税還付金10万円は、平成24年度の実績をもとに、款3 償還金

100万円は国・県などへの療養費などの返還が生じた場合を見込んでの計上でございます。

17ページをお願いいたします。款12予備費でございますが、178万円の計上でございます。

18ページ以降からは給与費明細書となっております。

以上、簡単でございますが、議案第18号の説明にかえさせていただきます。



◎議案第19号の説明

○議長（大澤径子議員） 日程第3、議案第19号 平成25年度皆野町介護保険特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。議案第19号 平成25年度皆野町介護保険特別特別会計予算は、議案調査のため、議案内容の説明にとどめて、あす審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号 平成25年度皆野町介護保険特別会計予算は、議案内容の説明にとどめて、あす審議を行うことに決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第19号 平成25年度皆野町介護保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

介護サービス給付費、介護予防サービス給付費の動向を勘案しての保険給付費の計上と介護予防事業を推進する予算でございまして、歳入歳出それぞれ9億9,750万円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 議案第19号 平成25年度皆野町介護保険特別会計予算について、内容のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億9,750万円とするものでございまして、前年当初予算に比べまして1億550万円、11.83%増でございます。前年当初予算に比較し、大変大きな増額でございます。この主なものは、介護保険事業の大半を占める保険給付費対前年度比増額でございます。なお、この後ご審議いただきます平成24年度の介護保険特別会計補正予算（第3号）案に比べますと126万2,000円、0.13%増の予算でございます。本予算は、歳出総額のうち、介護保険事業の保険給付費が94.76%、地域支援事業費が1.37%の合わせて96.13%を占める予算でございます。

4枚目の水色の仕切りから後ろ、予算の説明書であります事項別明細書に沿ってご説明申し上げます。

事項別明細書の3ページをお開きください。2、歳入でございますが、款1保険料、目1第1号被保険

者保険料 1 億6,359万4,000円は、前年度比604万8,000円、3,84%増の計上でございます。

その下、1 つ飛びまして款 3 国庫支出金、目 1 介護給付費負担金 1 億6,893万4,000円は、保険給付費の介護施設分の15%、その他の分の20%、国の負担区分による計上でございます。

その下、同じく款 3 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 調整交付金6,143万9,000円は、保険給付費の6.5%を計上いたしました。

目 2 地域支援事業交付金（介護予防事業分）310万2,000円、介護予防事業費1,241万円の25%の計上でございます。

目 3 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業分）でございます。304万6,000円の計上は、包括支援センターにおける相談事業、介護予防事業、介護予防プラン作成等に係ります費用、771万3,000円の39.5%の計上でございます。

1 枚おめくりをいただきまして、4 ページをお開きください。款 4 支払基金交付金、目 1 介護給付費交付金 2 億7,411万6,000円は、保険給付費の29%の計上でございます。

目 2 地域支援事業支援交付金359万8,000円は、介護予防事業費の29%の計上でございます。

その下、款 5 県支出金、項 1 県負担金、目 1 介護給付費負担金 1 億3,826万4,000円は、保険給付費介護施設分の17.5%、その他の分の12.5%、県の負担区分による計上でございます。

次の項 2 県補助金、目 1 地域支援事業交付金（介護予防事業分）155万1,000円は、介護予防事業費1,241万円の負担区分12.5%の計上でございます。

目 2 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）152万3,000円の計上は、包括支援センターにおける相談事業、介護予防事業、介護予防プラン作成等に係ります費用の県負担分19.75%の計上でございます。

次の項 3 財政安定化基金支出金の交付金は、前年度において第 5 期介護保険事業の保険料の増額を抑えるために、介護保険法の規定により県に設置された財政安定化基金から拠出金の約 7 割を取り崩し、673万5,000円を交付金として受け入れましたが、今年度は交付されませんので、廃目処理をするものでございます。

次に、下のページ中段の款 8 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 介護給付費繰入金 1 億1,815万2,000円は、前年度に比較しますと1,387万1,000円の増額計上でございます。保険給付費の12.5%の負担区分により繰り入れを行うものでございます。

目 2 地域支援事業繰入金（介護予防事業）155万1,000円は、介護予防事業費1,241万円の負担区分12.5%の計上でございます。

目 3 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）152万3,000円の計上は、同じく19.75%の負担区分によります計上でございます。

目 4 その他一般会計繰入金2,838万5,000円は、前年度とほぼ同額の計上でございますが、節 1 職員給与費等繰入金1,763万5,000円、これは介護保険事務に係る職員の給与費及び一般事務費の繰入金でございます。節 2 事務費繰入金1,075万円は、認定調査費、認定審査会共同設置負担金等事務費に対する繰入金でございます。

次に、項 2 基金繰入金、目 1 介護給付費準備基金繰入金2,000万円の計上は、介護保険の保険給付に要する経費の財源に充てるために積み立てております介護給付費準備基金から繰り入れをするものでございます。繰入額は、前年比1,374万7,000円の増額計上でございますが、これは24年度において財政安定化基

金からの繰り入れがあったことなどによるものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、上の6ページ、一番下の欄、款10繰越金は871万3,000円の計上でございます。

7ページからが歳出でございます。歳出の主なものをご説明申し上げます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費2,385万8,000円の計上は、節2給料から節4共済費まで及び次のページになりますが、節19負担金、補助及び交付金は、職員3人に対する人件費でございます。

7ページに戻っていただきまして、7ページ中ほどの節7賃金370万3,000円は、介護認定訪問調査員に対する賃金でありまして、約670件を予定しております。

1枚おめくりをいただきまして、8ページの下欄、款1総務費、項3介護認定審査会費、目1認定調査費等431万7,000円の計上でございます。節12役務費、主治医意見書作成手数料360万4,000円は約830件分、節13委託料、訪問調査業務委託料71万3,000円、これは介護支援事業所、介護福祉施設、病院等への調査委託料約160件分を計上したものでございます。

目2認定審査会共同設置負担金643万3,000円は、秩父広域市町村圏組合に共同設置しております審査会設置負担金でございます。

次に、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費は、要介護1から要介護5までの方に対するものです。

目1居宅介護サービス給付費3億5,358万円は、在宅で介護サービスを受けております方への給付費でございます。ホームヘルパー、デイサービス、ショートステイ等のサービスに対する費用で、前年度比4,924万6,000円の増額でございますが、実績等を勘案し計上したものでございます。

続きまして、下のページ、9ページ、目2特例居宅介護サービス給付費20万円は、介護認定申請から認定まで通常ですと1カ月前後かかりますが、その間、急を要する場合等、申請をすることにより、認定以前に申請日からサービスを受けることができます。これが特例給付でございますが、この後、1段置きに出てきます特例が付きます介護サービスについては、同様でございます。

目3地域密着型介護サービス給付費1億213万2,000円は、前年比861万8,000円、9.22%の増額計上でございます。これは高齢者の方が住みなれた地域で、生活を可能な限り継続できるよう市町村の区域内等の小規模施設を市町村が指定しまして、原則はその市町村の住民のみが利用できる施設でのサービスであります。いわゆるグループホームがこれに該当する地域密着型施設であります。現在入所されている方等の見込みにより前年度比増額となったものでございます。

目4特例地域密着型介護サービス給付費、20万円の計上でございます。

その下、目5施設介護サービス費3億3,780万円は、介護福祉施設入所に対する施設サービスの給付費で、実績を勘案いたしまして前年度当初予算に比較しまして5,661万8,000円の増額計上でございます。

目6特例施設介護サービス費20万円の計上でございます。

その下、目7居宅介護福祉用具購入費166万2,000円は、ポータブルトイレ、浴槽台等の福祉用具購入に対する給付でございます。

目8居宅介護住宅改修費235万2,000円は、住宅の段差解消、手すりの取り付け、トイレの改修等に対する給付でございます。

その下、目9居宅介護サービス計画給付費4,076万4,000円、10ページの目10特例居宅介護サービス計画給付費8万5,000円は、それぞれ介護サービス計画の作成及び管理に対する給付でございます。介護支援専門員に対するものでございます。

その下、項2介護予防サービス等諸費でございますが、この項2介護予防サービス等諸費は介護度の軽い要支援1、要支援2の方に対する給付でございます。サービス内容はほぼ同様でございます。全てにわたって予防という文字がつくサービス名となっておりますが、要支援の方は施設入所ができませんので、施設介護サービスはございません。

目1介護予防サービス給付費4,153万1,000円の計上で、実績を勘案し、前年比1,501万5,000円の減額計上でございます。順に下のページの目8特例介護予防サービス計画給付費までが介護予防サービスの給付費でございます。ほぼ前年と同額の計上でございます。

続きまして、項3高額介護サービス等費でございますが、介護サービスの自己負担金が所得に応じた一定金額以上になったときに給付されるものでございまして、目1高額介護サービス費は要介護1から5の方に対するもので、1,740万円の計上でございます。

目2高額介護予防サービス費は、要支援1、2の方に対するもので、2万円の計上でございます。

その下、項4高額医療合算介護サービス等費、目1高額医療合算介護サービス費186万8,000円の計上でございますが、同一世帯内の介護保険の受給者が負担限度額を超えた場合に、医療保険と介護保険から按分によりまして給付されるものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、12ページ、項5特定入所者介護サービス等費は、介護保険施設入所の場合またはショートステイ等を利用したときの食費、居住費、滞在費は保険対象外でございますが、低所得者層の方々にはこの負担を軽減し、町が負担をするもので、目1特定入所者介護サービス費3,568万6,000円の計上でございます。

12ページの一番下の欄、項6その他諸費、目1審査支払手数料126万円の計上は、介護給付費の審査支払いに対する国保連合会の手数料でございます。

次に、款3地域支援事業費、項1介護予防事業費、目1二次予防事業費383万4,000円の計上でございます。この二次予防事業費の対象となる方は、介護認定申請前の方でございます。主なものは、節13委託料、内訳といたしまして、通所型介護予防事業、らくらく健康塾が主なものでございます。

次の目2一次予防事業費857万6,000円の計上でございます。一次予防事業は、生活機能の維持や向上に向けた取り組みで、介護予防の基本的な知識を普及し、地域への積極的な参加などを支援するものでございます。主なものは、節8報償費、介護予防事業の講師、指導者等に対する報償金166万円、節13委託料666万8,000円の計上で、らくらく健康塾、食事指導、水中運動教室、ふれあい広場などの介護予防事業の委託料でございます。

次に、項2包括的支援事業・任意事業費は、地域包括支援センターによります相談事業、お知らせ、便りの発行、高齢者の権利擁護などの経費を計上したものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、下のページ、15ページ、一番下の款7予備費354万6,000円の計上でございます。

16ページ以降は給与費明細書でございます。

以上、簡単ですが、議案第19号の説明とさせていただきます。



◎議案第20号の説明

○議長（大澤径子議員） 日程第4、議案第20号 平成25年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。議案第20号 平成25年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算は、議案調査のため、議案内容の説明にとどめて、あす審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号 平成25年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算は、議案内容の説明にとどめて、あす審議を行うことに決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第20号 平成25年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

後期高齢者医療保険の昨年の状況等を踏まえまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,160万円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 吉田明夫登壇〕

○町民生活課長（吉田明夫） 議案第20号 平成25年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,160万円で、前年度当初予算比20万円、0.16%減の予算でございます。

水色の仕切りの後の事項別明細書によってご説明申し上げます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。歳入でございますが、款1 後期高齢者医療保険料、項1 後期高齢者医療保険料、目1 特別徴収保険料7,205万8,000円、目2 普通徴収保険料2,033万4,000円の計上でございます。前年度当初予算比32万7,000円の増で、埼玉県後期高齢者医療広域連合で算定した保険料をもとに、特別徴収と普通徴収を割合で見込んだものでございます。

款3 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 事務費繰入金172万7,000円は、町の事務費に対します繰入金でございます。

目2 保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険料の8.5割、5割、2割を軽減等いたしました2,708万2,000円を見込んでおりますが、これを一般会計から繰り入れるものでございます。この負担区分は一般会計で措置されておりますが、県が4分の3、町が4分の1を負担するものでございます。

5ページをお願いいたします。歳出でございますが、款1 総務費、目1 一般管理費73万円は、事務に要する消耗品、保険証などの送付に対する郵送料等でございます。

中段の項2 徴収費、目1 徴収費でございますが、保険料の徴収に要する費用の計上でありまして、主なものは節13委託料77万3,000円で、保険料賦課などの電算処理委託料でございます。

その下の款2 後期高齢者医療広域連合納付金、目1 後期高齢者医療広域連合納付金1億1,947万6,000円

でございますが、先ほど申し上げました後期高齢者医療保険料と保険基盤安定繰入金を足しました額を埼玉県後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

次の款３諸支出金、項１償還金及び還付加算金、目１保険料還付金10万円は、過年度分の資格喪失や所得変更に伴う償還金を見込んだ額でございます。

６ページをお願いいたします。款４予備費、目１予備費28万2,000円の計上でございます。

以上、簡単でございますが、議案第20号の説明とさせていただきます。



◎次会日程の報告

○議長（大澤径子議員） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次会日程の報告を行います。

あす14日は、午前９時から本日に引き続き議案の審議を行いますので、定刻までにご参集願います。



◎散会の宣告

○議長（大澤径子議員） 本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前１１時００分

平成 2 5 年第 1 回皆野町議会定例会 第 3 日

平成 2 5 年 3 月 1 4 日（木曜日）

議 事 日 程 （第 3 号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、議案第 1 7 号 平成 2 5 年度皆野町一般会計予算の質疑、討論、採決

1、議案第 1 8 号 平成 2 5 年度皆野町国民健康保険特別会計予算の質疑、討論、採決

1、議案第 1 9 号 平成 2 5 年度皆野町介護保険特別会計予算の質疑、討論、採決

1、議案第 2 0 号 平成 2 5 年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算の質疑、討論、採決

1、議案第 2 1 号 平成 2 4 年度皆野町一般会計補正予算（第 5 号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 2 2 号 平成 2 4 年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 2 3 号 平成 2 4 年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 2 4 号 平成 2 4 年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の説明、質疑、討論、採決

1、同意第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についての説明、質疑、討論、採決

1、同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての説明、質疑、討論、採決

1、同意第 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての説明、質疑、討論、採決

1、議員提出議案の報告及び一括上程

1、発議第 1 号 皆野町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、発議第 2 号 皆野町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、議会運営委員会の閉会中の継続調査について

1、議決事件の字句及び数字等の整理

1、閉会について

1、閉 会

午前9時00分開議

出席議員（12名）

1 番	小 杉 修 一	議員	2 番	宮 前 司	議員
3 番	常 山 知 子	議員	4 番	若 林 光 雄	議員
5 番	大 澤 金 作	議員	6 番	新 井 達 男	議員
7 番	新 井 康 夫	議員	8 番	大 野 喜 明	議員
9 番	大 澤 徑 子	議員	10 番	林 豊	議員
11 番	四 方 田 実	議員	12 番	内 海 勝 男	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	石 木 戸 道 也	副 町 長	土 屋 良 彦
会 計 兼 管 理 者 会 計 課 長	大 塚 宏	教 育 長	山 口 喜 一 郎
総 務 課 長	大 澤 康 男	町 民 生 活 課 長	吉 田 明 夫
健 康 福 祉 課 長	浅 見 広 行	税 務 課 長	四 方 田 勝 吉
産 業 観 光 課 長	川 田 稔 久	建 設 課 長	小 宮 健 一
教 育 次 長	吉 橋 守 夫	代 表 監 査 委 員	田 島 伸 一

事務局職員出席者

事務局 長	高 橋 修	書 記	黒 澤 栄 則
-------	-------	-----	---------

◎開議の宣告

(午前9時00分)

○議長（大澤径子議員） ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（大澤径子議員） 本日の議事日程を報告いたします。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。



◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第1、議案第17号 平成25年度皆野町一般会計予算を議題といたします。

議案の説明は13日に終了しております。よって、これより本案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議席番号と名前を告げて挙手をお願いいたします。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

2番、宮前司議員。

○2番（宮前 司議員） とりあえず、では58ページなのですけれども、58ページの項2 道路維持費の中の区分の13委託料で、道路環境美化委託料というのがございますが、どんな作業で、どこに出されているのか教えてください。

それと、74ページ、項4 幼稚園費の中で、一番下の区分14使用料及び賃借料の中の土地借上料166万2,000円というのが土地を借りているのかということと、面積を教えてください。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 2番、宮前議員さんのご質問にお答え申し上げます。

58ページ、13委託料、道路環境美化委託料でございますが、これは小木の撤去または道路の一般的な除草の作業でございます。委託の相手は、これはシルバー人材センターでございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（吉橋守夫） 2番、宮前議員さんからの幼稚園費の中の土地借上料関係ですけれども、これは土地の借り上げでございます。幼稚園への進入路の用地と、あと幼稚園用地があるものでございます。面積ということでございますが、集計して改めて回答させていただきたいと思っております。

○議長（大澤径子議員） 2番、宮前司議員。

○2番（宮前 司議員） わかりました。ありがとうございました。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

1番、小杉修一議員。

○1 番（小杉修一議員） 23ページ、これは節13委託料の中の町有林每木調査委託料52万5,000円ですが、これはお聞きするところによると、蓑山の向こうで、上のほうで公園を計画しているその向こうに町有林がどうも存在するみたいなのですけれども、そこを木の様子を調査するというふうに伺いました。その木はどのぐらいな価値があるかということで、なかなか今切り出す時代ではないのですけれども、これはもう調査にかけるという雰囲気のものでいるのでしょうかから、その辺、その木の値段で今度は手間との兼ね合いというものが出るのかもしれないのですけれども、この調査をかけるということであれば、もう公園の向こう側のそのやつは切らないとぐあいが悪いのかなという気がするのですけれども、その辺のところをもう一回ちょっと確認したいのですが、お願いします。別件またお聞きいたします。

○議長（大澤徑子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） ただいま小杉議員さんからのご質問でございますけれども、蓑山の山頂東側に約8反歩の杉の木があります。それで、先ほど議員が言われるように、その木の値段どのくらいかということ进行调查するための委託料でございまして、それによって入札できるような仕様書を作成します。それで、業者のほうを決めるわけですが、切るタイミングにつきましては、またこの業者のほうで時期のいいときに切ることになると思いますけれども、山の場所の関係で、今これをやらないと、後で今度搬出が難しくなるという場所ですので、今回このように計上させていただきました。

以上です。

○議長（大澤徑子議員） 1 番、小杉修一議員。

○1 番（小杉修一議員） そのような状態みたいなので、ぜひうまくやっていただけるものと思っております。

続きまして、何点かあるのですけれども……

〔「一通り」と言う人あり〕

○議長（大澤徑子議員） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時07分

再開 午前 9時08分

○議長（大澤徑子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育次長。

○教育次長（吉橋守夫） 大変失礼いたしました。2 番、宮前議員さんからの先ほどの面積の関係でございますけれども、進入路用地1,310.18平方メートル、敷地の用地でございますが、4,171.82平方メートル、合わせて5,482平方メートルでございます。

以上です。

○2 番（宮前 司議員） ありがとうございます。

○議長（大澤徑子議員） 3 番、常山知子議員。

○3 番（常山知子議員） 3 番、常山知子です。私は6 点について質問やら意見やら述べさせていただきます。

まず最初は、47ページ、款5 労働費、項1 労働諸費、目1 労働諸費、節19負担金、補助及び交付金の住

宅リフォーム資金助成制度です。予算額は前年度予算から20万円少ない100万円となっていますが、減らしたのはなぜでしょうか。利用者は昨年度はどうなっているか。年々減っているのでしょうか。それが質問ですが、この当町は20万円以上の工事で、定額4万円の補助です。しかも1回しか助成が受けられません。ほかの自治体を見ますと、小鹿野町でも20万円以上50万円未満で5万円、50万円以上になりますと10万円の補助が受けられます。横瀬町も20万円以上10%の補助、補助額の上限は10万円までできます。助成制度があるだけでいいのではないのかと言うのではなくて、いかに町民が喜んで使ってもらえる制度にすることが大事です。何か年々減ってしまっているような感じもするので、すごくこの制度をもっと町民に使ってもらえるように、ぜひ補助制度も引き上げの検討もことしこそぜひお願いいたします。

次の質問、55ページ、款7商工費、項1商工費、目3観光費、節13委託料と節15工事請負費の桜ヶ谷観光トイレの場所についてですが、先日前お聞きしましたら、桜ヶ谷の集落付近だということで確認ができたのですが、その後ちょっと登山者の方に意見を聞きましたら、破風山登山者のトイレでしたら、そういうことを考えますと、以前あった山頂付近にできないのかということでした。破風山へ登るコースは、桜ヶ谷から大勢の人が登っていますけれども、そのほかにも満願の湯からもありますし、札所34番のコースもありますので、場所についてももう少し検討ができないものか、もう確定されてしまっているものなのかお聞きしたいです。

次なのですが、同じページの一番下に節19負担金、補助及び交付金の秩父音頭まつり補助金についてがあります。秩父音頭まつりは、町を挙げての取り組みということで、ことしは45回ということで、特別補助金50万円も計上されていますが、やはり450万円全体をどう使うかということを実際に考えていただきたいと思います。

そこで、私が気になる点ありますので申し上げますが、音頭まつりコンクールに子供たちがたくさん踊っています。これ自体はとてもいいことだと思うのですが、聞くところによりますと、お金のため、クラブ費を得るために出ているということです。皆さんもそんなことは以前から知っておられたとは思いますが、お金のために子供を踊りに出しているのか、そんなことはやめさせるべきです。1つのクラブで1チームで参加するならわかりますが、最低参加人数で同じクラブで何チームも踊る。そして、賞金、参加賞をもらう。これがお金のためでなくて、何でしょうか。私はこういう子供をお金のために躍らせるということはやめさせるべきだと思います。子供に踊ってもらうなら、学校や父兄の了解も必要ですが、1年生全員に踊ってもらうとか、そこにそろいの浴衣を着てもらって、この予算を使ってもらう。そういうふうにはやっていただけたらと思います。

それから、いろんな面で改革が必要だと思うのですが、私にとってはもう一つ来賓の接待について、私も昨年参加して感じたのですが、小さな町の官官接待かなというふうに感じるものがありました。もちろんお祭りにはお酒はつきものです。しかし、来賓接待に飲み放題はいかがなものでしょうか。記念すべき45回です。改善の必要を感じました。

次は、60ページ、款8土木費、項2道路橋りょう費、目5橋りょう新設改良費、下田野橋整備工事費に関連して、一般質問の中で新井康夫議員も質問されておりましたが、皆野町に歩道橋を設置するよう町として県、国へ働きかけをしっかりとってほしいということです。私も去年の予算のときにも意見を述べていただきましたが、建設課長の話では、県への要望書を平成19年に秩父市と合同で提出したということです。実は昨年共産党の県会議員が皆野橋を現地視察していただきまして、その後、県に歩道橋の設置の申し入れをしたところ、県側は町から要望書は出ていませんという返事でした。毎年出さなければだ

めなのですね。私は先日、皆野橋を多くの学生が通る皆野高校の校長にお会いしました。先生と話して、ぜひ県への働きかけを校長先生のほうからもやっていただくようお願いしてきました。当町としてもしつこいぐらいに要望書を出して、こちらの熱意を伝えてください。ぜひ下田野橋も見通しがたったわけですから、今度は皆野橋の歩道橋ということで、ぜひお願いいたします。

次です。77ページ、款10教育費、項5社会教育費、目3文化財保護費、節7賃金に関連して、この賃金は農山村具展示館に働く賃金だということをお聞きしました。民具を通してふるさとを学ぶ、まさに農山村具展示館のことですが、町の活用が消極的なのか、山の中腹でひっそりと、しかも地道に整理されている展示館だと思います。展示館は、この3月の第4日曜日の開館で終了ですが、その後の開館予定はどうなっていますか。ぜひもっと宣伝していただいて、予約制にしてでもいいですから、ボランティア説明者を配置して、開館してください。また、教育長には何度も言っているのですが、小林コレクションの展示についてもご検討ください。保存が難しい、なかなか大変なのだということをおっしゃいますが、専門家もいると思いますので、活用することをお願いいたします。

最後になります。80ページ、目5文化会館費、節13委託料ですが、文化・芸術体験事業委託料300万円ですが、これはどういうものなのか。もう少し詳しい構想があれば、教えていただきたいのです。町民に一流の文化・芸術に触れる機会を提供するということですが、オペラでも見えるのでしょうか。また、文化会館の活性化を図るということであってありますが、それでしたら町民に無料開放し、利用してもらい、発表の場をつくるなど、そういうことで文化会館の活性化を図れないものでしょうか。

以上で私の質問を終わります。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（川田稔久） 3番、常山議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、47ページ、款5項1労働諸費、目1労働諸費の中の節19負担金補助及び交付金の住宅リフォーム助成金100万円についてですが、額が減額をされている理由でございしますが、24年度までにつきましては、1住宅1回に限る補助をしてまいりました。これを改めまして、1の住宅でありましても、異なるリフォームであれば補助金を交付するよう改めさせていただいたことによる減額でございします。なお、24年度2月末現在の交付決定額につきましては10件でございします。

次に、55ページ、款7商工費、項1商工費、目3観光費の節13並びに節15、桜ヶ谷観光トイレ建設工事に係るご質問でございしますが、桜ヶ谷の観光ルートにつきましては、ハイキングコースとして人気が高く、利用者も多いものですから、観光トイレの改修を考えております。今回考えておりますのは、町道から旧道を約五、六十メートル上がりましたところにお堂がありますが、そのお堂の横に設置がしてありますくみ取り式の観光トイレの改修を考えております。この地域につきましては、水の確保が大変難しい場所ですので、この問題をクリアできる形での計画を進めたいと考えておりますが、今、常山議員からご質問がありましたように、山頂付近にということについても研究をさせていただきます。

同ページの19負担金、補助及び交付金の秩父音頭まつりへの補助についてでございしますが、秩父音頭まつりの運営、実行につきましては、実行委員会、運営委員会を組織してお祭りを開催をさせていただいておりますので、常山議員から改善の必要があるというご質問をいただいたことを事務局に伝えさせていただきます。

以上でございします。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

○教育長（山口喜一郎） 77ページのご質問に関してお答えいたします。

77ページの臨時職員の賃金ということですが、事情がありまして、農山村具展示館は一時閉館になりました。そのために物置同然になりましたので、臨時職員を採用していただいて、中の整理を行っております。

そして、広く公開をというふうなお話をいただきましたけれども、この整理のほうを平成22年度から行いまして、今年度は曜日を決めて公開しています。公開日が先ほどお話しいただいたように、毎月第4日曜日と県民の日及び臨時職員の来ている日、これを開館しているわけです。そして、そのほかにも前もってご連絡いただければ、職員が行って、鍵をあけて見ていただく、こんなふうにしております。

また、PRについては、町の広報、ホームページに掲載、それから学校、埼玉県内市町村、関係機関へのポスターとチラシを全部配布しております。また、関係団体にもお話を申し上げて、ぜひ使ってくださいというふうにお話ししているわけですが、現在大分整理ができて、各それぞれの分野ごとに展示しております。ぜひ議員の皆様方にもごらんいただきまして、広く町民のほうにPRしていただけるとありがたいな。確かにまだまだPRが足りないかと思います。PRで一番大事なのは、いわゆる口コミという方法ですので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

なお、小林コレクションにつきましては、収蔵庫内は国指定の資料を収蔵するために建てられたというふうになっております。収蔵庫内に人の出入りがあった場合には、細菌やカビの発生、換気の問題が心配されています。したがって、出入りを自由にできるということがありませんということに指導されております。同じ年代につくられた収蔵庫の方式によって、各地の収蔵庫がカビが生えています。ある村の収蔵庫などは全部がカビで、全部カビの除去を行っております。皆野の収蔵庫においても、一昨年カビが発見されまして、その消毒処理を行いました。現在はデータロガーというふうに呼んでいますが、室内温度と湿度を1時間ごとに記録する機械を14台購入して、毎日記録して温度と湿度を確認しております。したがって、保管場所の移動という小林コレクションにつきましては、保管場所の移動とか開放は、好ましくないというふうに埼玉県からの指導を受けております。ただ、全くの保管ということでなくて、連絡いただければ、なるべく少人数で見ていただくことは可能だというふうに考えております。ぜひこれからの貴重な皆野町の財産です。非常に秩父郡市内でも珍しいものもあります。ぜひたくさんの方に利用していただけるとありがたいな、そんなふうにいるところですので、よろしくお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 皆野橋の歩道橋の関係でございますけれども、きのうも一般質問にお答えいたしましたけれども、秩父市と連携をとりまして、県のほうに要望を続けていきたいと思っております。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（吉橋守夫） 3番、常山議員さんからのご質問のうちの6点目、80ページの文化会館費の中の節13委託料のうちの文化・芸術体験事業委託料300万円の関係でございますけれども、ご質問のとおりの内容でございますけれども、平成25年度の重点施策の4番目に、一流の文化・芸術体験「聴く・見る・学ぶ」～子どもから大人までホンモノの感動を～として位置づけられて先ほどのご質問の趣旨があるわけですが、一つの例を申し上げさせていただきますが、昨年の11月に文化庁の次世代を担う子供の文化・芸術体験事業により、東京シティ・フィルハーモニック管弦楽団のオーケストラ公演が文化会館で行われまして、小学生が大変貴重な体験をしたというような事例もございます。こういったことから、ぜひ子供から大人まで一流のそういった文化・芸術等に触れる機会を設けさせていただきたいということ

で計上させていただいたわけでございます。今までの経過ですと、総務課長、産業観光課長、教育次長あるいは関係職員で1度打ち合わせをさせていただきました。今後この予算の関係で決定いただきましたら、またその辺についていろいろ内部協議等を検討を進めてまいりたいという考えでございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 答弁をいただきましたが、住宅リフォーム資金助成制度についての確認なのですが、今までは1つの家で1回ということで限られていましたが、今回は異なるところでしたら、別のところでしたら、もう一度リフォーム助成制度が受けられるということで、2回できるということですか。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（川田稔久） お答え申し上げます。

そのとおりでございます。ですから、2回でなく、またさらなるところであればというふうに考えております。

○議長（大澤径子議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 了解しました。ということは、4万円が8万円、その一つの家で8万円にもなり、12万円にもなるということでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（川田稔久） 異なるリフォームであれば、使用が可能というふうに考えております。

○議長（大澤径子議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 了解しました。

それから、桜ヶ谷観光トイレについても、山頂付近でも検討していただくということでお答えをいただきましたので、了解しましたが、秩父音頭まつりについては、ぜひ私は去年の音頭まつりの反省会にちょっと用事があって出られなかったのが、私の意見などは紙に書いて商工会にも出しました。それで、ぜひきょう私発言させていただくことなんかも、皆さん、本当に子供のことで心を痛めているのではないのでしょうか。すごく町の人もあれば補助金目当てだとか、そういう寂しい声を聞くのですよ。やっぱり音頭まつりの本来の目的に沿ってやっぱりやっていただきたいと思いますし、この実行委員会の中にぜひ意見反映をさせていただきたいと思います。

それから、小林コレクションとかは少人数で見るのは可能だということを今、教育長おっしゃいましたが、それでは予約をして、それで予約をすれば少人数、大勢、10人とか20人ではだめですが、二、三人なら大丈夫だということなのですね。

それで、あと農山村具展示館のことなのですが、臨時職員が行っているときは、今までは何月何日の第4日曜日開館ですとか、県民の日だとか、そういうふうに決まっていたんですが、その臨時職員の方がいついらっしゃるのか、それは教育委員会のほうに聞いてみないとわからないということですよ。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

○教育長（山口喜一郎） 今年度は臨時作業員さん来てくれるのは、月曜日と水曜日ということになっていますので、その日から今年度は大丈夫です。また来年度新たに考えたいと思います。

それから、先ほど今年度で終わりということですがけれども、来年度もさらに今のところは同じように日曜日あるいは県民の日などは開館していきたいな、そんなふうに。ただ、開館についても、一応職員が奉仕で今出てきているような状況です。

以上です。

○議長（大澤徑子議員） 3 番、常山知子議員。

○3 番（常山知子議員） ぜひこれからも皆さんにこのいい資料がたくさん入っていますので、見ていただくようにPR も兼ねてぜひ努力していただきたいと思います。

一応皆さんから回答をいただいたのですが、私今回の一般この予算を見まして、去年の私の一般質問なんかでは、結構お金がない、大変なのだということを強調されていましたが、これを見る限りでは、ああ、お金が町にはあるのだ。660万円のそのタクシー補助事業もできるのだし、それから300万円のこの一流音楽、もちろん。それから、この50万円の秩父音頭の特別の補助金も出せるのだというふうに私は考えまして、やっぱりそこにお金を使うという町の姿勢なのですが、私としてはぜひ去年も質問したように、もっと町民が利用できるような運動場を1回1時間100円を取る、そういうようなところにもぜひ目を向けてもらって、そういうところにも予算をつけるような予算編成を来年度、これはもう今年度ではあれですが、補正予算なりでもぜひ検討していただいて、やっぱり町民の健康を守る、町民が本当に元気になる施策、たくさんやっていますけれども、そういう点でもぜひお考えをしていただきたいと思いますので、私の質問を終わります。

○議長（大澤徑子議員） 他に質疑はございませんか。

1 番、小杉修一議員。

○1 番（小杉修一議員） 三、四点まとめましたので、よろしくお願いいたします。

それで、今、常山議員の質問を産業観光課長に答弁いただいた中で、もうちょっと理解したいので、47ページですか、住宅リフォーム資金助成金、これが異なるリフォームであれば可能だというお話今お聞きして、そうすると主に高齢者対策的なリフォームであったほうがいいのかと思って、例えば具体的には玄関にスロープをつける。それなりのお金がかかって。スロープ工事ということになって、今度は玄関上がって行って、廊下に手すりが欲しいと。そういった種類のはどうなのでしょう。例えば玄関のスロープなんかは大工工事ではなくて、タイルの床だったりすると土建的な工事になると、廊下の手すりとかになると大工工事とかと形がちょっと変わってきますけれども、そういうのは別の工事的な扱いでよろしいのかどうかという、ちょっとその辺を確認したいので、まず1点。それです。

それから、28ページの節13委託料の中で、税・収納システムアウトソーシング1,126万7,000円というものが計上されていますけれども、内容的なものと契約の相手方はどういうところになるのかというのをお願いいたします。

続きまして、ちょっと後ろへ行って、62ページをお願いします。これは61、62ページにまたがるところで、節19、皆野・長瀬上下水道組合公共下水道負担金2億2,635万円、これが上下水道のほうの負担金としてどうも計上されているみたいですが、上下水道組合のほうに行かせてもらっていて、今、上下水道組合の状況において、そちらでもちょっと質問させていただいているのですが、平成25年度までに下水道の計画区域が1回もともと計画がされていた区域が認可区域の範囲でもって工事を着々とやってきてもらっている予定だとか、やってきてもらうべきものであったみたいなのですが、工事がすっかりよくやっぱり予算的なものでとまっているというふうに言われまして、この現実というのは、25年度までに完成しないと、次を待っている区域があるわけで、25年度で更新されて、次の下水道を引いてもらう予定にしてもらう区域がそこで今度はまた新たに入ってくるという予定のが、全く入る見込みがなくて、さらに25年までののが29年に向こうに先に延ばされるというような現実が向こうでは発生している

ようなのですけれども、これだけの金額を負担して、その辺のところの見通しのもののお考えをちょっと確認したいのですけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（川田稔久） 1 番、小杉議員の質問にお答えをいたします。

47ページ、節19の住宅リフォームでございますが、産業観光課が行っておりますリフォームの内容につきましては、内装の様式がえですとか、あとはお勝手、風呂場、トイレなどの設備の入れ替え、それに畳の入れ替えといった居住空間に関するリフォームを対象としております。その中で、やはりトイレを改修したときに手すりをつける等のリフォームもございますが、町のほかの補助事業でスロープをつけたりですとか、手すりをつける補助金がございます。これと分けておりますので、それと異なるものについてリフォーム事業とさせていただきます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 税務課長。

○税務課長（四方田勝吉） 1 番、小杉議員さんからのご質問のうち、款 2 総務費、項 2 徴税費、目 2 賦課徴収費、節13委託料の税・収納システムアウトソーシングの内容につきましてご説明申し上げます。

アウトソーシングとは、業務の一部または全部をそれを得意とする外部の企業に委託することでございますが、町税の賦課徴収に関する業務を委託しております。具体的には町税の計算、納税通知書や課税台帳などの帳票印刷、収税消し込み管理、口座管理などがございます。相手先でございますが、株式会社 TKC 1 社でございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 下水道の負担金の関係でございますけれども、これは直接的に工事をどうこうということよりも、むしろ下水道を全体について、例えば終末処理場等も大変な多額な起債を受けて、それで今その返済に大変な思いをしているわけですが、そういうことへの負担金、補助ということであります。今、議員言われるように、計画区域につきましては、予定どおり、計画どおり進めていかなければと、こんなふうにも思っておるところであります。

○議長（大澤径子議員） 1 番、小杉修一議員。

○1 番（小杉修一議員） 産業観光課長のほうのお話は、おおむね理解しました。これからだから新しく工事によっては使えるのだよというのは、その場、ケース・バイ・ケースで判断されていくというところがあるのかもしれないのですけれども、それを利用する人がふえれば、またそれはそれで予算も変わるかもしれないのですけれども、うまく対応してもらって、多くの人が喜んで使って、なおかつこれはまた皆野町にあって快適な生活ができる方向を援助してもらうというのはいいことだと思うので、よろしくお願いいたします。

それから、税務課長にご答弁いただきましたけれども、アウトソーシングというのが会計システムで、これちょっと心配になってお聞きしたのは、先日 NHK が特許庁のコンピュータシステムを入れかえるのだというやつをやっている、今、日本は特に韓国あたりとハイテクの分野において非常に熾烈な特許のまず争奪争いというか、特許はもう紙一重最初に登録した人間が勝つというような世界みたいなのですが、韓国が順番待ちが 1 年 3 カ月、日本が 2 年 2 カ月、これは審査に入るための順番待ちだそうで、この約 1 年の違いは非常に同種の特許を申請しようとしたときに大きいみたいで、それでそれを何とか韓

国並みに日本の特許庁も順番待ち用の期間を目指すためには、そのシステムを今よりはるかにすばらしいコンピュータ化にしようという計画が何百億円というコンピュータシステムを入れようとして、もう東芝ソリューションと言われたと思うのですけれども、そこに値段が安かった。値段が安かったから東芝ソリューションに受けてもらったら、これはNHKがやったことなのですからけれども、全然期待に沿わなかったと、その計画が何百億円渡したけれども、頓挫してしまったと、そういう報道でした。名前は違ってないと思うのですけれども、万が一違っていたらいけないのですが、ああ、ご存じですか。そのようなちょっと見てしまったので、この辺のものもひとつ皆野町においても十分大丈夫なのかなと。つい先日のことなので、確認してもらいましたら、かなりまた立派な会社だと思うので、大丈夫なのかなというところがあるので、期待していますので、よろしくお願いいたします。

それから、町長のご答弁ですけれども、何しろ待っている人がいるので、それでどうも町長も上下水道組合の管理者という立場で出向いてもらっておるわけですから、どうも皆野町、長瀬町の町のほうが上下水道組合に対してやっぱり上位団体のわけなので、やっぱりこっちである程度その辺も時に資金的にも援助をしなければならない、進めるためには。進めるためにはという部分もあろうかと思われるので、その辺またよくご検討いただければと思います。また、向こうに行ったとき、気づいたところは質問させていただきますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（大澤匡子議員） 他に質疑はございませんか。

5番、大澤金作議員。

○5番（大澤金作議員） 5番、大澤金作です。2点ほどお聞きしたいのですけれども、先ほど常山議員のほうから質問がありました。関連することです。ページが55ページ、款商工費の中の節15、これはやはり桜ヶ谷トイレの建てかえ工事なのですからけれども、先ほど課長からお話がありましたように、ここは非常に水の確保の難しいところでありまして、地元の人に聞きますと、今度は水洗になるということですから、その水をどこから引いてくるのか、民間で引くのは、あそこも1つのところでやっているのではない。3軒が1つになったり、6軒で1つで引いたりしているので、近くに今、集水の井戸を掘っていますね。その井戸からでも引くのかなという話もありました。また、その井戸を掘ったのが原因なのか、近くにあった民家の井戸の水が枯れてしまったというようなお話がありまして、もしそれが原因で井戸の水が枯れたならば、何とかその集水の井戸を掘っているところに水がたまったものでも引けないかというようなお話がございました。また、私も以前にこの破風山頂付近にトイレをということで一般質問を行いましたけれども、確かに山頂の近くというのは、非常に難しい場所です。工事をするにも車も行かないので、できればくみ取り式でも結構ですので、車の最終地点あたりまで、車両の登る最終地点あたりにできればいいのかなと、こんなふうに思っておりますが、水洗トイレにやるのに水をどのように使うのかという指摘がございましたので、それをお聞きしたいと思います。

それから、これは64ページ、消防費、目3消防施設費、節18、消防車両購入費ということで2,320万円ですか、この間の説明によりますと、これは新車を3分団に入れるのだというお話でございました。この新車につきまして、消防団のほうの要望も前ありましたけれども、非常に冬場になると、日野沢というのは厳しい道路状況で、凍結したり、ちょっと雪が降ると、なかなか一般車両では運行するのに難しい場所です。ですので、もしそういった今度車でも入れかえをしていただくときには、4WDというのですか、四輪駆動車が1台ぐらいあればいいなという要望がございました。これは今までの同じ積載車両だとは思

うのですけれども、この消防車の車両はどのような型式車両なのか教えていただきたいと。

この2点だけよろしくお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（川田稔久） 5番、大澤議員の質問にお答えを申し上げます。

款7商工費、項1観光費、目3観光費の中の節15、桜ヶ谷観光トイレの建てかえでございますが、大澤議員からのご指摘のとおり、桜ヶ谷地域につきましては、集落内、家庭内で使う水の確保に大変苦慮している地域でございます。地域での水の確保が難しいことから、通常の水洗トイレの設置は無理であろうというふうに考えておりますので、この問題をクリアできる形、形式といたしますと、循環式のトイレまたは従来型のくみ取り式トイレのいずれかになるかというふうに考えております。

また、山頂のトイレにつきましては、山頂付近に以前トイレがございましたけれども、老朽化し、朽ち果てておりましたので、その施設を山頂付近に置くことは景観的に好ましくないことから、撤去をさせていただきました。山頂付近のトイレについては十分研究をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） 5番、大澤議員からのご質問の消防車両の関係でございますけれども、消防団の再編によりまして、順次詰所消防車両をかえているわけですが、まず初めとしまして3分団を行うわけです。今、車両のことでございますけれども、予算的には2台分を検討しております。ただ、車種、それから消防の機能につきましては、これから検討させていただきます。というのは、これから行っていくしますので、町全体のバランスを考えたり、またその地区で使い勝手のよいというのですか、方法を考えたりしますので、これから検討させていただきますして、車種、その積載する機能等については検討していくということをお願いいたします。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 5番、大澤金作議員。

○5番（大澤金作議員） 先ほど産業観光課長からのお話でございますが、確かに山頂付近では難しいと思います。以前の老朽化したトイレ、本当に撤去してもらって、きれいになりました。ありがたく思っております。水が本当にあそこは問題なところでございまして、できれば地域の住民ともその点を話し合いの上で快適なトイレが建てかえられることを願っております。

それから、消防車両、これは団員からの要望でございました。たとえ1台でも結構ですから、できれば四駆の車両を1台あればということでございますので、できるだけそういった方向に向けて検討していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

6番、新井達男議員。

○6番（新井達男議員） それでは、1点になりますけれども、ちょっとお伺いいたします。

70ページ、節15工事請負費、これ款10教育費ですけれども、昨年ですか、総務教育のほうで学校訪問したときに、いろいろ学校等行った時点で、要望等いろいろありますけれども、私の地区である三沢小学校に行ったときに、これは恐らく諸般の報告で体育館について報告したと思うのですけれども、早々に屋根

を改装するという事で、即実施するという事になったので、非常に私自身喜んでおります。それで、三沢小学校、これ屋根の改修工事の明細についてわかりましたらお願いしたいということと。

それから、あと三沢小学校のトイレ洋式化工事、これ恐らく洋式トイレになりますけれども、どういう洋式トイレにするのかお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（吉橋守夫） 6番、新井議員さんからのご質問の70ページの小学校費のうちの節15工事請負費の中の三沢小学校屋内運動場屋根の改修工事の関係でございますけれども、工法といたしましては、現在の屋根に新しい屋根をかぶせるカバー工法ということで予定してございます。

そのほか、トイレの洋式化の改修工事でございますが、児童用トイレの改修4カ所でございます。1階男女、2階男女、各1カ所ずつで4カ所ということで洋式化でございますけれども、一般家庭等でも暖房便座、ウォシュレット等が普及してきていますので、三沢小学校のトイレ改修についても、同じような方式で実施を予定しています。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 6番、新井達男議員。

○6番（新井達男議員） わかりました。ありがとうございます。これあれですか、まだ発注のほうは、屋根の工事に関しては請負業者とかと、発注のはまだやっていないと思うのですけれども、どのぐらいの予算であれですか。

それから、もう一つ、それとあとあれかな、洋式トイレの関係、これウォシュレットがつくのですか。すごいですね。小学校のウォシュレットがつくような洋式トイレできるのだんならば、できたらこれにもありますけれども、温水プールのほうのあれも、できれば洋式トイレもできたらウォシュレットとは言わないですけれども、そういうふうな方向やっていただければいいなと思いますけれども、それ洋式トイレについては結構です。

あと、まだこれはわかりませんか。どのぐらいの予算を。

〔「答えてよろしいですか」と言う人あり〕

○6番（新井達男議員） よろしくをお願いします。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（吉橋守夫） 新井議員さんからの再質問でございますけれども、工事の執行につきましては、25年度予算議決いただいた後、25年度に入りましたら、早急に入札等の手続をいたしまして進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 6番、新井達男議員。

○6番（新井達男議員） どうもありがとうございました。

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時58分

再開 午前10時15分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はございませんか。

7 番、新井康夫議員。

○7 番（新井康夫議員） 何点か質問させていただきます。

まず、32ページ、目1、節1報酬、私はきのうの説明で聞き漏らしたのかもしれませんが、統計調査委託料、これは具体的に何の統計調査か教えていただきたいと思います。

次に、37ページ、これは目でいいますと、前ページの老人福祉費、これに連なってくるわけですが、37ページでいいますと、節13委託料、緊急通報発信機保守委託料、そしてその下の節14緊急通報機器借上料、これは機器は何台ぐらい持っているのか、そしてどこにこれは委託しているのか、借り上げ先ですね。これをお願いいたします。

次に、64ページ、目3節15工事請負費、この中で第3分団の詰所の建設工事、そして耐震性防火水槽整備工事、原区と下原区、この金額の内訳と耐震性防火水槽、この関係、工事、どういう工事をするのか。水槽整備というのがどういうことをするのか教えていただきたいと思います。

次に、78ページ、これは前のページからの目になりますが、文化財保護費、この中の節19、一番上の無形文化財後継者養成費交付金、この主なもの、金額的に主なもの、上位3点を教えていただきたいと思います。

次に、79ページ、目5文化会館費、この中で節12ピアノ調律手数料、どこへ調律を委託し、年何回調律するのか、これを教えてください。

あと、その次のページ、80ページ、これも同じく目5文化会館費の中で、節13、一番下、先ほど話も出ましたが、文化・芸術体験事業委託料、これは具体的に金額が300万円ということになっております。そして、先ほどの回答ですと、東京シティ、このオーケストラ、東京シティかどうかはわかりませんが、具体的にオーケストラを呼ぼうとしているのか、そのほかの芸術関係を呼ぼうとしているのか、300万円という金額が出ているのは、具体的に考えておかないと、ただ単に300万円上げたということになりますので、具体的に教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） 7 番、新井議員さんからのご質問にお答えします。

まず、32ページの統計調査の関係でございますけれども、統計調査の種類としましては、25年度予定しているのが、工業統計調査、それから住宅・土地統計調査でございます。

それから、次の64ページの工事費の中の防火水槽についてでございますが、町道の道路改良工事に伴いまして、2カ所防火水槽が当たりますので、そこを新しいものに更新するというものでございます。場所が下原区と原区の2カ所でございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 7 番、新井議員さんのご質問の37ページ、節13委託料の緊急通報発信機保守委託料及び次の節14使用料及び賃借料の緊急通報発信機借上料、このご質問にお答え申し上げます。

まず、台数でございますが、165台を見込んでおります。この緊急通報発信機は、借り上げで、リースで借り上げをいたしまして165台、1台当たり670円の月額でございます。これらの保守料が月額750円の

保守料でございます。リース会社は限られておりますが、アルファ通信という会社と契約を結んでおります。

以上でございます。

○議長（大澤徑子議員） 教育次長。

○教育次長（吉橋守夫） 7番、新井議員さんからのご質問の78ページ、節19負担金、補助及び交付金の中の無形文化財後継者養成費交付金32万5,000円のうちの主なものということでございますが、一律に交付をしているものでございます。2万5,000円掛ける13団体に交付してございます。

続きまして、79ページの文化会館費の中の節12役務費の中のピアノ調律手数料7万4,000円の関係でございますけれども、年2回調律を実施してございます。今までの委託先につきましては、秩父楽器でございます。

80ページの先ほどの節13委託料のうちの文化・芸術体験事業委託料300万円の関係でございますけれども、先ほど昨年11月の体験事業、これ一つの例として東京シティ・フィルハーモニック管弦楽団のオーケストラの公演により、小学生が貴重な体験をしたという事例を申し上げさせていただきました。こういったことを子供から大人まで幅広い年齢層の方に感動等と呼ぶ貴重な体験をしていただきたいということで300万円計上させていただいたわけですが、確かにご指摘のとおり300万円の根拠はどこなのかといいますと、いろいろそういった関係、芸能関係とか、こういったオーケストラあるいはほかの音楽関係、いろんな芸術関係から送られてくる資料がございます。その中でも幅広い金額等がございます。人数によってはオーケストラによりますと、もっとすごい高額になったり、あるいは同じオーケストラでも人数を減らすと大分金額が下がるというようなことがございます。ご指摘のとおり、300万円の根拠となりますと、この300万円を計上して、この中から妥当なところを今まで1回検討しただけでございますけれども、今後検討、研究していきたいというものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大澤徑子議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） まず、統計調査報酬、そして緊急通報機器、あと保守委託料、これについては理解いたしました。

それから、消防費の関係の耐震性の防火水槽、この関係も道路工事、これにかかわる工事費ということで、わかりました。

そして、私が質問したいのは、P78の無形文化財の後継者育成、この交付金、これと一流の文化・芸術体験と、この2つはやはり関連するものだ、そのように思います。この一流の文化・芸術体験「聴く・見る・学ぶ」～子どもから大人までホンモノの感動を～、確かにこれは当町にとっても必要なことで、こういうことを今後積極的にしていただきたいと、そのように思います。そういう中においても、例えば無形文化財の後継者、この関係の育成のことにしても、地元にもきちっと地道にこういう無形文化財、これを継承し、子供たちを指導、育成している、そういう団体、そして指導者たちがたくさんいるわけです。その人たちにもやはり光を当ててもらいたいと、そのように思います。

特に子供たちは地元のことを余りよく知らない。そして、海外留学へ行ったときに、相手先の人たちから「君たちの誇る地元、これはどういうものがある」と聞かれたときに、ほとんどの人が答えられない。私もロータリークラブに入っておりますが、子供たちを海外へたくさんロータリークラブで出しておりますけれども、一律に帰ってきて言うことは、「地元のこと、日本のことをよく知らなかったと、本当に恥ずかしかったと、向こうの人たちは本当に自慢、自信を持って地域のこと、地域の文化のこと本当に

話してくれると、この差は大きい」ということを言うておりました。ということで、私は32万5,000円でしたっけ、この予算。桁が1つ違って325万円、こういう金額でもいいのかなと、そのように思います。ぜひ今後そういうことを考えてもらいたいと思います。

それから、ピアノの調律手数料、これに関しましては、一流の芸術家を呼ぶということになりますと、ピアノそのものの自体も非常に大事ですが、調律もしっかりしていませんと、一流の芸術家のその技術が発揮できないということがあります。そういうことでいきますと、このピアノの調律、そしてもう一つ、文化・芸術というこの関係でいきまして、300万円予算とっておりますけれども、オーケストラ1回呼ぶとそのくらいの金額になると思います。私もちちぶ音楽祭の関係でオーケストラにかかわったことがあるのですが、そしてそのときに本当にオーケストラが来て、喜んで弾いてくれるところはどこだろうということで、秩父の文化会館、そして横瀬、小鹿野、皆野、これを調べました。そうしましたら、やはり小鹿野が一番音響がいいと。小鹿野はどうも中新田のバッハホールというのですか、これを視察に行つて、本当によく調べた上で会館をつくったということで、やっぱり本当の見る目のある人を見ると、すぐわかってしまうということで、一番悪かったのが皆野、次が秩父なのですけども、秩父は教育委員会のほうに話をしまして、音響板、これを買っていただいて、翌年には音響効果が非常に改善されたと、そういうふうになりました。ということで、一流の文化・芸術と、これを体験していただくということに関しましては、それなりの装置、設備、これをしっかりしていかななくてはいけないということもぜひ頭に入れていただきたいと、そのように思います。

そして、予算として非常に申しわけないのですが、これ安易だなと思うのは、ただ予算として300万円とりましたと、これから何かやるかを考えますと、これは普通はあり得なくて、いろいろな貴重な予算の中で、これをぜひしたいのだということの中から、幾つかも出して、その中に切られに切れ、これだけではぜひ予算として計上してもらいたいと、そういう形が本来の予算なのですが、何やるかわかりませんが、一流の文化・芸術体験をさせますということだけで予算をとると、これでは余りにも考えが浅いというか、検討不足ではないのかなと、そのように思います。ということで、その予算の関係300万円、教育長はどのようにお考えかお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

○教育長（山口喜一郎） 新井議員さんおっしゃるとおりだと思います。ただ、いろんなパンフレット見まして、先ほどおっしゃっていたように、オーケストラ呼ぶと200万円から300万円、それからカルテットで90万円ぐらい、そんなふうなことです。なるべくふだん目に触れない、耳に触れない、そういうふうなものをということでこれだけを考えたわけですけども、団体幾つかもう予定はしているところですけども、まだ決定はしていません。

○議長（大澤径子議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） そうしますと、まだオーケストラになるのか、あるいはそのほかのオペラになるのか、何かわからないけれどもということですので、これはやはり予算をとるときには、目標を持ってもらって、必要なもの、重要なもの、大事なものの、この優先順位をつけていただいて、その中で予算獲得ということをしていただきたいと、そのように思います。

私のほうからは以上です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

8番、大野喜明議員。

○8番（大野喜明議員） 25年度の一般会計予算の大綱についてちょっと伺いたいと思います。

本大綱では、予算編成の基本姿勢についてうたっているわけですが、その中で第4次総合振興計画に沿って「夢を育める安全で安心な快適なまちづくり」を実現するためとして、子育て支援、長生き対策等々を25年度も推進していくとうたわれております。その後なのですけれども、大綱を読みますと、「また、第4次総合振興計画においては、住民と行政が相互に信頼し、協力し、努力を積み重ねることによってまちづくりが達成されるとしています。「行政の成果＝まちづくり」は、町だけが実行者となって得られるものではなく、町民もまた実行者となり結実するものということもできます」。私も全くそのとおりだと思います。そして、「職員に対しては、まちづくりの一体感の醸成のため町民と行政のパイプ役となることを期待するとともに、受益者、負担者双方の町民の存在を常に念頭に置き、経営的視点をもって執務にあたるよう指示しました」。そしてまとめに、「25年度は、こうした町民との協働の精神をもって理想の実現に取り組むことを基本的な予算編成に臨みました」となっているわけがあります。

その大綱の今のところでは短い文章でありますけれども、その半分が町民と行政の信頼関係の中で協調することこそとして、職員に対し、町民と行政のパイプ役を大いに期待するとしています。また、執務に当たる考え方を町長が指示しているわけがあります。大綱のこの中で、今まで町民、行政の一体のまちづくりの大切さ、また職員に執務に対する考え方を指示をするというのを大綱の中では今までなかったかなと思うところがあります。この大綱の中に、そういうことをうたわれたというのは何かあるのかなと、職員に対しても含めてあるのかな、そんなことを考えます。町長がこういったことを、職員に対してもこういった表現で発信力を出していただいたということは、すごく私はいいことだな、こう思うわけありますけれども、あえて今年度の大綱に、25年大綱にこういうことがうたわれたということに対して何かあったらお聞かせしていただきたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） これは今年度に限ったことではありませんけれども、町民からの血税をいただいて、行政を執行させていただいておるのですけれども、最少の経費で最大の効果を上げたいと、こういうことは常に申し上げております。こうしたことを時には庁舎内職員に対しても発信をしないと、そういうことは今のところ全くありませんけれども、職員も気の緩みというようなものも出てきてはまいりませんので、そうしたことに重きを置いて発信したというか、指示をしたと、こういうことでございます。

○議長（大澤径子議員） 8番、大野喜明議員。

○8番（大野喜明議員） 幾つかまだ質問があったのですけれども、その1点について答弁をしていただいたのですけれども、まだ幾つかあるということでご容赦願いたいと思います。

私も常に町に対しては、町民にももう少し親切丁寧に事を説明していただきたいなと、そう思うこともあります。それと同時に、町民もいかにも町に対して無責任というのですか、言動の中にももう失礼なことがすごくある、そんなことも感じております。そういう意味で、ここで私は初めてだと思うのですけれども、職員に対してこうしてこういうところに気持ちで当たれということを言ったのは初めてかなと思うのです。そのことでちょっと伺ってみました。町民も本当に私が幾つかいかにも無責任な立場とはいえ、随分ひどいその言葉遣いだとか、町に対してそんなこともございます。そんなことがある中で、こういう大綱の中にありましたので、ちょっと伺ったということでもあります。

済みません。その別でありますけれども、次に、リフレッシュプラン05についてであります。これは行政改革の柱として長く位置づいていたわけがありますけれども、平成17年から21年が集中改革期間という

ことで5年間ずっとやってまいりました。その辺のところの総括がどうなったのかな。総括等今どうなっているのかなと、ちょっとその辺が気になります。21年には町長のこの大綱の中でもそのプランに基づく行政改革はその歩みをとめることなく、着実に実行していくということを言われているわけですが、今現在大分もう経過しまして、かえってそれがリフレッシュプラン、そのとおりもういいかな。むしろそれが邪魔になっているという部分もあるかと思うのですが、その辺のところを伺いたいと思います。

そして、3つ目ですが、み～な子ども公園の整備計画でありますけれども、予算も相当とっております。12月議会において避難所、夏は暑くてとてもいられない。子供と一緒に公園に行っても日陰がない、そんな話がありまして、整備計画が立っておりますけれども、具体的にどんな計画なのか伺いたいと思います。

そして、次に……

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時42分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○8番（大野喜明議員） 子ども公園については、その予算が計上されているわけでありまして、それがどういうふうに使われてということはいいかと思うしますので、よろしくお願いします。

〔「40ページの606万円のところという」と言う人あり〕

○8番（大野喜明議員） そうということです。ページ違いでした。四十何ページですか。

〔「40ページです」と言う人あり〕

○8番（大野喜明議員） 40ページでいいですか。

〔「工事請負費の15だ」と言う人あり〕

○8番（大野喜明議員） はい。そして、今度は58ページです。除雪事業の委託料というのがございますけれども、これについてちょっと伺います。

6月議会において通学路についてのいろんな事故が多発したということで新聞紙上にも大いににぎわしました。6月議会でも複数の議員の方々からその通学路についていろいろ話が出ました。そして、今の質問でちょっと伺いたいわけですが、1月14日に大雪となりました。そして、その後、通学路について町内のところを見たのですが、その車道については、その日にち、時間の経過で除雪もされ、問題ないのですが、それが通学路に、歩道ですね。歩道にはその除雪した雪の塊がもういっぱいになっています。とても通る状況ではないように捨ててあるところがいっぱいありました。歩道もきれいになっているところもありましたし、その歩道が全く除雪した雪がたまっているところもございました。ぜひその歩道の除雪についても、次の時期には除雪することを考えないといけないのだと思います。あれだけ本気で子供の、あるいは歩道の道路について心配したわけですから、これをそういった歩道に雪が捨てられて通行不能になったということを何も見ぬふりをしているということは、非常に町民にとって、あるいは子供を持つ親にしても、何やっているのだろう、そう思うだろうと思います。ぜひその捨てられた歩道に対する、通れなくなったその歩道をどうするか考えていかなければいけないと思

うのですけれども、その辺のところの考えをお願いしたいと思います。

もう一点、中学校の部屋の部室の整備、これもページちょっと……

○議長（大澤径子議員） ページ数は。

○8番（大野喜明議員） わからないのですけれども、済みません。ちょっとページまで見る……

○議長（大澤径子議員） 72ページ、はい。

○8番（大野喜明議員） 済みません。

〔「72ページだ」と言う人あり〕

○8番（大野喜明議員） この部室の整備でありますけれども、生徒にとっては、特に3年生は例えば25年度に整備をするということであっても、早いうちに整備できないと、利用できないということがあるわけで、ぜひ早い時期に部室の整備をしていただきたいなと思いますけれども、その予定等を聞かせていただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 大野議員さんからのリフレッシュプラン05についてのご質疑に対してお答え申し上げます。

これにつきましては、2005年ですか、に策定したプランでございます。その幾つかを見ますと、金沢小学校の統合ということもございました。これにつきましては、今月末をもって閉校ということで達成と、そのほか環境衛生委員制度の廃止もありました。これにつきましては必要度がありますので、これは存続ということで、プランについては廃止ということでありましたが、存続ということであります。そのほかおおむね大部分がプランのような形の中で成果を上げているという認識がございます。このプランにつきましては、特に受益者負担の原則等取り入れたもの、また最少の経費で最大の効果を上げるというこの精神でやっております。このような趣旨や精神は、引き続きまたこのような精神を持って今後の行政運営にも携わっていきたいと考えております。総じて達成はできたということでございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 大野議員のご質問でございます予算書40ページ、15節工事請負費、み～な子ども公園整備工事費606万円の計上でございますが、内容のご説明を申し上げます。

大野議員ご指摘のように、いわゆる日陰対策をとる工事が主なものでございます。そのほかに対象としては、小学生、中学生になろうかと思っておりますけれども、バスケットボールの練習といいますか、そういった子ども公園の子供たちが主でございますけれども、ちょっと年齢層を上げた部分まで遊べるといいますか、そういったものも考えていきたいと思っております。そういった計上をさせていただきました。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 8番、大野議員さんのご質問にお答え申し上げます。

58ページ、除雪の関係でございます。この中で8の2の2、道路維持費の中で8報償費としまして、これ3事業者と契約をしてございます。また、13委託料の中で11社と契約をしてございます。契約の内容は、ともに10センチ以上の降雪によりまして、自動出動で車道の除雪をするというものでございます。路線数は20路線でございます、合計で。その中で歩道ということでございますが、町道の皆野13号線、役場の前

と金沢地内の金沢1号線に歩道が確かにございます。ただ、この除雪作業におきましては、通行の確保、これを目標にやっている事業でございまして、歩道については、特段掃くということは実施をしてございません。今後の検討課題だと思っております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（吉橋守夫） 8番、大野議員さんの72ページ、中学校費の中の節15工事請負費、この中の部室等の改修工事でございますけれども、ご質問の趣旨に沿って早い時期に発注できるよう努めたいと思います。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 8番、大野喜明議員。

○8番（大野喜明議員） 大綱の中については、特別なことはないということであります。先ほど申しましたように、町民に対して十分にその配慮をした対応をしてほしいということと、むしろそれより強い思いが町民がいかに無責任な言動で町に対する注文をするというのがすぐ頭に残っておりますので、そんなことから、こういった大綱の中の文章になったかなと思いましたが、このことについてはわかりました。

み～な公園の整備についてでありますけれども、ぜひこれも早い時期に、暑い夏の来る前にそういう整備をしていただければありがたいと思います。

歩道の残雪でありますけれども、私のちょっと足らなかったのかなと思うのは、むしろ私の申し上げますのは、気になるのは、県道、町の中の県道の中で歩道が、歩道というか、側溝の上というか、歩道として利用しているわけでありまして、そのときに大雪の場合に、この前の14日、1月14日の大雪のときも、その後を見ましたら、車道から雪を歩道のほうへ集めて、全く通れないところが幾つもありました。そういうところをきれいにまたとったところもあるのですけれども、先ほど申し上げましたように、子供の通学路のあれだけ大きい問題として議論したわけでありまして、あの雪、そういった場合には子供たちの通学路がそんな形にならないような方法を町として考えないといけないのではないかと思いますけれども、その辺のところ、どうなのでしょう。町長、どうですか。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 大変難しい問題でありまして、車道をいわゆる車が通行できるようにするということは、その掃いた雪が当然道路の脇あるいは歩道のほうに寄ってしまうと、その寄ったものをまたこれを運ぶということは、車道に出すわけには当然まいらないわけですから、車か何かでこれをまたどこかに運んでいかなければと、こういうことになるかと思います。全町的に見ますと、大変な量でもありますし、先ほど建設課長が答弁したように、十分検討はしてみなければかなと思いますし、また安全の確保も最優先にしなければかなと思いますけれども、ではいかようにしたらいいのかということになると、ここで軽々に答弁ができるような問題でもございませんので、検討はさせていただきたいと思っております。

○議長（大澤径子議員） 8番、大野喜明議員。

○8番（大野喜明議員） 今のその除雪の件なのですけれども、テレビや新聞であんなに通学路の危険ということで騒ぎ、またこの議会においても複数の議員からいろいろ意見がありました。それも町民でも十分にそういうことが議論されている。承知しているわけですから、それを今、町長が言われるように難しい問題ということはわかりますけれども、そこを全くもうそこを塞いでしまっている。固めて塞

いでしまっている。それは固めたのはもう1週間、2週間、それ以上かかるのではないかと思います。半分ぐらい何とか通れるところもありますし、きれいにそここのところを雪をどこかへ捨てたというところもあります。難しい問題ということではなくて、ぜひ教育委員会のほうでも、そういう実態を見て、あれだけ安心のために、安全のためにということで議論したわけですから、難しい問題ということでは通らない、私はそう思います。ぜひそういう意味で検討していただきたいと思います。

大体質問のことについては、理解できました。ありがとうございました。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 10番、林です。ちょっと多くなるかと思いますが、大体一言、二言で終わるかなとも思っておりますので、よろしくお願いしますが、今までの質問と答弁聞いている中で、今回の当初予算、予算書いただいたときに、41億円というのは、えらくまた多くなったなと、苦しい、苦しいと言いながら、えらいまたかき集めたと言ったら語弊がありますけれども、よく出てきたものだなと思いながら、いろいろ自分なりにこの予算書を見て、何でこんなに多くなるのかなとも思ってもいたのが実感なのですが、きょうのこれまでの質疑の中で、一番象徴的なのが申しわけないけれども、教育委員会の先ほどの300万円で、こういうのが出てきたら、やっぱり膨らむよなというふうに思わざるを得ないところがあります。だから、確かに苦しいとは言いながらも、国の方の変化によって意外とお金が出てきているのも事実で、それをうまく利用できるかできないかというのが、それこそ町を動かしていく執行側の手腕になるかと思うのですが、その点今回のこの予算、また言いますけれども、あの300万円見るとどうなのかなと、実に不安に思うところがあります。

また、今の議論の中でも、み～な子ども公園、それから来年度予算の目玉というか、額的には大したことではないのですが、タクシーの助成等、そういった事柄についても、何か実効性が期待できるのかなという部分もありますので、その他含めまして、細かいところも幾つかありますが、質問したいと思います。

まず、21ページ、どっちでもいいようなこともあるのですが、21ページの目2、一番下です。文書広報費の中の節1、ここに情報公開保護審議会委員報酬というのがあります。これメンバーが何名で、どういう人がいるのか、もしかするとまだ実態がないのかもしれませんが、実態がなければこういうものがあるという予定をされているのだよということで結構かと思います。

それから、25ページ、工事請負費の中のこれはきのうも一部話題には上ったところですが、LEDの更新工事388万5,000円ですか、更新ということなので、きのうも大分議論にもなったのですが、LEDの球の交換の部分と、それからこの積み残したといいますか、その部分のみの更新なのか、新設は含まれていないのかということをお聞きしたいと思います。これで何基分の予算なのかということ。

それから、その下、26ページに地域乗合バス路線確保対策、これ多分三沢の西武バスの関係かなというような説明もあったかと思うのですが、これと、それぞれのページをきのうちょっとお聞きしようかと思ったのですが、なかなかはっきりしない部分もありましたので、関連しますと33ページの中段にあります13委託料の中の運行業務委託料、これが多分町営バスの運行委託料だと思うのですが、これら含めて町営バス2路線、それから町営バス2路線についての収支、これをもう一度いわゆる予算書のどういう部分から出てくるのかということをお聞きいただきまして、いわゆるきのうも答弁の中にもありましたが、収入、ここからがたしか2つだと思いますけれども、補助金を含めて幾らで、運行経費が幾ら、たしか黒字が幾

らというふうになっていたと思うのですが、それらを改めて申しわけないですけれども、教えていただきたいと思います。

それから、タクシー、37ページのこの新規事業については、一応660万円で、これは検証ということもありますので、検証を待ちたいと思いますから、いいと思うのですが、それで申しわけないです。ついでに先ほどのバスのほうの検証は毎年ちゃんとやっているのかなということもお聞きして、あわせてバスの関連については、それらあわせてお聞きしたいのですが、もう一つバスについては、予算書の中に出てこなかったのかなと思いますので、関連ということでお聞きしたいのですが、いわゆる町バスと呼ばれるバスが町では所有しているかと思うのですが、あれが現在どういう形で、どういう状況になっているのか、予算書の中に具体的な数字が出てきているのであれば、その部分を教えていただきたいなというふうに思いますので、あわせてお願いいたします。

次に、40ページ、項2 児童福祉費の中の13節、保育所入所児童運営委託料、これ明星保育園なのかなとも思うのですが、明星保育園を含めてということになるかと思うのですが、これ何人分ぐらいになるのか。たしかいろいろな形で掛ける人数にはならないかとは思っているのですが、一応全体の人数だけ教えていただければなというふうに思います。

それから、同じページの先ほどもちょっと話題になりました15節のみ～な子ども公園工事費なのですが、これは先ほどの答弁の中で聞きますと、いわゆるその後の需要というのですか、中学生ぐらいとか、のバスケットの関係であるとか、それから日よけというのですか、ただ、こういったことというのは、設置の段階で一緒にやっちゃえばかなり割安に工事もできたというふうに考えられますし、その需要といいますか、要するに町民のほうの要望というのは、必ず出てきた部分だと思うのですよね。み～な子ども公園は、たしか計画の開始から予算が出るまで約半年ちょっとぐらいだったかなというふうに考えておりますし、先ほど大野議員の大綱の中でということと、町民、町民とうたっている割には、このみ～な子ども公園についても、町民の声は事前にほとんど聞いていなかった。だから、できた後で日よけが欲しいとか、雨よけが欲しいと、これは当然の要望ではあるし、その当時の予算の審議の中でも私自身もそれに類するようなことは言ったと思うのですよね。結局それらそういったことを言われることなく、執行側のつくった、考えたとおりに絵が出てきて執行したわけですが、とにかくこういった事柄について少し今、町のやっていることが拙速に過ぎるような部分があります。先ほどの大綱でうたうことが真実。本音であるならば、これはいろんな事業について、もう少し町民サイドの意見を聞かないと、先ほどのタクシーのことはいいよと言いましたけれども、あれについても結局公共交通ということについて、きちんと町民の意見を聞いたとは必ずしも言えないというふうに思えます。

きのうの一般質問の中の答弁の中では、総務課において恐らく予算との関係から考えれば、約3カ月から6カ月の間に五、六回、10回とは言わないまでも、五、六回の会議を開いて、予算という形にまとめたように思えるのですが、それだけの回数をやるのであれば、そのうちの全部とは言わないまでも、2回、3回、町民を呼ぶのが難しいのであれば、町民の代表がここにも十何人いるわけですから、少なくとも所管の常任委員会の委員長なり、副委員長なり、それらに声をかけるということぐらいはしてもいいのではないかな、このように思いますので、その辺の考えをちょっとお聞きしておきたいと思います。関連で申しわけないですけれども。

それから、予算のほうに戻りまして、42ページ、これ聞きましたが、一応答弁してください。42ページ、一番下の予防費の中の節8 報償費の下に健康増進計画策定委員報償金と、その次のページに行きまして、

13委託料の中の同じ策定委託料というのがあります。この中身について簡単に説明していただきたいと思っています。

それから、47ページ、農業費の中の節8 報償費、農業推進委員報償費、それから農地利用状況調査報償金というものがあまして、両方合わせて約130万円弱になるかと思うのですが、これどういう人にどういう形で出るものなのか、お願いします。

それから、次に、同じ47ページの実はその後先になりましたが、上の労働諸費の先ほどこちと出てきました住宅リフォーム資金助成金に関する関連になろうかと思うのですが、近隣では横瀬町でLEDの天球であるとか、照明器具に対して、半額補助だったかと思うのですが、補助をしているというように聞いております。一つ一つの額は小さいですが、件数となるとかなり大きくなるので、もしかすると大分大きな予算が必要かとも思うのですが、皆野においてはそれらの検討はしたのかしなかったのか。それから、できれば検討して設置をお願いできればなというふうに思いますので、その点についてお答えをお願いいたします。

次に、51ページ、これは結構です。

52ページ、これは水森ですね。いわゆる水と緑のふれあい館で、ふれあい館の事柄と、それから温水プールと、それから久しぶりに出てきてがっくりという感じなのですが、もう教育長が見ているからわかっていると思いますけれども、農山村展示館、この3つが実はもう私が議員になったときぐらいから三つ子の赤字ではないけれども、いろいろ話題になるところなのですが、温水プールは今年度も先に言ってしまうのですが、温水プールについては、今回ことしも約3,000万円の経費に対して、収入がざっくり600万円弱になりますかね、考えは変わらないと思いますから、変わったら逆にお聞きしたいというぐらいで、変わったことがあったら言ってください。

それから、水森についても、どう考えてもこれ観光施設になるかと思うのですが、当初予算においてどこからひっかき集めてきても、収入に対するこの経費は、マイナスになってしまうのですよね。マイナスの事業をやるのがいかなものか。少なくとも字面、こんなこと言っていていいか悪いかは別としても、当初ぐらいはわずかでも黒ないし、プラ・マイ・ゼロぐらい、結果としてマイナスでしたぐらいにはしないと、やっぱりこれは事業としてまずいのではないかなと思います。切るべきところは切らなければいけないところでもありますし、それについては関連になろうかと思うのですが、先ほどの農山村展示館なのですが、やっとなくなったのかなと思ったら、いつの間にかゾンビのごとく、手をかえ品をかえという形で復活してきているのかなというふうに思うところなんです。確かに内容のものについて非常に貴重であるということ、それからそれを維持するのが町の責任なのかなという部分もありますけれども、やはり物には限界というものがあります。町でやるべき事柄なのか、先ほどあったように県からの要請もあるとあったのですから、例えば東秩父なんかでも、大変文化財を貴重なものを持っていますけれども、実際の本物については、県のほうや国のほうに收藏されていて、レプリカを展示しているというようなものもあります。どういう形で農山村展示館をつくったのかという経緯が今のところでははっきりしない部分がとも言えないことでもあるのですけれども、少なくとも観光事業については、今のところなかなか難しいところでもあるので、それをどこまで維持する気があるのか、ちょっと町長にその考えをお聞きしたいと思います。

これ水森ということでひっかけましたけれども、水と緑のふれあい館についても、この赤字になっていますから、この辺の対策が何かあるのか、具体的にあるようであれば教えていただきたいと思います。

次に、55ページ、先ほど来何回か話題になっています秩父音頭まつりなのですけれども、これも45回特別補助金ということで50万円計上されているのですが、先ほどの教育委員会の300万円同様に、どういう根拠からの50万円かというのが本当にわからないのですよね。きのうも言ったとおり、西武のほうでも皆野の秩父音頭を観光になぜ使わないと言われるとおり、そんなことない。観光協会もしょぼくれた話で、そんなことはない。音頭まつり、1年に1回盛大にやっているのだと答えればいいのだけれども、それを答えないで、どうしたらいいですかと聞いたというのも間抜けな話ですけれども、自分で自分に唾しているような、上に向かって唾しているのと同じなのですけれども、この対策、具体的に45回に関して今までと違うような集客できるようなものがあるのかどうか、またそれをどういう形で今後を含めてやっていこうかということが新しいことがあればお聞きしたいのですが、どうも先ほど答弁にいきますと、秩父音頭まつりは実行委員会のほうがというような答弁あったのですね。確かにそのとおりなのですけれども、そこが逃げ道になってはいけないと思うのですよね。やはりきのう観光の関係で私は質問をしたのですけれども、町を挙げて観光を盛り上げていくのだという姿勢が音頭まつりにしても、少し違う方向になってしまっていると思うのです。踊りについてもそうだと思います。見せる踊り、参加することは大変貴重なことですし、中学生が参加することに全然異議はありません。だけれども、一部町民が言うように、あれは部活の費用集めだというふうに言われていることもこれは本当に事実です。現実には中学生あたりに聞いてみれば、そのとおりと、PTAについても一部そういう答えをする人がいます。そうでないよと言う人も確かにいますけれども、ただ、外から観光として秩父音頭まつりを見に来た人があれで「ああ、よかった。また来てみたいな」ということになるのかなという、甚だ疑問が残る。それをもう20年来続けているわけで、もうそろそろ違うことを考えてもいいのではないかなと。ここ数年来、反省会やら、事前の特別委員会なんかでも意見は出てくるのですが、なかなかそれが実行できないというのは、やはり組織にも問題があるのかなと思いますので、今までの組織と町を挙げてというのであれば、町長が町長として引っ張ってってもらえるほうがいいのではないかなと思いますので、その辺のお考えを聞きたいと思ひますし、またこの450万円になるわけですから、その50万円分、どんなふうに使おうかという具体的な目途があるならば教えてください。ちなみに、大体400万円ですと、半分ぐらいが賞金に消えるのかなというふうな計算になります。済みません。

では、64ページをお願いします。先ほども出てきました消防施設費の中の節15工事請負費の中の耐震性防火水槽整備工事、これについてですが、場所、原区、下原区とはなっていますので、場所が多分大体特定されていると思いますが、どのあたりを考えているのか。

それから、関連しまして、原区、下原区、最近住宅ふえてきまして、住宅といいますか、住宅用地を含めてふえているのですが、それらの防火用水、水槽です。防火水槽が一部なくなったりしている部分もありますので、ふえる見込みがあるのか、新設する場所があるのかということを、あれば教えていただきたいと思うのですが、この防火用水に関しては、この工事に計上されている部分の耐震性の部分がどこか。それから関連して、最近の住宅地の増加に伴った防火水槽の新設なり、改良があるのかどうか。

それから、これ70ページ上の15節工事請負費の中のトイレの関係なのですけれども、確認しておきたいのですが、先ほど答弁の中で、いわゆる洋式になって、ウォシュレット、そこまで入るのかどうかということなのですが、やはり一部の学校が突出した設備になると、ほかもということにもなりますし、また先々のことを考えて、いかがなものかなという部分もありますので、中身について確認をしておきたいと思ひます。

では、77ページ、これ先にやってしまったのですけれども、文化財保護費、3目の7節の臨時職員賃金というのは、これが農山村展示館の関連だったかというふうに思ったのですが、これは先ほどの件で大体わかりましたので、この件については結構です。

次の78ページ、ここの13節委託料の中の一番下、発掘調査報告書策定委託料400万円、これは多分あれかなという気もするのですが、中身についてご説明をいただきたいと思います。

それから、82ページ、一番上になりまして、上からおりてきているところですが、2番目になります。ビュースタット市交流事業補助金、これは330万円及びその下の日独友好協会交付金80万円、これは毎年なのですが、今回は、こしはドイツへ行くということで増額になっているのかなと思いますが……

〔「8万円」と言う人あり〕

○10番（林 豊議員） ごめんなさい。8万円でした。330万円が増額になると思うのですが、この意義についてなののですけれども、随分前に日独友好協会の運営について大分あだこうだやりまして、結果的には町のほうで助成といいますか、やるのだということで教育委員会が事務局となって、かなりの部分というか、はっきり言えばほとんどやっていまして、例えば休日にバザーやれば、そのバザーのお手伝いなんかも有料でというか、有給で給料を取れる状態で職員が参加していたというふうなふうに思っておりますけれども、この交流事業について3年に1遍あちらのほうから招待状が来るわけで、大変ありがたいことではあるのですが、少なくともこの過去もう大分回数を重ねている割には、どういうことをやって、どういう意義があったということの資料のまとまりが非常にないと、意義がどこにあるのかということが大変曖昧模糊としていますので、1つには要望としては、その辺の資料をきちんとまとめるべきだということ、それから運営をやはり教育委員会からもう離れたらどうかというふうに考えておりますが、その辺の町長のお考えをお聞きしたいと思います。

83ページからの温水プールについては、先ほど言ったとおりです。何だかんだといろいろ言いわけと言っては何ですけれども、理由をつけて続けてはおりますけれども、確実に毎年のかかりはふえる一方で、収入のほうは、これは当然なのですが、ふえない。効果があるのだというふうにある方は言いますが、果たしてそれが投資に見合っているかどうかというのは、なかなか難しい部分があるのかなと思います。何とかまい方法で存続できればいいのですけれども、そろそろ大分がたもきまして約20年間たっております。見切らなければいけない時期なのではないかなというふうに考えておりますが、考えが変わったようなことがあればお話しいただければいいかな、その程度のものでいいと思います。

次です。これ86ページの奨学金に関するところですが、一番上です。奨学金貸付972万円と、かなり大きくなっていると思うのですが、これに関連して、償還のほうがどのようなになっているのか、それからその辺の見通しを含めてこれふやしているのかなというところがちょっと考えておく必要があるのではないかなと思いますが、その辺の考えをお聞きしたいと思います。

最後に、件数が多いので、一括してざっくりでいいのですけれども、町道の改良工事なのですけれども、改良ないし補修、大変多いので、どこだ、どこだということを聞いても仕方がないなと思いますから、全体に聞きたいところなのですが、いわゆる町単でない補助金を使える部分がそのうちの全体の何%ぐらいか。それで全体に補修なり、改良で町道の予算としてどれぐらいが全部なのか、全体多分億いくと思いますので、何億幾らの中で、そのうちの補助金が何%ぐらいというふうにお答えいただければありがたいなと思いますので、お願いしたいと思います。

済みません。以上です。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 多岐にわたっておりますので、誰から答弁したらいいかということで待っておったのですが、私からまずいきたいと思いますが、み～な公園に関連をして、これから町が取り組む事業について、町民の声をよく聞くようにというようなご提言かと思いますが、町民の声イコール議会の皆さんからの声ということだろうと思います。町民を代表して、町民の声をよく町のほうに伝えるということで、皆さんも当選をなさっておるわけですから、町として今後展開する事業について、当然必要なこと、いわゆる議会の皆さんに相談をしなければということにつきましては、そのように対応してまいりたいと思います。

また、水と緑のふれあい館のことにつきまして、例によってご質問をいただきましたけれども、黒字には確かになっておりません。皆野町も自然を生かした観光について力を入れてきておりまして、特に観光トイレ等も整備を急いでおるわけです。たしか去年の決算の折にも、代表監査委員さんからこのことについて、やはり林議員だったかと思いますが、ふれあい館の赤字等についてご質問があり、監査委員からは地元雇用も図れておるし、できる限り費用を圧縮しながら存続してもという監査委員からの答弁だったかと思いますが、私も全くそのとおりで思っておりますので、なるべく経費をかけないようにしながらも、存続を図っていきたいと思っております。

温水プールにつきましては、この健康に関することというのは、数字にはあらわれないものであります。何度も申し上げてきておりますけれども、医療費に反映している部分も当然あるだろうし、また腰が痛かったり、膝が痛かったりしている人がそうしたものが解消してきたという声もよく聞いております。そんな関係もありますので、今後とも有効活用をしてまいりたいと考えております。

秩父音頭まつりも45回を迎えることになりまして、節目の年でもあります。ですから、この50万円については、特別補助金、特別ということで50万円をつけたわけでございます。当然45回の特別大会にふさわしい内容にしていまいりたいと思っております。

あと、ビュアスタット市との交流でございますけれども、これは林議員さんにおきまして、過去にビュアスタットに代表して行っていただいた経過もございます。やはりこういう国際交流とか、教育とかというようなことにつきましては、やはり数字にはあらわれません。その参加した子供たちが当然成長していく中で、あるいは大人になって、そうしたものも自信にもなり、また国際感覚もより磨かれてくると思いますので、これは330万円こしも派遣をするということで予算づけをさせていただきましたけれども、今後とも交流をしていきたいと思っておりますし、来年にはビュアスタットからこちらに訪問団が参る予定だという話も昨日でしたか、一昨日でしたか、教育委員会のほうから答弁もされておりますけれども、相互の交流はこれからも大事にしていきたいなと、こんなふうに思っております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） 林議員さんからご質問で、順番に行きたいと思いますが、まず21ページの一番下の段の情報公開保護審議会委員報酬、それから審査会の委員報酬の関係でございますけれども、このまず上の審議会の委員さんについては、委員さんの数ですけれども、委員8人以内ということになっております。それから、次の審査会のほうですけれども、これは数としては3名以内をもって組織するということで決まりがあります。なお、今はこの委員さんについては任命させてもらっていませんけれども、またこのような目的が必要が生じたときには任命しなくてはですけれども、25年4月になりましたらば、任命を

する方向で検討していきたいとは考えております。

それから、次の25ページのLEDの工事ですけれども、これはきのうも申し上げましたけれども、今回やりまして、その後不明であったものが70あります。その更新と新規分として30基を予定しております。

それから、次の26ページ、乗合バスの関係ですけれども、これは西武バスに対する補助でございまして、西武バス、秩父から三沢を経由して皆野駅まで来ていますけれども、その経費、それから収入差し引いたものの補填でございまして、秩父市と皆野町で半々で補助をしております。それで、それに関する収入につきましては、歳入の11ページにございますけれども、地域乗合バス路線確保対策費県補助金ということで、25年度予算では112万5,000円を予定しております。

それから、33ページの今度は町有バスのほうの運行業務委託料、これに関係する費用でございすけれども、歳入のほうとしましては、バスの使用料、それから県の補助金、それから特別交付税ということでございまして、それで予算を上げております。特別交付税につきましては、その中に、特別交付税の中に含まれているということで、特別交付税を決定しまして、後でその中で幾らだということがわかるので、予算上では幾らということは、ここには出てきません。県の補助金としましては、先ほどの同じ11ページにあります市町村自主運行バス路線確保対策費県補助金ということで、25年度は950万円予定させていただいております。

それから、町営バスの関係ですけれども、バスは……

〔「町バスね」と言う人あり〕

○総務課長（大澤康男） 町バスですね。済みません。町バスについては、23ページの財産管理費の中の一
番下です。13委託料、その中に運行業務委託料というのがありまして、その中で町バス、それから町長
車との運転についてシルバーの方へ委託しております。そのバス自体は、また歳入の13ページです。歳入
の13ページの財産収入の中の財産貸付収入ということで、物品貸付収入の中に町長車、町バスをシルバー
のほうへ貸し出しているということで104万4,000円の収入ということになっております。

それから、最後、64ページの耐震性の防火水槽でございすけれども、今年度は2基、町道改良に伴い
まして、2つ改修するわけですが、1つは原区、場所的にはイチワタ薬局前のありましたけれども、
大野議員さんですね。大野議員さんのところから出てきた裏道の交差点のところにあります貯水池ですね。
それが原区の一つです。それともう一つは、下原区ですが、畝工場のところの丁字路です。あそこ
に1つあります。あれが今度改良にかかりますので……

〔「ふたのないやつですか、角というか」と言う人あり〕

○総務課長（大澤康男） ふたは今はあると思います。昔はなかったようですね。

〔「そうです。わかりました」と言う人あり〕

○総務課長（大澤康男） 今あると思います。その2カ所です。

それから、今後の計画につきましては、25年からの施設設備更新計画の中で、毎年1つずつ先ほど言わ
れていましたように、新興住宅地の消防水利の不足、地域の新設または水利の低下の著しいような水槽を
更新するというので、1つずつを計画しております。

以上です。

○10番（林 豊議員） 議長、今の件についてやってしまっているんですか。

○議長（大澤匡子議員） 先に1つ。

○10番（林 豊議員） 大体それで決まりついてしまうから。

○議長（大澤径子議員） はい。

○10番（林 豊議員） そのほうがごちゃごちゃしないで早いかと。

○議長（大澤径子議員） 一つ一つやっていったほうがという形で。

○10番（林 豊議員） 答弁者のほうのね。大体順を追っているから、そのほうがわかりやすいし、やりやすいような気がする。

○議長（大澤径子議員） では、10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 済みません。今の件について大体おおむね了解しました。1点になるかな。1点、先ほど一番最初、これ一番簡単かなと思ったのですけれども、情報公開関係の委員等を何か新年度で任命するということなのですが、なぜ今までなかったのが、ここへ来て何かその辺の必要性が出てきたのかなと、逆にどんな必要性が出てきたのかなと思いますので、それがいわゆる上位法や何かの関連で、どうしても置かなければいけないのか、それとも何か必要が出てきたのか。

それから、内容にもよりますから、これは委員さんの守秘義務なんかがあるのかどうかというのもちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） 済みません。ただいまの再質問でございますけれども、特別にこれの審議会または審査会が必要になったということではございません。以前も毎年予算的には計上しておりましたけれども、以前委員さんを任命したのは、18年、19年では任命をしておりました。ただ、その方々に出てきていただいて、審査する、また審議いただくということはありませんでしたので、いない状態が続いてきましたけれども、この審査会にもしそのような申し立てがあった場合には、早急に対応しなくてはけませんので、25年には特別予定はありませんけれども、任命をしておいたほうがよろしいのではないかとということで検討させていただくということで答弁いたしました。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） その件についてですけれども、件数がないと検討しないで、そのまま過ぎてしまう。1回もやらないで、委員がというと、何か要するに委員の報酬だけ取られてしまってというふうにも感じるのですが、その場合でも報酬は出るのでしょうか。

それから、もしそうであれば、これ制度的に問題があるので、やっぱり検討する必要があるのかなと思います。これは聞いても、答えてもらってもしようがないというか、検討していただくということでいいと思いますので。

それから、LEDの件については、事前に検討の要するに昨年度といいますか、本年度ですね、まだ。置きかえの際にも現状を見てもらってというのはあったので、その結果、これが出てきたのかなと、よく解釈すればそうなるし、悪く言えば本当に見落としていたのかなと思いますので、ただ、そういう形で結果としてふえるようなことがあれば悪いことではないので、積極的にやっていただいてありがたいというふうに一応お礼を述べておきまして、ここまでの件については、これでいいと思います。

○議長（大澤径子議員） ちょっといいですか。時間の関係もあるので、答弁を一通りしていただいてからの方がいいかと思うのですけれども。

○10番（林 豊議員） では、そうしてください。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） ただいまの情報公開の関係なのでございますけれども、この条例に基づく諮問に対して、不服申し立てがあった場合について審議するということになっておりますので、そういうことがあった場合に開催するということです。出てきてもらったときに報酬を払うということなので、出てきてもらわない場合は、払いません。

それから、ＬＥＤのほうもきのうと同じで、工事を実際やってみて、調査した結果、そういうことが判明されたということなので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 10番、林議員からご質問のありました健康福祉課所管のご質問についてお答え申し上げます。

まず、40ページ、保育料の関係でございます。節13委託料、保育所入所児童運営費委託料、内訳の人数でございますが、25年度公営保育所4園、4人、私営の保育所7園、196人、合計200人の委託人数を予定しております。ご質問にありましたように、それぞれ委託料は年齢によって違いますので、1人幾らという数字は出ておりません。

それから、次に42ページ、一番下の健康増進計画策定委員報償金の内容でございますが、次の43ページ、13節委託料、健康増進計画策定業務委託料、これと関連をいたします。25年度において第1期の健康増進計画が終了いたしますので、次の5カ年計画を国の法律に基づき策定をするものでございます。有識者を新年度において15名程度策定委員としてお願いをいたしまして、ご審議をいただくという予定でございます。3回程度の開催を見込んでおりますので、開催に当たっての報償金を計上したものが8節の報償金でございます。それらをご審議いただく中で、いわゆるたたき台といいますか、アンケートをとったり、素案のようなものを順次作成をしていくわけですが、それらについては専門のコンサル業者に委託をしたいと考えております。その計上は43ページ、13節委託料の計上でございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（川田稔久） 10番、林議員さんのご質問にお答えをいたします。

初めに、47ページ、款5労働費、19負補交の住宅リフォーム資金事業でございますが、ご質問のありましたＬＥＤ化に関する半額補助については、現在当町ではそのメニューは用意をしてございません。ただし、現在行っておりますリフォーム資金助成事業につきましましては、居住空間を豊かにするための修繕改修工事が目的でございますので、古い電球をＬＥＤ化にした場合については、現在の補助事業のメニューで助成することは可能かと思っております。

次に、同ページの6農林水産業費、8報償費のうちの農業推進委員報償費15万円の内容とその人員でございますが、内容につきましては、農業委員会委員の選挙人名簿の登録用紙の配付、それに回収をお願いしているもので、人数につきましては、75人の方をお願いしております。

その下の農地利用状況調査報償金112万5,000円につきましては、皆野町全域の遊休農地の状況について毎年調査を行うもので、調査員の数は35名、なおこの財源の内訳といたしましては、農地制度実施円滑化事業補助金、この補助金を充当して調査を行っております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（吉田明夫） 先ほど林議員から言われました住宅リフォームに关しますLED化の关係なのですが、環境分野においてもLEDの交換に対する助成は今後検討してまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（吉橋守夫） 10番、林議員さんからの教育費関係に関するご質問にお答えいたします。

70ページの小学校費、その中の工事請負費の中の小学校整備工事の中のトイレの洋式化の工事関係でございますけれども、一部の施設のみで、先々のことを考えてというようなご質問をいただいた関係でございますけれども、将来的なことを考えて今後整備するうちでは、同じような方式で進めてまいりたいと考えます。

なお、利用面の指導等でございますけれども、それにつきましても、幅広く考えますと、教育の一環かと思ひますので、ご理解をお願いしたいと思ひます。

なお、この必要性等につきましては、昨年12月の補正等でも決定いただきましたけれども、体に障害のある支援を必要となる児童もいるということ等がございます。そういったことも踏まえまして、ご理解をお願いしたいとするものでございます。

続きまして、78ページ、社会教育費の中の委託料、その中の発掘調査報告書作成委託料400万円でございますけれども、議員さんご察しのとおり、駒形遺跡6次発掘遺跡整理及び発掘調査報告書の作成業務の委託を予定しているものでございます。

続きまして、86ページ、育英奨学資金費の关係でございます。貸付金972万円の关係でございますけれども、今年度の見込み等でございますが、継続貸与者につきましては、私立の大学が15人、公立大学が6人でございます。貸付額が私立大学が3万円で、国公立大学が2万円でございます。なお、新規の貸し付けの見込みを8人、私立大学3万円の金額で見込ませてもらいまして、972万円を計上したものでございます。なお、その償還につきましてでございますが、24年度の状況でございます。24年度の状況につきましては、現時点でございますが、調定額26人分で620万4,000円で償還を受け入れた額が605万4,000円でございます。そのほか滞納関係でございますが、1名います。その調定が30万円、返済額が12万円で、現在未納が18万円、現時点ではこうなっているわけでございます。なお、これにつきましては、歳入の15ページになりますけれども、款20諸収入の中に育英奨学資金貸付金元利収入等がございます。25年度につきましては、294万4,000円の計上をさせていただいたわけでございますが、皆野町育英奨学資金貸与条例第14条で学資の貸与を受けた者は、卒業1年後から在学中貸与を受けた期間の2倍に相当する期間内に返還するものとするという規定によりまして返還をいただいているわけでございます。

ほか答弁漏れがありましたら、ご指摘をお願いしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 10番、林議員さんのご質問にお答え申し上げます。

まず、町道関連の補助金等でございますが、まずはページ数58ページ、道路維持費でございます。路線が決定されております工区が8工区でございます。金額4,870万円、これ全て町の単独費でございます。

続きまして、59ページ、道路新設改良費の15工事請負費でございますが、これ狹隘道路整備で3路線、町道の皆野47号線、66号線、それと町道皆野138号線、これは用地でございますが、これが狹隘道路の補助金の該当路線でございます。まず、工事のほうが先ほど申し上げた3路線のうちの2路線、合計額で634万

5,000円、これが補助事業、補助金になります。全体の工事費1億1,750万円でございますから、割合としますと5%でございます。なお、用地費のほうでも613万円ついていますので、合計では1,247万5,000円の補助金でございます。

それと、続きまして、橋りょう整備費でございますが、60ページでございます。これにつきましては、下田野1号線でございます。ここに計上してございます15の工事請負費、この中には補助金該当部分と町の単独部分でございます。補助金部分については、55%の補助率というふうに規定されてございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 大体1回の答弁で済んだような形もありますので、幾つか再質問したいと思えます。

まず、み～な子ども公園は、ちょっとこれこちらのほうの質問漏れでもあったのですが、その後、墓地の関係はどうなったのか、このことが全く消えてしまっていたので、そのことをちょっと再質問で申しわけないのですが、お願いしたいと思います。

それから、健康福祉課長の関係は、先ほど聞いて、答弁いただいたところで大体よいと思えます。

教育委員会の関係では、ビュアシュタットの関係については、私自身も何度か行かさせていただいていますので、その意義については、大変先ほど町長の答弁のとおりで、もうもちろん意義はあると思うのですけれども、その意義を個人レベルの時点でとめておくのがすごくもったいないというのが実感なのです。ですから、町のほうも少ない額ではない、そこそこの額出しているのですから、そういった資料を整理をして、一般の町民が例えばドイツへ行くようなときには、ビュアシュタットと交流があってというようなことがわかるぐらいの資料なり、展示ができればいいのです。どこへ展示するかなんて問題もありますけれども、そういったものが整理できたらなというふうに考えておるので、その辺をまた教育委員会のほうの仕事がふえてしまって申しわけないのだけれども、それをやっていただきたいということがあるのです。仕事の関係でいうならば、できればそれはやっぱり日独友好協会というほうが自分たちでやるべきことなのかなというふうにも思いますので、そこら辺検討いただきたいなと思えます。

奨学金についても、できればこれは定住のほうでもやっていますけれども、医師の関係や何かでの優遇という聞こえは悪いかもしれませんが、これ医師に限らず、医療従事者に対しては、ある一定の条件をくっつけていいと思うのですけれども、それなりの金額を返済なしで、その辺の条件がいろいろありますので、それらをクリアできるのであればということも考えてみたらいいかなというふうに思います。

それから、先ほどの遺跡の広告などにしても、それから農山村具展示館にしても、観光につながる結構あるのですよ。なのだけれども、皆野町は秩父音頭のほうでかなり額とられてしまっていますね。また、先ほど余り言葉、実際の数字として上げなかったのですけれども、商工会への補助金であるとか、商工会がやっているいわゆる利子補給なんかも非常に少ないのですよね。それこそ最近費用等を持つぐらいの感じで頑張っている中小の企業がいっぱいあるのに、なのに教育委員会では300万円、使途不明とは言わないまでも、まだ目的もないうちに300万円出てくると。音頭まつりだって、ここ10年前に比べれば半額以下になっていますけれども、また45回で50万円ぽんと出てくるということを聞きますと、やはり一般の中小企業の経営者からすると、「何だい」ということになるわけですね。ですから、いろいろなことを計画されて予算をつけるのは悪いことではないのでしょうけれども、それから先ほどの赤字経営にした

ってそうですよ。一般で赤字経営になってしまったら、10万円単位以上の赤字になれば、もうすぐ倒産の危機なのですよ。町だからできているのですよ。そこら辺を一般の企業をやっている人たちの立場になって考えていただきたい。雇用が生まれると言いますけれども、その雇用のために潰れるところも出てくるかもしれない。その辺はよく考えていただきたいなと思います。

恐らくそんなところで、ビュアシュタットの件については答弁も要らないですけども、もう一度町長に今年度予算のことと、それからその辺のことも含めてもっと町民との話し合いの場というのをいろんな事業について設けてもらいたいと思うことを要望しまして、終わりにしたいと思います。ありがとうございました。1つあるのか。

○議長（大澤径子議員） まだ1つ。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 子ども公園の墓地の関係のご質問いただきました。これにつきましては、当初より地権者といいますか、墓地の所有者の方に大変ご理解とご協力をいただいております。ただ、物が物でございますので、交渉といいますか、詰めておりますけれども、立ち消えということではございません。動いておりますが、詳しい内容についてはご容赦を願いたいと思います。

以上でございます。

○10番（林 豊議員） いまだ要するに解決せずと。

結構です。ありがとうございました。

○議長（大澤径子議員） よろしいですか。

○10番（林 豊議員） はい、いいです。

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

新井議員の答弁を総務課長のほうからお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（大澤康男） 先ほど新井議員さんからのご質問のあったことを1つ落ちていましたので申し上げますが、消防施設費の工事費でございますけれども、3分団の詰所工事、それから耐震性防火水槽の工事、合計で4,274万8,000円ということになっておりますが、その内訳につきましては、今後入札、契約ということになりますので、ここでは控えさせていただきたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○7番（新井康夫議員） 了解しました。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） 11番、四方田です。最初に、歳入について5点ばかりお伺いします。続いて、歳出についてやはり5点ばかりお伺いしたいと思います。

まず、歳入の9ページの国庫負担金の目1 民生費国庫負担金の中の節4 児童手当国庫負担金、それが1

億131万3,000円、これはかつて民主党政権時代にですか、子ども手当というような形のものであったかと想像しているわけですが、この児童手当はどういった配分の仕方あるいは支給の仕方をするのかお伺いをいたします。

続いて、同ページ、9ページの節2子育て支援国庫交付金、これについても使い道と申しますか、配分の仕方というようなことがわかりましたらお願いをいたします。

続いて、11ページの子目2民生費県補助金の中の節3児童福祉費県補助金、これの中の一番下の行の保育所緊急整備事業県補助金、これの使い道を教えていただきたいと思います。

続いて、13ページの項1財産運用収入の中の目1財産貸付収入、これの節1土地貸付収入715万3,000円、建物貸付収入72万円、物品貸付収入104万4,000円、これはどこに、どういうふうな貸し方、土地、建物、物品を貸し付けているのか教えていただきたいと思います。

続いて、14ページの財産売却収入の子目3生産物売却収入というのがありますが、その中で節1電力売却収入、これは健康福祉課と教育委員会で26万4,000円と8万8,000円ですが、この電力はどこから生まれてくるのかを教えていただきたいと思います。

続いて、同じく14ページで基金繰入金、子目1公共施設整備基金繰入金、これが節1公共施設整備繰入金の2億円、これは何に使われるのでしょうか。消防や防災無線は起債でやっているようなので、この2億円は何かほかに使う道が決められているのか教えていただきたいと思います。

それから、歳出についてです。18ページの議会費、その中で節3職員手当というのがありますが、これは職員手当、給料、これは何人分のでしょうか、お伺いをしておきます。

それから、24ページの総務管理費の中の財産管理費、24ページの節14使用料及び賃借料、この中でAED借上料5,000円というのがあります。このAEDというのは、よく言われる除細動器だと思うのですが、これも、これがAEDの借上料が24ページにもありまして、それから民生費のところでも39ページですが、5,000円ありまして、それから児童福祉費のところでは、40ページですが、12万9,000円、それから教育総務費のところでは67ページには3万9,000円、それから81ページの保健体育費の中で81ページには13万9,000円というものが計上をされていますけれども、この除細動器というのですか、AEDですね。これは新しく借り上げるのか、それとも設置してあって、その引き続きの借上料であるのか、それからどこに置いてあるのでしょうかということがわかりましたらお伺いいたします。

それから、26ページの項1総務管理費、その中の子目7企画費の中の節19負補交、その中の地域づくり奨励事業補助金50万円、これは毎年やっていることですから、決算で聞けばいいのですけれども、これ何件ぐらいの予想をしているのと、前年どのぐらいあったか。今、これはたしか50万円を限度に7割ほどの事業に補助するものだと思うのですが、どんな予定をしているのか。実績がもしわかりましたら教えていただきたいと思います。

それから、39ページの項2児童福祉費、子目1児童福祉総務費の中で、節1報酬、子ども子育て会議委員報酬12万2,000円、この子ども子育て会議委員というのは、委員会がどんな性質のものであるか教えていただきたいと思います。

続いて、40、41、42にわたるのですが、40ページの児童福祉費の項2児童福祉費、子目1児童福祉総務費、その中の節13委託料、その中で先ほど林議員のほうから保育所の児童運営費というのは200人程度というようなことで聞きましたので、地域子育て支援拠点事業委託料748万5,000円、それから放課後児童健全育成事業委託料、これはどこに委託をして、どういうふうに運営しているのかをわかれば教えてい

ただきたいと思います。

それから、41ページのその引き続いての学童保育所保護者負担金補助金、これは誰に補助金を出しているのですか。事業所に補助金を出すのか、それとも保護者に対して直接この補助金を出しているのか、また人数がわかれば教えていただきたいと思います。

続いて、45ページの項1保健衛生費の中の目3環境衛生費、その中の節19負補交の中で下から2行目に、太陽光発電設備設置費補助金400万円、この太陽光発電設備設置補助金は、どういう状態のところに、どういう設備をどのぐらい予定をしているのかと、これは一般家庭でもいいのかどうかをお伺いします。

それから、49ページの項1農業費、目3農業振興費の中の49ページですが、節19のやはり負補交、これで農業団体補助金、農業振興事業補助金、農業共済事業運営費補助金、これはどういう団体にどういう形で事業としてはどんな事業を予定をしているのかお伺いできれば教えていただきたいと思います。

それから、62ページの項5住宅費、目1住宅管理費、その中でやはり節19負補交、その中で木造住宅耐震診断補助金、これの対象はどういうところが対象になるのか教えていただきたいと思います。

以上、再質問はなるべくないようにしますので、簡単に明確にお答えをいただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 11番、四方田実議員のご質問にお答えします。

まず、歳入の9ページ、児童手当国庫負担金でございます。これについては、歳出の民生費において児童手当として中学修了前までの子供たちに対して支給をされるものでございます。児童手当法に基づく支給でございます。ご質問にございましたように、昨年度までは子ども手当とか、子どものための手当とか、いろいろな変遷がございましたが、昨年の4月の段階で恒久法になりまして、児童手当という名前になります。ご参考までにゼロ歳から3歳未満が1万5,000円、月額でございます。3歳以上小学校修了前までが第1子と第2子は1万円、第3子が1万5,000円、小学校修了後中学校修了前、いわゆる中学生でございますが、1万円でございます。児童手当の配分については、以上でございます。

次の子育て支援国庫交付金でございますが、いわゆる子育て支援センターというのが皆野の学童保育所の中にございます。母子で保育園等に通っていない母子が過ござして、指導員といいますか、保育室等が子育て支援の相談に乗っていると、あるいは遊ばせたり、時間を過ごさせる場所がございます。そこへの支援に対する国からの交付金でございます。

それから、14ページ、電力の売り払いの関係でございますが、健康福祉課分につきましては、国神学童保育所の太陽光発電の売却に関する収入でございます。

それから、済みません。戻りますが、11ページの保育所緊急整備事業県補助金でございますが、これは歳出で明星保育園の外壁がひび割れといいますか、塗装補修が必要ということで、国の子ども安全基金を使いまして、県からの助成が2分の1、町からもその2分の1、4分の1でございますが、それらを補助して新年度、25年度において塗装補修工事を実施をする予定でございますが、それに対する県からの補助金の受け入れでございます。

次に、歳出でございますが、39ページ、子ども子育て会議委員報酬、それから次の下のページの13節委託料、子ども子育て支援事業計画策定業務委託料、これは関連がございます。いわゆる国の社会保障一体改革の中で子供に関係する子育て支援を重点的に取り組むための計画を立てることになっております。それに基づいて25年度から委員会を立ち上げまして、計画を定めてまいりたいという内容でございます。

それから、同じく40ページ、13節委託料の一番下、放課後児童健全育成事業委託料1,296万8,000円でございますが、皆野の学童保育所と、それから国神の学童保育所2カ所に対する学童保育所の業務委託料でございます。

それから、41ページ、上段の学童保育所保護者負担金補助金でございますが、これは放課後、いわゆる学童に預けている方の保護者が低所得者の場合には、個人の負担分を軽減するという内容の補助金でございまして、保護者宛ての補助金でございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） 四方田議員さんからのご質問にお答えいたします。

まず、収入の13ページの貸し付けの関係でございますけれども、土地貸付収入といたしましては、埼玉酪農農業協同組合、また雇用促進協会、あとは蕨山の山頂にあるテレビ局とか、その辺でほかですから24件ですか、たしかあります。それから、短期で今、防災行政無線の工事やっておりますけれども、その現場事務所ということで、西関東事務所の隣のところを8カ月ばかり貸すことにもなっております。その予算も入っております。それから、建物のほうでございますけれども、日野沢の旧小学校、日野沢小学校、それから立沢の山の家でございます。それから、物品につきましては、シルバーのほうへ貸し出しております町長車、それから町バス、幼稚園バス2台、それから給食の配送車を貸し出しております。その収入でございます。

それから、次に14ページの基金の関係でございますけれども、公共施設整備基金繰入金、これが2億円でございますけれども、その対象事業でございますが、林道整備工事、それから観光トイレ整備工事、それから道路改良工事、下田野橋橋りょう整備工事、それから消防団の詰所、車両購入、それから小学校の整備等が対象となっております。

次の今度支出にもありますが、歳出ですけれども、18ページの議会費の職員手当でございますけれども、職員手当につきましては、1名で見込んでおります。

それから、次の24ページのAEDですけれども、これは金沢小学校に置いてありましたAEDの借り上げなのですが、今度閉校になります関係で、その費用をこちらの総務管理費のほうで払うということで、こちらのほうに計上しております。

それから、26ページの地域づくりの関係でございますけれども、去年の件数は3件でございます。ことしも同じく3件を見込んでおります。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（吉田明夫） 四方田議員さんからご質問のございました太陽光発電の補助についてお答えいたします。

24年度まで一律10万円の補助を支出してございましたが、25年度要綱の改正を行い、4キロ以上を10万円、2キロから4キロ未満を5万円とすることになってございます。金額的には400万円を計上してございます。この内容につきましては、埼玉県太陽光補助に準じまして、25年度より既設住宅のみに適用すると、そういう内容に変えてございますので、ご承知をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（川田稔久） 11番、四方田議員の質問にお答えをいたします。

49ページ、款6 農林水産業費、項1 農業費、目3 農業振興費、節19 補交の農業団体補助金13万円につきましては、秩父ぶどう皆野観光組合へ補助をするものでございます。

その下、農業振興事業補助金63万円につきましては、各農家への補助金でございまして、内訳を申し上げますと、奨励作物の補助金13件分、農業用パイプハウス設置費補助金として1件分、有害鳥獣防護柵等設置費の補助金として5件分、有機農作物栽培推進費補助金として7件分、遊休農地活用促進費補助金として2件分を計上させていただいたものでございます。

その下、農業共済事業運営費補助金34万円につきましては、埼玉北部農業共済組合へ補助するものでございます。

以上です。

○議長（大澤徑子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 11番、四方田議員のご質問にお答え申し上げます。

62ページ、8の5の1の19、木造住宅の耐震診断の補助金でございますが、これは町の建築物耐震改修促進計画に基づきまして、平成25年度から5年間補助金を支出するものでございます。この木造住宅の耐震診断の補助金につきましては、この要件としまして、まず耐震診断、建築士による診断をした場合に、5万円を限度としまして、かかった費用の2分の1を補助するという内容でございます。支給の要件としましては、町内に住所を有している者、その方が町内の住宅に居住しております所有者及びその2親等以内の者についてまず補助金を支給をいたします。支給をする物件でございますが、昭和56年5月31日以前に着工した物件であることまたは在来軸組工法または枠組壁工法の一戸建ての木造住宅が対象でございます。

以上でございます。

○議長（大澤徑子議員） 教育次長。

○教育次長（吉橋守夫） 11番、四方田議員さんからのご質問の14ページ、款16 財産収入、目3 生産物売払収入のうちの電力売払収入、教育委員会分でございますけれども、これにつきましては、皆野中学校の太陽光発電の余剰電力を売却した売払収入を見込んだ計上でございます。

あと、67ページ、教育総務費の中の節14 使用料及び賃借料の中のAED 借上料でございますけれども、これは継続しての借り上げでございまして、幼稚園、総合センター、小中学校合わせて8台分でございます。

81ページでございますけれども、保健体育費の中の使用料及び賃借料の中のAED 借上料でございますけれども、これは体育施設、町民運動公園、スポーツ公園、柔剣道場、プール等の体育施設の借上料4台分を計上させてもらったものでございます。

以上です。

○議長（大澤徑子議員） 11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） ありがとうございます。しないつもりだったのですけれども、2つ、3つ、ちょっと再質問させていただきます。

歳出の18ページです。議会費の中の職員手当1人分というお話だったのですけれども、今、議会事務局では、今、局長が1人で孤軍奮闘しているところなのですけれども、新年度において新しく職員の方を補充をしていただけないということなのではないでしょうか。大変1人というのも大変なことなので、それからもう

今回の議会でも大変支障を来しているような部分もありますので、その点についてひとつ伺います。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） ただいまの質問でございますが、大変失礼しました。職員手当ということでしたので、1名分ということで先ほどお答えいたしましたけれども、給料につきましては2名分、給料と期末手当については2名分ということで見えております。職員手当のほうについては、例えば扶養手当がいるかないか、また通勤手当も該当になるかどうかということで、とりあえず1名分ということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） 私の聞き方が悪かったのかもしれないですけれども、給料も含めてなので、それでこの件については、今1人の職員の方で対応していただいているのですけれども、急に昨年末だったと思うのですが、新しく新年明けましたところが急に異動になったというようなことで、大変驚いたところなのですけれども、これ理由を聞いてみたら、町民生活課の窓口の業務の方が急にではなくて、産休で休職をされた、その補充にというようなことで、それは急に引っ張られたのは引っ張られたほうなのですけれども、産休なんていうのは、十月十日、とすぐわかっていることなのだから、それについて何で対応しなかったかと、大変危惧しているところでありまして、こういうことがもしあるとしたら困ることなので、その点について執行部の方々にぜひともひとつよろしくお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 四方田議員のご質問にお答えします。

今現在、議会事務局においては1名の欠員という形になっています。この理由につきましては、お話のように、3名の職員のうち2名が妊娠、出産というようなことで、急遽定期異動でなくて、中間異動という形でいたしました。これにつきましては、事情を議長にもよく理解いただきまして、急遽窓口に1名ということになりますので、それをしのぐために行ったわけでございます。そういうことで定期異動である4月1日にはこれから適材適所の配置をしたいと考えております。ちなみに、妊娠、出産については理論的にはわかるはずなのですが、出産前には、前の6週間が産前休暇です。1カ月半ぐらいですね。それから、出産後8週間が産後の休暇、それから希望によってですが、出産日から1年間が育児休暇という形があります、女性の場合。出産の場合。そういうことで、今度の事例の場合は、2名の職員が12月に出産、それから今月、3月に出産という形で、既に元気な赤ちゃんを産んでおります。そういうことで、昨年の4月1日、定期異動時前には私のほうでは妊娠あるいは出産という正式な届け等はありませんので、知り得なかったということでございます。正式な届けというのは、今申し上げたように、産前の6週間前、約2カ月前に正式な産前休暇という書類で正式な届けがでございます。それをもってはっきり明確に休暇を願いたいという形をとるわけでございます。そのほかに課の中というのかな、上司に対してはこんな状況ですよという連絡、報告等はあるかと思いますが、正式な手続については以上のとおりでございます。いずれにいたしましても、4月の定期異動については、適材適所を考えていきたいと思っております。

○議長（大澤径子議員） 11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） 副町長、そういうことでいいや。だけれども、届けがなかったからわからなかったという話でもちょっと管理が不行き届きで、その辺は今度は配慮していただきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。それはそれで、こういうことが急な話で議会事務局というか、議会のほうも対応に苦慮して、やるべき事業もはっきり言ってできなかった部分も、局長1人では大変だということ

で、できなかった部分もありますので、そういうことがないようにひとつお願いをしたいと思います。

続いて、除細動器、AEDなのですけれども、これは最近これによって助かったという人があったり、各団体で、スポーツ団体や、いろんなPTAの団体とか、そういうもので、この使用の仕方の講習というようなものも随分開かれているのですけれども、そのときにいつもこの講習の中で、「AEDを持ってきましたか」とか、「誰かいますか」とかいう、こうシミュレーションをやるのですけれども、AEDはどこにあるのか、いざというときに役場の庁内もあるでしょうし、公共施設にもあるでしょうけれども、どこにあるのだからよくわかっている人が少ないのではないかなと思うのですけれども、その点についてこのAEDのあり場所とか、そういったものをある程度明確にしていれば、緊急時にそこへとりに行くというようなことが町民でも誰でも知り得るようなところにあるところを、急に「AED持ってきましたか」と言っただけで、どこにあるのかわからないのが現状だと思うのですけれども、そういう面で安心・安全のまちづくりの中で留意をしていただければありがたいかなと思っておりますけれども、そういった、これは総括しているのは総務課の管理ですか、それでそのあり場所とか、そういうものは把握はできますでしょうか。AED。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） ただいまのご質問でございますけれども、総務課のほうでは先ほど申し上げました金沢小学校の後を引き継いで、それをこちらで再リース料を支払うということでございまして、今のところ管理等につきましては、それぞれのところで行っております。例えば教育委員会に特に多いのですけれども、それぞれの施設、そこで管理をしていただいておりますので、こちらで全部をどこ、どこという一括した取りまとめはしておりません。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） それでは、教育委員会のほうでは、その位置は把握していますか。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

○教育長（山口喜一郎） AEDはそれぞれの学校、それから体育施設、文化施設、それぞれに設置してあるのですけれども、外から見やすいところに表示をする、AEDのあり場所の表示をするということになっております。ですから、近くに行けば、学校だったらグラウンドに行けば見えるように、あるいは施設だったらその中に入れば見えるように表示はしてあります。どこに何台、どこに、どういうところにあるかというのも全部まとめてはあります。つけ加えますと、以前は各学校などでは、担架のあり場所、これも全部グラウンドから見えるように表示をするということになっておりますので、AEDも同じように表示をしております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） ありがとうございます。これは使い勝手によっては大変一命を取りとめるということがよくあるケースなので、ただ、一般の人があり場所がよくわかるようにしていただければ一番ありがたいと。それで、公共施設あるいはグラウンドだけが倒れるところではなくて、町内でも何でもいつ症状が発生するかということもわかりませんので、その点についてもいろいろ考えていただければありがたいなと思っております。それは要望しておきます。

それから、太陽光の補助金ですけれども、これは新築はだめで、ある現状の既存の建物だけにしかこの

対象にならないというようにさっき聞こえたのですけれども、それでよろしいのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（吉田明夫） お答えします。

そのとおりでございます。ただし、新築住宅であって、引き渡しを受けたものは既存の住宅とみなしますので、もう住み始めたということになれば、それは既存とみなすという形で、従来4キロワット以上は10万円、2キロから4キロは5万円という補助は実施しますので、よろしくお願いします。

○議長（大澤径子議員） 11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） ありがとうございます。では、これからつくろうというところには載らないということですよ。それでいいです。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（吉田明夫） つくって、引き渡しを受けたものは既存住宅とみなすと、現在新築中の住宅には屋根材の補助というような意味がありますので、そちらには補助をしないという形になってございます。よろしくお願いします。

○議長（大澤径子議員） 11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） 大変ありがとうございました。終わります。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 最後になろうかと思うのですが、今も国会でも審議されておりますが、2013年度の政府予算案、一言では、人よりも、また生活よりもコンクリート、このように言われております。公共事業や防衛予算等についてはふやす一方で、生活保護費の切り下げなど福祉は切り捨てる。また、経済対策ではこの間もこの議会にも出されておりますが、防災対策や老朽施設の修理、建てかえなどの名目はあるものの、国土強靱化政策として膨大な公共投資が目玉となっております。

昨年末の総選挙で自民党が政権を取り戻しまして、発足しました第二次安倍内閣、経済再生に向けてロケットスタート、このように豪語しまして、デフレ脱却、経済再生を前面に掲げております。そして、大胆な金融緩和、機動的な財政政策によって、物価上昇2%を目指すと、このように言われておりまして、その後、実態が伴わない中で一時的であろうかと思うのですが、現在円安・株高等で財界や経済界、大変喜んでいるようですが、いずれにしても、何のためのデフレ脱却か。それは来年4月からの消費税増税に向けてこの附則条項があります。この附則条項というのが名目経済成長率で3%程度、実質経済成長率で2%を目指した望ましい経済成長がうたっているからであります。端的に言えば、消費税増税のための経済・財政対策と言っても過言ではないと思います。

そうしたことで、公共投資をふやしても、景気は回復しないと、逆に消費税を増税すればするほど中小零細企業を含め倒産を招き、雇用も悪化して、購買力は低下して、国内需要を減少させ、残るは財政の赤字と一段と深刻化するデフレ、このような結果が待っていると言われております。まして、生活保護費の削減や国家公務員の賃金カットに準じた地方公務員の賃金カット強制などデフレ脱却に矛盾する政策でもあります。

こうした安倍内閣、安倍政権、そして原発再稼働、TPPに反対しまして、憲法擁護、自然エネルギー推進の立場を明らかにする中で、安全で安心な快適なまちづくりに向けまして、何点が質問をさせていただきたいと思います。

最初に、歳入の関係になります。6 ページ、款10地方交付税、目1 地方交付税、前年当初より3,300万円増の14億4,500万円と多額な予算計上であります。当町におきましても、地方交付税は町税を上回る一番大きな財源でもあり、また今後においても頼りにせざるを得ない、なくてはならない大きな財源であろうかと思います。しかし、政府予算案での地方交付税総額、昨日総務課長のほうからも説明の中で触れておりましたが、新年度16兆3,927億円と前年当初比で1.2%のマイナス、このような状況にあります。その理由としまして、今年度と来年度にかけまして、国家公務員給与7.8%の切り下げに準じて不当にも地方公務員給与の削減を前提にした地方交付税の削減と言われております。

一昨日の議会でも答弁の中にありましたが、2012年4月1日現在の皆野町職員のラス指数は92.5と、県内では引き続いて最低の状況にあります。この地方交付税に関連しまして、皆野町にとって給与の削減など手をつけられる実態にはない、このように理解しておりますが、そうしたことでそうした考えでよろしいかどうか、この点についてお聞きしたいというふうに思います。

同じく6 ページの款12分担金及び負担金、項1 負担金、目2 民生費負担金、保育所児童保護者負担金に関連するわけですが、予算大綱の3 ページのところで、この分担金及び負担金のところで触れております。平成25年度から保育所、町立幼稚園の保育料について3人目無料化の拡大を図りましたということなのですが、図るということだと思うのですが、具体的に3人目というこの規定、例えば15歳以下の児童なり、園児なりがいた場合、なおかつ幼稚園なり保育園に入所している方がいた場合、3人目は無料にするとか、その辺の規定づけをお聞きしたいというふうに思います。

12ページになります。項2 県補助金、目4 農林水産業費県補助金の節3 林業振興費県補助金の森林管理道整備事業県補助金300万円のこれは箇所づけ等も含めた内容についてお聞きしたいと思います。

13ページになります。項1 財産運用収入で目1 財産貸付収入、節1 土地建物貸付収入、先ほど四方田議員の質問や、また林議員の質問に対する答弁でも関連するわけなのですが、物品貸付収入104万円ということなのですが、物品貸付という名称が適当かどうかということもあるのですが、説明では町バスや町長車の車両貸し付けということになろうかと思うのですが、それによる収入のようであります。どこに貸し付けの予定なのかということで質問予定したのですが、これはシルバー人材センターにということですので、この維持管理費、例えば車検や燃料代等々については、どこで負担するのか。また、この町バスなり、町長車の利用について議会なり、町長なり、このバスなり、町長車を使うということについては理解できるのですが、契約内容はどのようになっているのか。例えばシルバーにもう貸し付けてあるのだから、シルバーのほうで勝手にではいろんなところに利用できると、そのようにはなっていないと思うのですが、いずれにしても、この契約内容についてお聞きしたいというふうに思います。

17ページになります。町債の関係なのですが、目1 総務債での庁舎非常用電源設備整備事業、この起債の充当率なり、交付税の算入率についてお聞きしたいと思います。

また、目2 消防債での防災行政無線整備事業については、たしか充当率については100%で、交付税算入率については90%というふうに私は認識しているのですが、これで間違いないかどうか。

あわせて、新しく起債します消防団施設整備事業と、防火水槽整備事業の充当率と交付税算入率について教えていただきたいというふうに思います。

歳出の関係になります。23ページの項1 総務管理費、目4 財産管理費、節13委託料の説明欄での運行業務委託料約123万円について、総務課長のほうから先ほどどうか、前の方の質問に対して答弁がされていたようなのですが、歳入の関係での物品貸付収入との関係になろうかと思うのですが、これらもあわせ

まして、先ほどの質問とあわせて答弁をいただきたいというふうに思います。

24ページになります。同じく目4財産管理費の節15工事請負費、庁舎非常電源設備工事費約4,945万円ということなのですが、どのような発電設備なのか、この点についてお聞きしたいと思います。

同じく24ページの項1総務管理費、目6交通安全対策費、節11需用費、電気料として276万円ということで、説明の中では防犯灯の電気料を計上がえしたというふうな説明がされておりました。一昨日の私の一般質問とも関連するのですが、東電との契約内容、例えば1基1カ月とか、年間になるかどうかわからないのですが、1基幾らで契約して、この電気料については何基分を見込んでいるのかお聞きしたいと思います。

25ページになります。これについては林議員がLEDの関係で質問していますので、ここはパスします。

29ページになります。目1戸籍住民基本台帳費、節7賃金、臨時職員賃金約107万円という計上なのですが、先ほどの四方田議員の質問とも関連すると思うのですが、具体的な業務内容なり、またどの程度の期間、この臨時職員を採用するのか。

関連しまして、新年度この4月1日付での新採の予定は何人なのか。

あわせまして、平成26年の新採についてはどの程度を考えているのか、この点についてお聞きしたいと思います。

35ページになります。項1社会福祉費、節19負補交の説明欄で、社会福祉協議会運営費補助金、かなり増額しているかと思しますので、この増額理由についてお聞きしたいと思います。

37ページになります。項1社会福祉費、節20扶助費、説明欄で高齢者外出支援タクシー利用料金助成金ということで660万円、いろいろ今までもなされてきておりますが、この制度内容につきまして、具体的にこの本会議の中で説明がされておられませんので、大まかで結構ですので、この制度内容についての説明をいただきたいというふうに思います。また、対象者なり、対象地域なりというのは、もう既に予定されているかと思いますが、そういった方への周知なり、またできる限り申請等についても簡易な手続でできるように検討をいただいていると思いますが、その辺についてお聞きしたいと思います。

また、1月18日の全員協議会のときに出されました対象地域の追加見直し、例えば三沢であれば谷津地区等については、もう既にバス停から1キロ以上離れていると、このような認識に立ちまして、私のほうからも要望させていただいている経過がございます。他の地域でも見直しがされているのかどうか、これらについてもお聞きしたいというふうに思います。

次に、42ページになります。項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節13委託料、健康医療相談サービス委託料192万円ということなのですが、このサービス内容と、どういうところに委託を考えているのかお聞きしたいと思います。

45ページになります。44ページの項1保健衛生費、目3環境衛生費、節13委託料になろうかと思うのですが、バイオマス事業関連業務委託料ということで、金額は8万7,000円というふうに少額なのですが、廃食用油のバイオディーゼル燃料化というふうに理解しているわけなのですが、この廃食用油の再利用と、またごみの減量化なり、また環境面での効果というのも非常に期待するところは大きいかと思いますが、具体的にどこに委託して燃料化するのか、またその燃料化したのをどういったところで利用するのか、それらの流れを簡単でも結構ですので、説明をいただきたいというふうに思います。

同じく45ページ、節19負補交のところで太陽光発電の設備設置費補助金400万円について質問を考えたのですが、先ほど四方田議員のほうからの質問に対して、町民生活課長のほうから答弁をいただいております。

ます。新築途中の住宅については適用外になると。いずれにしても新築が済んだ後、申請するのは可能だということで理解しました。

50ページになります。項1 農業費、目3 農業振興費、節19負補交の説明欄での県営中山間総合整備事業負担金約488万円の計上であるわけですが、前年といえますか、の当初予算の3分の1になっているかと思います。この後の議案第21号で一般会計補正予算第5号の中でも関連してくるわけなのですが、いずれにしても、この農道三沢坂本線、この完成予定は何年ごろに予定されているのか、この点についてお聞きしたいと思います。

55ページになります。項1 商工費、目3 観光費、節13委託料、清掃業務委託料約150万円ですが、これにつきましては、観光トイレの清掃業務の委託ということで理解しております。具体的に委託先はどこを予定しているのか。これが1点。

その説明欄の下の施設管理委託料の内容について、こういった施設の委託料なのか。

また、その下の看板作成委託料20万円、どのような看板を予定しているのか、この点についてお聞きしたいと思います。

同じく55ページの目3 観光費の中の節15工事請負費、これについては常山議員、大澤議員からも質問がなされております。大まか理解はしたのですが、具体的にこの桜ヶ谷の観光トイレの建て替え工事に関連する予算はどの程度計上しているのか教えていただきたいというふうに思います。

59ページになります。59ページの項2 道路橋りょう費、目2 道路維持費、節15工事請負費、この説明欄の一番下に交通安全施設整備工事ということで120万円ですか、計上されています。この交通安全施設整備というものは、どういう中身なのかお聞きしたいというふうに思います。

64ページになります。項1 消防費、目3 消防施設費、節13委託料、この中で第3分団詰所建設工事に伴う設計業務委託料については理解できるのですが、建設工事監理業務委託料、これ200万円という計上なのですが、いろんな制度といえますか、建物の工事金額とか、そういったこと等も関連すると思うのですが、なぜ建設工事監理業務委託料200万円も必要なのかどうか、この点についてお聞きしたいというふうに思います。

同じく64ページ、節15工事請負費、これにつきましても、新井康夫議員や林議員からも防火水槽について質問が出されております。それで、道路改良に伴う更新ということで、場所についても2カ所については理解できました。ただ、単純なことなのですが、耐震性防火水槽ということであります。今までと違った耐震性ということも入っていますので、こういった強度的な防火水槽なのか、また恐らく今は地下に埋設するような形での防火水槽になろうかと思いますが、具体的にこういった構造の耐震型の防火水槽なのか、説明をいただきたいというふうに思います。

65ページになります。項1 消防費、目4 災害対策費、節15工事請負費、防災行政無線整備工事費に関連しまして、今年度から新年度にかけての継続事業であります。現在のこの防災行政無線の工事の進捗状況について最初にお聞きしたいというふうに思います。

また、昨年の3月に全員協議会という場ではなかったと思いますが、新しく議員になられた方も含めて、この件に対する説明会が開かれていたかと思います。その中で出された意見といえますか、例えば子局の設置場所等の関係、そのことを変更することによって、難聴地域が若干でも解消できるのではないか、そういった私からも意見を述べた記憶がございます。そういったことが現実には工事が進んでいる中で、そういった要望等が取り入れられて、変更してきている部分もあるのかどうか、この点についてお聞きしたい

というように思います。

68ページになります。項2小学校費、目1学校管理費、節7賃金、臨時職員賃金、前年当初約230万円の増額というふうになっているかと思います。その理由についてお聞きしたいというように思います。

83ページになります。項6保健体育費、目2学校給食費、節13委託料の説明欄での学校給食業務委託量250万円とありますが、業務を委託しているかと思うのですが、どこにしているのか、この点についてお聞きしたいと思います。

とりあえず以上であります。

○議長（大澤径子議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 内海議員さんのご質問に対してお答え申し上げます。

まず最初に、当町の職員の給与の減額についてお答えします。内海議員さんのおっしゃるとおり、国家公務員におきましては、国の財政の厳しい状況、また東日本大震災に対応する財源としての必要性に鑑みまして、7.8%の給与減額を平成24年度、25年度の2カ年の時限措置として行っております。このため国では地方公務員に対しましても、同様の給与減額を要請したものでございます。国のこの要請は、給与減額前後のラスパイレス指数が100以下の場合は減額を地方公務員に求めています。当町におきましては、ラスパイレス指数が92.5%でありますので、給料、期末手当、勤勉手当、管理職手当の給与の減額はいたしません。

次に、新採用職員の予定でございます。24年度末におきましては、2名の退職でございます。25年度においては、新採用5名を予定してございます。それで、26年につきましては、退職者はゼロでございますが、まだ幾人採用という明確な数字は考えておりませんが、今のところ未定でございます。あるいは若干名ということになるかもしれません。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 健康福祉課に関連するご質問について私のほうからお答えを申し上げます。

初めに、6ページ、款12、保育所保護者負担金に関連しての3人目無料化の内容についてご説明申し上げます。現行の3人目無料化が制度としてございますが、保育園に未就学児が3人いた場合に、3人とも保育園に預けた場合に3人目が無料になるということでございましたが、今でもそうでございますが、これを第1子が中学3年生まで枠を広げて、例えば第1子が中学生、第2子が小学生、第3子が保育園に在籍している場合には、第3子として捉えて無料化をするということで、枠を大幅に拡大をしたいと思っております。対象者の数としては、現行6名でございますが、約30名に広がるであろうということで考えております。

次に、歳出の35ページ、節19、社会福祉協議会補助金の関係でございます。これにつきましては、去る12月議会におきまして補正をさせていただきました内容と同様のことになろうかと思いますが、24年度当初予算におきまして、社会福祉協議会の唯一の収益事業でございます訪問介護事業所からの繰り入れを考えておりました。繰り入れといいますか、社会福祉協議会の中での会計間の繰り入れを考えておりましたが、なかなか制度的にも変更等がございまして、思った分の黒字幅が出ないということで、職員の給料に相当する分を補正をさせていただき、一般会計からの繰り出し補助金を行いました。それと同様の理由でございます。25年度も前年当初比では同様の措置をしなければならないと、収益を上げられる体制整備を図っておりますので、それらの間この対応をしたいという内容でございます。

それから、37ページの高齢者タクシーの関係でございます。これについては具体的な実務については、高齢者福祉の観点が強いということで、健康福祉課で対応するように指示をいただいております。私のほうから内容の説明をさせていただきたいと思います。

まず、対象者でございますが、年齢70歳以上、去る1月18日に全員協議会でご説明を申し上げた内容と変わる部分については、後ほどご指摘をさせていただきましたけれども、変わりはありません。年齢70歳以上、運転免許証を持たない方あるいは事情により運転免許証を返納した方を対象にいたします。

それから、対象の地域でございますが、公共交通機関、鉄道、バス等の最寄りの駅から、あるいはバス停からおおむね1キロ以上離れた地域ということで、集落単位で地域の設定をさせていただきます。これも対象地域の捉え方としては変更ございません。ただ、その対象の地区の中で、ご指摘をいただいたように、細かい集落単位で捉えた場合、もう少し拾い込めるのではないかとということで作業を進める中で、最終的には対象地区を申し上げます。下田野地区については、谷草に加えて小滝、田野沢橋から向こうの部分を取り込みたいと、地域として設定したいと考えております。

国神地区につきましては、野巻、桜ヶ谷に加えまして、旧大淵9区、大淵地区の中でも野巻に近い旧9区については対象地区として選定をしたいと、田野沢地区については、変更ございません。金沢地区については、金山地区が取り込みたいというふうに考えております。それから、三沢地区については、能林、平草、日向、小根、青砂、丸山、美ノ山については、説明したとおりでございますが、これに加えて谷津、峯を指定をしたいと、対象地域としてしたいというものでございます。これらはいずれも先ほどの1キロの部分もでございますけれども、山間地、いわゆる傾斜等を考慮に入れまして、取り込みを決めたわけでございます。

それから、次に補助の内容でございますが、対象地域、ただいま申し上げました対象地域からおおむね駅までのタクシー料金を参考といたしまして、それのおおむね2分の1を助成する、これは変わりはありません。そういうことで行きたいと。

それから、タクシーに乗り込む場合に、利用者を証明する券及び利用券を発行いたしますので、それを事前に乗り込むときに見せて、この人が対象であるということを運転手さんにお示しいただいて、降車の際にはおおむね2分の1の額をチケットでそのまま冊子で渡しまして、必要な分をとってもらった残りの現金分、これはまた当然おおむね2分の1となりますが、それを支払っていただくという内容でございます。

それから、そのおおむね2分の1の額を当初、例えばこの地区については1,500円の券、この地区については1,200円の券ということでご説明をした経過はございますけれども、余りに高額過ぎる。その途中でおりた場合どうかとかいうこともあり得ますので、500円券、これはタクシー会社との協議の中で500円券の必要枚数のほうがより使い勝手がいいだろうということで、これは協議を進める中でそれを取り入れまして、そういう格好で進めてみたいというふうに考えております。ただ、地域的に申し上げますと、そうすると500円の券をどう遠距離と近距離といいますか、1,000円の地区と3,000円の地区をどう分けるかということで、配付する枚数で調整をしたいというふうに考えております。

それから、ご質問にございました周知の方法等でございますけれども、これは4月の広報に、町報に載せて周知を図りたいと思います。それと、対象者が限られておりますので、ぜひこれはご本人がおいでいただいてももちろんいいのですが、地域の高齢者の実情に詳しい地区の民生委員さんのご協力を仰ぎたいというふうに考えております。

それから、簡易な手続をとということでございますが、ただいま申し上げましたように、仮に民生委員さんが預かってきた場合には、それは本人の申請とみなして手続を進めたいというふうに考えております。

タクシーについては、以上でございます。

それから、42ページ、節13、健康医療サービスの関係でございます。これについては、いわゆる24時間電話で健康の問題あるいは医療的に心配のあること等に、それから介護の相談、育児の相談とか、そういったことに24時間電話で応じていただくサービスでございます。これはそういった専門の業者がおりまして、24時間対応していただけますが、皆野町の単独のフリーダイヤルの番号を1つ持ちまして、この番号からかけてきたものについては、皆野町の住民の方がかけてきたのだなというのがわかる仕組みになっております。したがって、本部は東京にある会社と契約を進めたいと思っておりますが、そこに電話があった場合には、「はい、皆野町24時間健康相談ダイヤル電話です」という出方をさせていただきまして、それで、内容についてお答えをいただくという仕組みでございます。スタッフとしては、医師、看護師あるいはそういった専門のスタッフが大変大勢そろっているようでございまして、そういった対応をしたい。この大変恐縮ですが、目的として2つほどございまして、この4月からいわゆる医療費の無料化、窓口の無料化を、こどもの医療費の無料化を実施をさせていただきますが、そういった中で迷うような、例えば子供が1円玉飲んでしまった場合どうしようというようなことを、すぐ救急車を呼ぶのではなくて、相談できる部分はしてもらうような、お母さん方、それから高齢者についての支援をしていきたいという目的が1つございます。それと、医療的には大変救急搬送の受け入れ先の病院が少なくなっておりますので、そういった医者負担がたとえ一つでも二つでも減ればいいかなという目的もでございます。

健康福祉課の分は以上でございますが、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 12番、内海議員さんの建設課所管事業についてのご質問にお答え申し上げます。

まずは、歳入、12ページでございます。15の2の4、3林業振興費の県補助金でございまして、森林管理道の整備事業県補助金、これはどういうものかというご質問でございますが、ページ数51ページをごらんください。この歳出のほうの6の2、2の15、林道振興費の工事請負費でございまして、これの上から4番目、奈良尾線、5番目、新美の山線、この2本の林道の舗装事業の補助金でございまして、2本ともアスファルトの舗装をするものでございまして、県の補助率は30%でございまして。

続きまして、59ページ、一番上の8の2の2、道路維持費、これの15の交通安全施設整備とはどういうものかというご質問でございますが、これは交通安全施設でございますので、ガードレールまたはカーブミラー等の交通安全施設の新設工事、また取りかえ等の補修工事を実施する事業費でございまして。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（吉田明夫） 内海議員さんから質問のございました29ページ、節7賃金について申し上げます。

戸籍の窓口で1名、育児休暇をとっている職員がございまして。窓口が3人対応をしていたところ、1名欠員で2名ですと、大変繁忙なときもありますので、臨時職員を入れまして、4月から12月分につきまして、臨時職員を入れて対応したいというような考えでございまして。

続きまして、45ページ、バイオマス事業の大まかな流れについてご説明申し上げます。事業の対象としまして、個人の家庭や店舗等で出ます食用廃油または学校給食センターでの食用廃油を一応考えてござい

ます。回収施設を役場または学校給食センターにドラム缶等を置きまして、月1回リサイクル施設でござい
ます秩父市の吉田元気村の精製所に搬入しまして、BDFスタンドより学校給食センターへドラム缶を
設置しまして、そちらのほうに精製油を持ち込みます。この精製油を使いまして、当初ですが、給食セン
ターの運搬車を動かしたいという考えでございまして、なお、この運搬車につきまして、ボディー等に「こ
の車は廃食油で動いています」というような形の明記をしまして、より宣伝ですか、そういう形を考えて
ございまして。

以上でございまして。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（川田稔久） 12番、内海議員の質問にお答えをいたします。

初めに、50ページ、款6 農林水産業費、項1 農業費、目3 農業振興費の19負補交の県営中山間総合整備
事業負担金488万8,000円、この負担している事業がいつ完了するかとのお尋ねでございまして、平成25年
度につきましては、皆野町と東秩父の町村界境から東秩父村方向に300メートル、皆野町側に250メートル、
合わせて550メートル、平成25年度で実施をいたします。残り26年度につきましては、ポピーまつりの駐
車場として使用しております採草放牧地から25年度までの区間約630メートルを施工いたしまして、平成
26年度に本事業については完了する予定でございまして。

次に、55ページ、款7 商工費、項1 商工費、目3 観光費、節13委託料、清掃業務委託料150万3,000円、
これは内海議員おっしゃるとおり、観光トイレの清掃業務の委託になります。平成24年度までは緊急雇用
創出事業で雇用しております臨時職員4名にて観光トイレの清掃に当たってまいりましたが、この事業が
平成24年度をもって終了することから、引き続き観光トイレの清掃を続けるために、観光トイレの清掃業
務を民間業者へ委託するもので、委託先等についてはまだ決定はしておりません。

次に、その下、施設管理委託料38万7,000円、これについては町内にございまして秩父華厳の滝周辺の草
刈り等の管理並びに観光トイレの水洗化を進めておりまして、おかげさまで幾つかの観光トイレが水洗化
されました。その水洗トイレの浄化槽の保守点検並びに観光施設等の除雪作業に係る経費38万7,000円を
計上したものでございまして。

次に、その下の看板作成委託料20万円、箇所づけでございまして、これは主に首都圏自然歩道6コース
に設置してございまして案内看板の立てかえ等を予定をしております。

次に、15工事請負費、桜ヶ谷観光トイレの工事金額ではございまして、先ほど総務課長からも説明をさ
せていただきましたが、契約前でございますので、同様にお考えをいただきたいと存じます。お願いいた
します。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） 内海議員さんからのご質問にお答えいたします。

まず、歳入のほうの13ページ、物品の貸付収入の関係で、その車の維持費の関係でございましてけれども、
中に全て25年度から維持費についても入っております。車検の整備、それから保険、重量税、定期点検、
タイヤ交換、あとは燃料費、それらも全て含まれた契約になっております。これは歳出の23ページのほう
の運行の委託料のほうで支払うわけですが、そういうふうに入っております。

それから、次の17ページ、町債の関係ですが、庁舎非常電源設備整備事業でございましてけれども、
これにつきましては、緊急防災・減災事業債というのを借りる予定でございまして、充当率100%、それ

から交付税の算入率が70%ということでもあります。防災無線につきましても、同じ種類の起債を借りるということで、防災行政無線につきましても、充当率100%、それから交付税の算入率70%ということでございます。

それから、歳出の24ページの今申し上げました庁舎の自家発電設備の工事の関係ですけれども、発電機、出力からしますと、定格出力を130キロボルトアンペアというものを設置しまして、それに付ける軽油の燃料タンク、それからキュービクルの増設、それから幹線を改修しまして、そこまでそういう工事を行います。それによって、停電時でも必要最小限の照明、またパソコン類、コピー、プリンター等が稼働するような形で整備を行うというものでございます。

それから、次の24ページの電気料でございますけれども、一応前年の実績から見まして、今度の24年で更新しました890基分全てについて見ております。

それから、25年度でまた追加で工事しますけれども、その分、それからそれまでの今ある防犯灯の分ということで見積もっております。

それから、64ページの日野沢の詰所の管理の委託料の関係でございますけれども、建物を建てるものでありますので、管理業務は必要かということでここに上げさせていただいております。

それから、耐震性防火水槽ということでございますけれども、名前のとおり耐震性能を保持する構造、素材で構成された防火水槽ということなのですけれども、幾つかあるようですが、既に加工された二次製品を現場に設置する方法などもあるようです。

1つ落としました。歳入の13ページの先ほどの物品貸付収入のところのその契約の関係なのですけれども、町バス、町長車等全て契約書の中で、この契約に基づく業務のみに使用しなければならないと、ほかのものには使えないという契約になっております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（川田稔久） 12番、内海議員にお答えいたしました中山間地域総合整備事業の説明の中で誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。

平成26年度の事業箇所をポピーまつりの駐車場として使用しております採草放牧地から上630メートルというふうにお答えをいたしましたが、この区間につきましては、平成24年の追加補正分で25年度の繰り越しの事業で実施をさせていただきます。26年度につきましては、三沢橋から診療印刷までの間を施工し、26年度に終了いたします。訂正いたします。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（吉橋守夫） 12番、内海議員さんからの教育費関係のご質問でございますけれども、小学校費のうち、学校管理費、68ページの関係でございますが、節7賃金、臨時職員の賃金でございますが、ご質問のように、平成24年度よりも増額になってございます。平成24年度につきましては、5人でございます。平成25年度の計上額は7人で計上いたしました。その理由といたしまして、1つは、国神小学校へ入学する児童でございますけれども、知的発達障害だけでなく、体の状況でも補助が必要な児童が入学するというようなことから、皆野町障害児就学支援委員会においても、やはり個別の指導援助を受けるべきという答申等も受けてございます。その関係で国神小学校に学級補助員として1名、それと三沢小学校でございますけれども、平成24年度から1年生、2年生が複式学級になっております。平成25年度になりますと、

1・2年生、3・4年生が新たに複式学級になります。このことから、複式授業では、担任が一方の学年に指導を行っているとき、もう一方の学年は自学の状態にあるため、担任を支援する職員を配置して、時間帯の学習効果を高めようとするもので、三沢小学校の非常勤講師として1名ということで、平成24年度と比べると2名増員の7名の賃金ということで計上させていただきました。

2点目の83ページでございますけれども、83ページの保健体育費の中の学校給食費、この中の節13委託料のうち、学校給食業務委託料の関係でございますが、皆野町シルバー人材センターを予定しています。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） ちょっと内海議員、5分を切っていますので、残り時間は、もう既に。承知しててください。

○12番（内海勝男議員） ちょっとその辺は大目に見てもらえないですか。やっぱり質問項目が多いのだから。

○議長（大澤径子議員） 多少は。

○12番（内海勝男議員） あえて長く延ばすとか、そういう気持ちはありませんので。

○議長（大澤径子議員） 一応ではご承知おきください。

総務課長。

○総務課長（大澤康男） 先ほど内海議員さんの質問の中で1つ落としましたので、再度申し上げます。

防災行政無線の工事の進捗状況でございますけれども、親局設備、これは役場の中に放送室ありますが、それと屋上に電波を発信する等、その設備は既に完了しておりまして、蓑山の中継局設備、それから屋外の放送施設、屋外拡声子局といいますけれども、それが24年度につきましては、26局つくる予定でありまして、ここに資料があるのは1月中旬の資料ですけれども、その時点で14カ所が完了してあります。その後も順調に工事のほう進んでおりますので、3月末までにはこの26局全部できる予定です。さらに、三沢の峯地区にあります再送信子局、これについても今年度の事業で行う予定です。

それから、子局の設置場所ですけれども、当初の予定の場所、実際に建てるときに、また現地調査を行いまして、地主さんの承諾等をいただくわけですが、そのときにおいても、またほかからの要望があった場合においても、さらに調査をしまして、当初の予定の場所と変えているところも幾つかあります。ということなので、その場所、場所で検討して建てているというような状況でございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） ありがとうございます。ほぼ理解できたのですが、何点かまだ答弁が漏れているところがございますので、再度お願いしたいと思うのですが、町債の関係で新しく起債する消防団施設整備事業と防火水槽整備事業の充当率と交付税の算入率、これについて答弁いただいていないですね。

〔「ああ、そうですね。はい」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） 失礼いたしました。消防団の設備の関係でございますけれども、詰所と車両につきましては、充当率50%、交付税の算入率70%でございます。

それから、防火水槽につきましては、充当率が75%、交付税の算入率は30%ということでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） ありがとうございます。もう一度申しわけないのですが、64ページの詰所の関係の建設工事監理業務委託料、これについてはどういった理由だったのか、ちょっと私聞き漏らしたものですから、再度お願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） その辺ですけれども、道路とかの工事ですと、建設課のほうで見ていただく、また専門職のほうありますけれども、今回の建物でございまして、それあたりの専門というものがありませんので、監理委託をしたいということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 建物の建設工事に関係するということなのですが、これは恐らく事業の金額とか、そういったことも関係してくるのではないかなというふうに思います。例えば観光トイレみたいな五、六百万の事業であれば、特にこういった監理の委託料というのは必要ないと思うのですが、あくまでここに計上してあるということについては、理由があらうかと思うのですね。その理由についてお聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） 再度申し上げます。

専門的な知識の関係と、あとは工事費自体が高額でありますので、監理委託をお願いしたいということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） わかりました。

町民生活課といいますか、住民基本台帳費の関係で、賃金の関係なのですが、臨時職員、具体的には4月から12カ月間お願いしたいということの答弁いただいたのですが、そうなりますと、業務的にも臨時職員といっても、過去に経験したことのある方とか、そういった方を恐らく予定しているのではないかなと思うのですが、それとまた先ほども四方田議員のほうからも出されているのですが、非常に町長、常々皆野町については、子育て支援等については、県内のトップクラスの事業を推進していると、そういったことで大変喜ばしいことなのですが、そういった自治体であって、また少子化対策等も含めまして、お膝元の職員が安心してやっぱり出産なり育児に専念できると、そういったことを十分やっぱり配慮する必要があるかと思います。町長のほうから26年度の新採等についてはまだ検討されていないという答弁をいただいたのですが、いずれにしても、こんなことを言うては失礼なのですが、それなりに出産なり育児というのが予定されるという職員というのは、大体想定できると思うのですね。それらも含めた形でのバランスのとれたやっぱり職場配置といいますか、そういったことも常に配慮すべきだというふうに思いますので、今回みたいな形で本当に場当たりのといいますか、それで行ったり来たりする職員も精神的にも大変な思いをしていると思いますし、また議会事務局等についても大変悪い言い方すれば、議会が軽視されたというふうに私は捉えているのですが、そういったことが起こらないようにぜひ職員の増員、あわせて適正といいますか、バランスといいますか、いろいろな面を配慮した中での職場の配置、そういったことを十分配慮して今後お願いしたいと、この点については要望させていただきたいというふうに思います。

1点、臨時職員のどういった方を予定されているのか、この点について。

○議長（大澤径子議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 今、内海議員さんのおっしゃるとおり、即戦力になるような人材を求めたいと思います。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） ありがとうございます。ぜひ増員なり、また適正な配置ということについても十分配慮をお願いしたいというふうに思います。

55ページの関係になるのですが、産業観光課長のほうからの答弁で理解できたのですが、予算大綱で重点施策の2ページに（7）として、「道の駅みなの」の振興ということで、重点施策として掲載していただいております。ただ、本予算書を見ますと、こういった重点施策で取り上げているにもかかわらず、本予算の中では大きな振興施策が見受けられないと、せめて産業観光課長の看板のところあたりで、道の駅の関係の看板等も計上してあるのかなと思いましたが、何かそれもないみたいな答弁でありますので、ぜひ昨年の10月にオープンしました道の駅、既に5カ月を経過しておるわけなのですが、これは直売所だけの利用客数なり、売り上げなのですが、この5カ月間で前年同期間に比べまして、利用客数については約4,850人、売り上げについては約600万円の増というふうに聞いております。大変既に道の駅の経済効果というのは出ているかなというふうに思うのですが、昨年の9月でしたか、道の駅の設置に関する議案審議が行われたときも、いろいろ観光案内面も含めて、各議員から要望等が出されているかというふうに思います。当時出された要望等を町長においても今後十分検討していきたいという当時答弁もされているかと思えます。そういった割には、今年度の予算の中でこの振興について具体的に触れられていないというふうに思うのですが、当時出された意見等を今後どのように活用を図っていききたいか、今後の施策に反映させていく考えがあるか、町長にお聞きしたいというふうに思います。

産業観光課長のほうから答弁漏れがありましたら。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（川田稔久） 12番、内海議員さんの質問にお答えをいたします。

質問をいただいた中では、道の駅に関する事項が出ておりませんでしたので、あえて説明を申し上げますでしたが、予算書でいいますと、55ページ、款7商工費、項1商工費、目3観光費、節11需用費の修繕料、55ページに42万7,000円という数字がございますが、そのうち道の駅に係ります修繕料といたしまして、道の駅の今案内所に駐車場から入るところのドアにつきましては、2つあるトイレのドアと同じ形式のドアで、中を素通しで見ることができません。そのことから、中に案内所があるよというPRが少し不足がちになっておりますので、その引き戸をトイレの引き戸と違う形式、要するに透き通る窓ガラスを入れまして、外から中の見えるものにかえてまいります。このような計画がございます。

それと、当初はその道の駅の観光案内所の中にW i F i が使える設備、それから観光案内、タッチパネル等で皆野はもとより、秩父郡内の観光施設をPRできるものを設置する予定でございましたが、秩父地域おもてなし観光公社の事業でその2つについて予算措置をしていただけるということになりましたので、25年の予算書からはその分についてはカットしておりますので、見ますとそのように見えるかと思いますが、決して忘れたわけではございませんので、ご承知おきをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） ありがとうございます。そういったことで、予算の中にも生かされているとい

うことで理解しました。

最後になりますが、観光トイレの関係なのですが、契約前なので、その事業費の予算金額が公表できないというのは、そんなことないと思うのですよね。いずれにしたって、こういった工事費幾らになるかというのは、2カ所あるかと思いますよ、確かに。桜ヶ谷の観光トイレと、あと若浜の観光トイレの周辺整備というのはあるか知れないですけども、去年のやっぱり議案審議のときにも、お話しした経過があらうと思うのですね。少なくとも両工事の積算した中で総額的に幾らかというのは出ていると思うのですよ。別にそんなことはあれではないですか。予算金額がそのまま予定価格になるわけではないですし、契約云々とか関係ないのではないですか。何でそういったところがきちんと積算されて工事費として計上できないのか、私は疑問ですよ。ぜひそれはそんなに隠すことではないと思いますので、明らかにしていただきたいと。

もう一点なのですが、ここ数年観光トイレの水洗化を含めて毎年整備を図ってきていただいているかと思います。今年度は日野沢の若浜地内に新設をされているわけなのですが、これについては県のほうのふるさと創造資金県補助金をたしか400万円か何か活用を図っているかと思います。今後においても、水洗化も含めて整備を図っていく、こういったことになろうかと思いますが、かなり以前といたしますか、たしか三沢のみずほの里の観光トイレ、これは町内で水洗化した中での観光トイレとしては最初だったというふうに私は記憶しているのですが、そのときにたしかその補助事業を対象にしたかどうかというのは別ですが、当時自然公園内の観光トイレといいますか、便所といいますか、その整備する場合については県の補助金等があったように記憶しております。今後もこういった観光トイレ整備していく上で、県の補助金等観光面含めてそういった補助があるのなら恐らくそれを使っているかと思うのですが、それらは検討が調べたり、そういったことなり、調査なりしてきているのかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（川田稔久） お答えを申し上げます。

今お話がありましたとおり、設置をしております観光トイレについては、ふるさと創造資金を活用して実施をしております。そのほかのものについては、今のところ該当するメニューはないというふうに聞いております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 内海勝男議員、これで。

○12番（内海勝男議員） ええ、もう最後になります。

学校給食の業務委託料の関係で、今までもシルバー人材センターに委託をしてきているわけなのです。平成24年度のこのシルバーとの契約内容なのですが、1時間当たりの時間給といいますか、これについてはたしか760円ということで契約がされているかというふうに思います。それ以外に事務費ということで何%かという管理費ですか、事務費ですか、あろうかと思うのですが、いずれにしても、時間当たり760円だったというふうに思います。しかし、去年の10月に最低賃金の改定がございまして、埼玉の最低賃金が771円に改定されております。恐らく現在でも今年度のシルバー人材センターとの契約内容については、変更がされていないというふうに思っているのですが、このままだというと、もう既に最低賃金を下回っている状況にあるわけですね。今後の問題といいますか、こういったことを行ってきますと、今大きな問題になっています官製ワーキングプアという、実質的なやはり低賃金労働者を多くつくる、そ

ういったところにつながってしまいますので、少なくともこういった町なり、自治体として委託なり、契約する場合については、最低賃金が改定された場合にあっては、その最低賃金を上回るような、そういった契約内容にしておくとか、また最低賃金が改定された時点で契約内容を変更するとか、そういった対応をする中できちんと最低賃金を守るように努力していただきたいというふうに思うのですが、この点について改善していく余地があるかどうか、この点について最後にお聞きしたいというふうに思います。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（吉橋守夫） 内海議員さんからのご質問にお答えいたします。

契約につきまして、ご指摘のように年度当初契約して、そのものが年度内履行されています。昨年10月にご指摘のように、最低賃金が見直され、改正されました。昨年の4月に契約した契約額はそのまま履行されているということがございます。今後ご指摘のこともございますので、研究等検討を重ねてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） ぜひ当初の契約内容を下回るような結果になった場合については、最賃を下回るような結果になった場合については、その時点で契約をぜひ変更し直して対応していただくように要望をして終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） 済みません。終わってから申しわけないのですがけれども、先ほどの設計監理の委託料の関係なのですが、決まりはあったそうなので、済みませんでした。100平米以上の建物の建築をするときは、建築士の資格を持つ者が監理をすることになっているのだそうです。そういうことでお願いいたします。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時17分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第2、議案第18号 平成25年度皆野町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

議案の説明は13日に終了しております。

よって、これより本案に対する質疑を行います。

質疑のある方は議席番号と名前を告げて挙手をお願いいたします。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。



◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第3、議案第19号 平成25年度皆野町介護保険特別会計予算を議題といたします。

議案の説明は13日に終了しております。

よって、これより本案に対する質疑を行います。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 3番、常山知子です。介護保険特別会計予算の質問というか、要請、お願いをします。

13ページ、款3地域支援事業費、項1介護予防事業費に関係して、実は私町でやっているらくらく健康塾、何かすごい人気があって、申し込んでも入れない。そのときに行けないなんて言う人もありまして、そんな人気がある健康塾だったらぜひ見学させていただきたいということで、健康福祉課の担当の方をお願いして、ことしの2月に一緒に体操させてもらいました。もう本当に定員20名のところ、三十何名も来ていまして、本当にたくさんの方が参加していました。もう参加するにも、遠い方や交通手段がない人に

は、ワゴンタクシーで送迎するというすごい配慮もしております。町の人からは本当にもっと元気になりたいのだ。寝たきりにならないようにという思いがとても伝わってきました。町では水泳教室なども含めて、いろんな介護予防事業をさらに力を入れていただきたいと思います。

それで、私はこれからが言いたいところなのですが、これにもう少し枠を広げて、健康塾などにも来れないお年寄り、何かできないかなというふうに考えております。

そこで、提案なのですが、いきいきサポーターさんなどの力もかりて、地域の公会堂やお年寄りが集まる場所などで軽い体操と笑う健康法で落語を取り入れて、そういう落語を取り入れたような介護予防はぜひやっていただきたいと提案するところです。長瀬町では、既にそういうことを取り入れて介護予防をやっているようですが、ぜひ検討していただきたいのです。脳の働きを研究している学者が、「笑いは脳をマッサージする」なんてことも言っています。みんなで一緒に笑う。元気になると思います。ぜひとも介護予防の一つとして取り入れてほしいと思います。秩父出身の人を呼ぶということではなくて、もうちょっと落語家にもたくさんいらっしゃいますので、そんなに予算はとらないと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） お答えは求めて、どうなのでしょう。

○3番（常山知子議員） 求めています。ぜひ。

○健康福祉課長（浅見広行） らくらく健康塾をごらんをいただきまして、またそのほかの介護予防事業もちょっとご説明をさせていただきます。

いわゆる高齢者水中ウォーキングであるとか、シルバー人材センターに委託をいたしまして、長生荘へ集まってくれ、あるいは今、常山議員おっしゃられたように、各地区へ出向いて、ふれあい広場ということで行っている内容もございます。そのほかもございますが、今ご質問のありました、ご要望のありました落語を取り入れたもの、これも介護予防事業として長瀬町が既に取り組んでいるのは承知をいたしております。ご質問にありましたように、笑うということは、非常に健康のためにも効果があるということも認識をいたしておりますが、今、来年度の事業そのものが組み立てが既にできておりまして、また来年度以降そういったご要望にもお応えできる部分があるかどうか検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 今の答えは前向きに捉えてよろしいのでしょうか。ぜひ楽しみに待っているお年寄りもいますので、本当だと来年と言わずに、ことしの補正でも組んでいただいて、そういう組み立てをしていただいて、ぜひ取り上げていただきたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） ここでお約束はできませんが、実は既に今やっておる内容も大変先ほどのお話にありましたように、ご要望も多い部分がございます。こちらを削って、そちらとかいうことにはなかなか難しい部分がございますので、もし長生荘で行っている中身の中で、例えば今までやっていたものができなくなったとかという事情でもあれば別ですが、端的に申し上げまして、これを削って落語を取り入れるということは今のところ考えておりません。

○議長（大澤径子議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 了解しました。では、来年度以降、ぜひ前向きに検討してください。よろしくお

願います。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 常山さんの尻馬に乗ってしまって申しわけないのですが、こういうときこそ、こういうことも実は一流の芸術にはなりますので、用途が決まっていないという300万円もあるようですから、それらも活用したらいかがですかねというふうには思いますので、検討をお願いします。それだけです。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。



◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第4、議案第20号 平成25年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

議案の説明は13日に終了しております。

よって、これより本案に対する質疑を行います。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。



◎議案第21号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第5、議案第21号 平成24年度皆野町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第21号 平成24年度皆野町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に追加及び減額の必要が生じたため、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万4,000円を追加し、予算の総額を41億733万円とするもので、地方自治法第218条第1項の規定に基づき、本補正予算を提出いたします。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 大澤康男登壇〕

○総務課長（大澤康男） 議案第21号 平成24年度皆野町一般会計補正予算（第5号）につきまして、内容の説明を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万4,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億733万円とするものでございます。

飛んで6ページをお開きください。第2表、継続費の補正でございます。防災行政無線整備事業について、事業費が確定したため、継続費の総額及び年割額の変更するものでございます。

次の第3表が繰越明許費の補正でございます。年度内に支出が終わらない見込みの事業について、それぞれの経費と、その財源を翌年度に繰り越すものでございます。上段の県営中山間総合整備事業負担金は、国の補正予算執行に伴い、平成24年度事業として追加実施される事業の負担金、下段の町道日野沢71号線道路補修事業は、大字上日野沢、立沢地内の道路補修工事でございます。

次の7ページをお開きください。第4表、地方債の補正でございます。起債の目的である辺地対策事業並びに防災行政無線整備事業について、それぞれの事業費が確定したため、起債の限度額を変更するものでございます。これにより今年度の起債限度額の総額は3億7,770万円となります。

水色の仕切りの次からが歳入歳出補正予算事項別明細書等の予算に関する説明書です。予算に関する説明書3ページをお開きください。歳入からご説明申し上げます。なお、年度末を迎える時期の補正となりますので、多くの費目で収入実績に基づいた補正を行っております。

款1町税、項1町民税、目2法人、節1現年課税分、法人税割は、企業業績が回復基調にあることから597万8,000円の増収を見込んで計上いたしました。

項2固定資産税、目1固定資産税、節1現年課税分、家屋418万1,000円の追加は、新築家屋等が当初の見込みを上回ったため、増額するものでございます。

一番下、項4町たばこ税は、売り渡し本数の増加による追加でございます。

次に、5ページをお開きください。上段の款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節4児童手当国庫負担金は、手当の支給に係る国、県、町等の負担割合が当初の見込みから変更されたことによる減額でございます。

次の6ページをお開きください。款15県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金、節4児童手当県負担金から節7非被用者小学校修了前特例給付県負担金は、先ほど国庫負担金の説明で申し上げました負担割合の変更と科目の整理による補正でございます。

次の7ページをごらんください。項2県補助金、目4労働費県補助金606万2,000円の減額は、緊急雇用創出事業として実施してまいりました防犯灯LED化事業の事業費が確定したことによる減額でございます。

8ページをお開きください。2段目、款16財産収入、項2財産売却収入、目1不動産売却収入538万2,000円は、宅地として貸し付けていた土地の売却による追加でございます。

次の款7寄附金、項1寄附金、目1一般寄附金12万円の追加は、仙台市の伊礼様、武蔵村山市の長島様からふるさと納税としてご寄附いただいたものをありがたく頂戴するものでございます。

次の款18繰入金、項1基金繰入金、目4財政調整基金繰入金は、今回の補正の財源不足額の補填のため繰り入れるものでございます。

9ページをごらんください。一番上、款20諸収入、項5雑入、目1雑入、節3市町村振興協会交付金1,011万4,000円の追加は、サマージャンボ及びオータムジャンボ宝くじに係る交付金額の決定により、追加するものでございます。

同じ目、節5雑入、その他雑入（建設課）484万1,000円及び目3違約金及び延納利息130万7,000円は、後ほど歳出でご説明いたします建設工事の契約解除に係る保証金の収入を追加したものでございます。

下段の款21、町債、項1町債は、先ほど地方債の補正で申し上げましたとおり、事業費の確定による減額でございます。

10ページをお開きください。続いて、歳出についてご説明申し上げます。なお、歳出についても、歳入同様、多くの費目で実績額に基づく補正を行っております。また、各費目に計上しております共済組合負担金の追加は、法改正による基礎年金拠出金の負担金率の変更があったため補正するものでございます。

飛んで16ページをお開きください。一番上から2行目、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節13委託料、電算システム改修委託料126万円の追加は、障害者総合支援法が本年4月から施行されることに伴うシステムの改修経費でございます。同じ目、節20扶助費、重度心身障害者医療費は、支払医療費が増加したことによる追加でございます。同じページの目4国保年金事務費、節19負担金、補助及び交付金、後期高齢者医療療養給付費負担金1,233万3,000円は、平成23年度の実績をもとに計上した当初予算額を上回る医療費の支払いが生じたため追加するものでございます。

一番下、節28繰出金で、次の17ページになりますが、国民健康保険特別会計その他繰出金は、9,300万円の追加です。これは国保会計の財源不足を補填する繰出金です。

次の18ページをお開きください。款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節18備品購入費、ポータブル型蘇生器購入費15万円は、予防接種を実施する際、準備すべきものとされている応急治療用具が老朽化して使用に耐えなくなったため更新するものでございます。

次の19ページをごらんください。中ほど款5労働費、項1労働諸費606万2,000円の減額は、歳入でもご

説明しましたとおり、緊急雇用創出事業として実施してきました防犯灯LED化事業の事業費が確定したことによる減額でございます。

同じページ、下段の款6 農林水産業費、項1 農業費、目3 農業振興費、節19負担金、補助及び交付金、県営中山間総合整備事業負担金は、繰越明許費の補正でもご説明いたしましたが、国の補正予算執行に伴い、平成24年度事業として追加実施される事業の負担金で、大字三沢地内の県道から秩父高原牧場へ通じる牧道の改良事業の負担金でございます。

21ページをお開きください。中ほど款8 土木費、項2 道路橋りょう費、目2 道路維持費、節15工事請負費614万8,000円の追加は、立沢地内の町道の補修工事費でございます。この工事につきましては、当初の工事契約は既に解除しておりますが、施工箇所付近に建物もあり、このまま放置することは危険なため、改めて別の事業者が発注する経費を補正したものでございます。なお、この経費につきましては、年度内に完了する見込みがないため、繰越明許費としたところでございます。また、先ほど歳入でご説明申し上げました建設課の雑入及び違約金は、この契約解除に伴う保証会社からの保証金収入でございます。

同じページ、目3 道路新設改良費、節15工事請負費740万円の減額は、辺地債を起債財源として実施した町道日野沢12号線の道路改良工事の事業費の確定によるものでございます。

22ページをお開きください。一番下、款9 消防費、項1 消防費、目4 災害対策費、節13委託料及び次の23ページになりますが、節15工事請負費の減額は、いずれも防災行政無線整備に係る平成24年度分の事業費が確定したための補正でございます。

30ページから33ページまでが給与費明細書、34ページが継続費に係る調書、35ページが地方債に関する調書となっております。

以上、簡単ではございますが、一般会計補正予算（第5号）の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 6ページの繰越明許費の補正の関係なのですが、県営中山間地総合整備事業負担金の増額補正についてはわかったのですが、こういった理由で繰越明許にするのか、この点ですね。先ほどの一般会計予算の中でも工事の延長等がされたということでもありますので、それらを含めて説明をしていただきたいと思います。

もう一点なのですが、町道日野沢71号線の繰越明許の関係なのですが、21ページの項2 道路橋りょう費、目1 道路維持費で、大変理解しづらいのですが、工事請負費ということで614万8,000円、追加補正になっているというふうに捉えるのですが、実際この繰越明許せざるを得ない理由と、繰越金額が1,400万円ということでもあります。この根拠といいますか、この辺わたりやすく説明をいただけたらというふうに思います。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 12番、内海議員さんのご質問にお答え申し上げます。

まずは、6ページでございます。繰越明許費、これ1,400万円でございます。それでは、この内容についてちょっと整理しながらご説明申し上げます。まず、21ページをごらんください。21ページのところで、8の2の2の15、道路維持費の工事請負費でございますが、まず日野沢71号線、道路補修工事で614万8,000円増額になってございます。ここでちょっと申し上げますと、現在日野沢71号線、先ほど契約解除したというご説明をいたしました。内容的には昨年11月に新建工業株式会社のほうに工事を発注いたしま

したが、新建工業さんのほうが破産をいたしました。その関係ございまして、工事の続行が不能でございます。ことしの2月の終わりに当町のほうでも新建工業さんの状態を把握しまして、いろいろ契約解除のための書類をとったり、その契約解除を進めてまいりました。現在はもう契約解除のほうも全部できまして、当町のほうの工事のほうと新建工業さん、今現在はもう関係ございません。この額のまず増額になっていると。当初の契約が1,372万5,000円でございます。今現在工事を発注しますと、業者のほうが前払金を請求してまいります。この工事につきましても、新建工業さんのほうに522万円前払金を支払ってございます。そうしますと522万円はもう新建工業さんのほうに支払ってございまして、それについても契約解除しまして、要は町のほうには新建工業さんのほうからは戻らないと。そこで、町のほうは前払金または契約保証金について、東日本建設業株式会社と履行保証を取り交わしてございます。ですから、東日本株式会社のほうから前払金等も全て町のほうに返ってまいります。そこで、まず1,307万5,000円から現在支払ってございます前払金522万円を引きますと、町のほうの手持ちの日野沢71号線の工事費は785万2,500円というふうになります。これが今現在町のほうで工事費に充当できる持っている金額でございます。そこで、今後の工事費としまして1,400万円を予定をしてございます。その1,400万円から785万2,500円、これを引きますと614万7,500円となるということで、ここでは614万8,000円増額の要望をしているということでございます。

そうしますと、ではここでお金のほうが614万8,000円多いではないかと。そこで、今度は入のほうをちょっと見てもらいたいと思います。入の9ページでございます。20、項5雑入、5の雑入、そこでその他の雑入で484万1,000円計上してございます。これが日野沢71号線、工事の債務の不履行に係ります前払金の保証金でございます。それと、その下、違約金、これが契約額の1割の契約の保証金でございます。130万7,000円、この両方を足しますと614万8,000円になると。ですから、この増額については全て履行保証の会社のほうから戻ってくるという考えでございます。

おおむねわかりやすく説明したつもりなのでございますが、以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（川田稔久） 12番、内海議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

県営中山間総合整備事業負担金の繰越明許費の内容でございますが、平成24年度の追加分、国の補正対応分としてついた補助に対する負担金でございます。県からは先月2月に負担金等についての通知がございました。予算措置をされた時期から見まして、年度内の執行及び完了が不可能なことから、平成25年度に繰り越すものでございまして、繰り越す事業費の内容につきましては、事業費全体額が3,300万円に係る町の負担割合15%、495万円、事務費、全体額165万円に係る町の負担率25%に係る41万2,500円、合わせまして536万2,500円を25年度に繰り越すものでございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） ありがとうございます。大変よくわかりましたので、ただ、日野沢71号線の関係なのですが、私も今週の月曜日だったと思うのですが、現場に行ってみました。それこそ道路補修と言うより、災害復旧に該当するような大変な状況で、なかなか手がつけられないというか、本当にこの1,400万円の予算で、またどういった形で再入札するのか、この工事を実施するためにどのような方法を考えているのか、この点についてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 内海議員さんのご質問にお答え申し上げます。

この予算を計上するに当たりまして、この段階におきましては、再度入札または特命の工事ということもあったのですが、この段階では1,400万円、再度入札を考えておりました。ただ、現地、おっしゃるとおり、もう大変危険な状況でございまして、一刻も早く工事をやりたいということもございまして、昨年度日野沢の71号線を入札をしてございまして、そのときの指名業者の中で、地元の業者がいいと思うのですが、特命工事で、随契でやりたいというふうに今現在は考えてございます。

○議長（大澤径子議員） よろしいですか。

○12番（内海勝男議員） はい。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 本日の先行する議案の中で、平成25年度予算が成立いたしまして、それで今回今、補正をちょっと審議させていただいている中で、ちょっと絡みで木造住宅耐震診断補助金というのは、今年度、今年度で新設されたとお聞きしたような気がするのですが、その理解でよろしいですね。そうすると、成立した中で50万円の補助金が一応計画されていて、1件当たり5万円だと。だから、これが前年度ももしあれば、またこの。というのは、そういうものをどの程度の人が利用するかなという気持ちでちょっと考えたりする部分があるものですから、確認させてもらって、前年度はないけれども、今年度これを利用できるということで、それに関して昭和56年以前の建物に対する耐震診断だというお話を聞いたと思うのですが、これ現実56年以前の建物を今の耐震基準に当てはめて診断しますと、かなりこれ直しが発生してくるかと思うのですが、それに直しがあらわになったときに対する助成制度というようなものは現在用意される予定があるのでしょうか。

もう一点、太陽光発電のが今度補正のほうの18ページ、一番下で太陽熱温水器設置費補助金が12万円減額が計上されていますけれども、やはり当初計画したのから少し利用がなくての減額と理解いたしますけれども、先ほど新年度予算で完成した家に対して使えと、それで新築は住んだら新築でも完成だよというちょっと言葉のあやまいなところを感じて、これは何としても新築のときにつけたい人もいるわけで、住んだら完成だと言うけれども、住んだときに足場が外れてしまっていると、これはもったいない話で、この辺は私は聡明で柔軟性のある課長さんがいい答弁してくれて、言葉をあのようになんか柔軟に受け取ると解決できる話なのではと思うけれども、今後その辺のところを柔軟性を持って対応していただけるようにしておけば、何ら問題ないかなと、さっきの話で聞いたものですから、その辺のところをちょっとよろしく願いたい。

以上、2点です。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 1番、小杉議員さんのご質問にお答え申し上げます。

補正のページがないので、先ほどの当初の予算の関係だと思いますので……

○1番（小杉修一議員） はい、それは認めているのです。

○建設課長（小宮健一） まず、耐震の件でございしますが……

○1番（小杉修一議員） 実際の工事の補助金が考えられるか。

○建設課長（小宮健一） 町のほうにおきましては、今この耐震診断の補助金のみを考えてございます。それで、埼玉県内の近隣の市町村等の申請の状況でございしますが、年間10件に満たないぐらいの当町と同レ

ベルの町村ですと、年間10件の申請はないというふうな話を聞いてございます。

また、耐震の改修につきましては、町のほうの補助金はございませんが、ちょっと今はっきりは申し上げられないのですが、県等の補助金の補助をする制度があるように聞いてございますので、また詳しくは後でよく調べておきますので。

○1番（小杉修一議員） はい。その線でよろしく願います。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（吉田明夫） 1番、小杉議員さんからのご質問の件についてお答えいたします。

今回の減額ですが、太陽熱温水器設置費補助金でございまして、太陽光発電とは別のものでございます。俗に言いますユニエーターですか、水を上げて、温度を上げてお風呂等に使う、その設置費補助金が利用が少ないため、今回減額補正をしたという形でございます。よろしく願います。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） ちょっと取り違えました。済みません。改めてその先ほどの新築は何か外れたような感じですけども、その辺の柔軟性を期待したいので、その辺の見解をよろしく願います。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（吉田明夫） 新築住宅と言われましても、結局は屋根材の補助という観点になります。それは認められないと。ただ、足場があるからつけてもいいのではないかという形ですが、そのもし足場のある時点で、実際その方が業者なりから引き渡しを受けたという証明でもあれば、既設の住宅と認めまして、そのままつけてもらっても結構です。いずれにしろ、引き渡しを受けたという建築確認等をこちらは確認しますので、その書類をもって新築ではなく、既設住宅という感じを持っていますので、その点ご理解をお願いいたします。よろしく願います。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 大変よくわかりました。課長の柔軟性を何しろぜひ引き継いでいただいて、多くの町民が足場のあるうちに引き渡しを受けて申請できる方向を見出していけたらいいと思います。ありがとうございます。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 10番、林です。幾つかお聞きしたいと思います。

まず、17ページの老人福祉センター費の中の工事請負費、駐車場整備工事費が101万円減額になっているのですが、これの内容についてなのですけども、工事をやらなかったのか、それともやった結果、これだけ節約できたということなのか。工事に一体全体幾らかかったのかということを含めてお答えを願いたいと思います。内容もですけども。

それから、2つあったのですけども、もう一つがちょっと見当たらなくなってしまったので、ついでは何ですけども、温水プールのことはやはり触れておかなければいけないというので触れておきますけれども、一応今回の補正を経た後、3,500万円ということで、もちろん先ほど町長のほうからも答弁聞いていますけれども、数字だけではないと言っても、やはり数字は残ります。み～な公園についても、それからこのプールについても、利用する町民含めて「これだけかかるんだよ」と言うと、びっくりする人が多いのです。ただ、それだけですけども、とりあえず先ほどの駐車場の件、よろしく願います。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 長生荘の工事の関係でございしますが、敷地内のアスファルト舗装工事でございます。あわせて、あそこへ今度今現在も町営バスが入っておりますが、金沢小学校の児童を迎え入れるということもございしますので、バス停といいますか、ひさしのようなものもこの工事の中でつくらせていただきました。それらの工事が693万円でございまして、当初予算794万円計上させていただきましたが、節約をしたといいますか、そういったことにより不用となったものを減額をするものでございます。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） ありがとうございます。要するに駐車場の舗装工事に794万円予算を立てておいたのだけれども、101万円節約ができて693万円でできたということでいいかと思うのですけれども。

それと、済みません。先ほどの関連だったので、すっかりわからなかったのですが、次の20ページの商工費の中の観光費、秩父華厳の滝遊歩道整備工事費なのですが、これも同じように142万5,000円の減額になっているかと思うのですが、この内容と、それから今と同じように、全体でかかった額についてちょっとお聞きしたいと思うのですが。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（川田稔久） 10番、林議員の質問にお答えをいたします。

20ページ、款7商工費、項1商工費、目3観光費の節15工事請負費、秩父華厳の滝遊歩道整備工事、減額の142万5,000円の理由でございしますが、秩父華厳の滝はご存じのとおり、滝つぼまでおりる遊歩道が狭いために、安全対策として当初アンカーを設置し、鎖を張る工法を考えておりました。しかし、この方法でありますと、鎖に頼り過ぎるとかえって危険であるというご指摘を受けたことから、このアンカー工事を見直しまして、既存の山積みの石積みを積み直すことによっての幅員の確保、それから沢側の石積みの目地詰めをコンクリートすることで補強し、なおかつ路肩にリュウノヒゲ等を植栽することによって、路肩を目立たたせ、安全確保を図る対策をとりました。この工事費が49万8,750円かかりましたので、不用額となりました142万5,000円を減額させていただくものです。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 秩父華厳の滝は、町長のお膝元でもあり、大変昨今、観光トイレ等の関係もありまして、訪れる方が多く、非常にある意味でパワースポットなどというようなこともあって、隠れた名所と、隠れていないのですけれども、意外と人気が出てきているところでもあります。また、ご存じのとおり、ジオパークの関連の一つにもなっておりますので、その辺の整備は非常にありがたいことなのですが、やはり利用者、それからそれら周辺の人たちの声を聞いて、安全で利用しやすい施設にしていきたいなということを要望しまして、せっかく予算立てた割には、少なかったというのは悪いことではないのでしょうか、もう少し何か他町を見ますと、氷を使ったいろんなイベントをして、人の、観光客が少ない冬の期間に多くの人を集めていることもありますので、観光協会やらと協力をしながら、二番煎じ、三番煎じでもありますけれども、似たようなことでも、こっちには滝がありますから、自然の。それらを利用してまた一つ観光事業のほうへでもやっていただきたいなと思いますので、それを要望して終わりたいと思うのです。ありがとうございました。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。



◎議案第22号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第6、議案第22号 平成24年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第22号 平成24年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正は、国保税及び国庫支出金の収入見込額、共同事業交付金の交付決定や一般会計からの繰入金並びに保険給付費や共同事業拠出金の交付決定の見込み等による補正でございまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,064万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6,470万5,000円とするため、この案を提出するものでございます。ご審議の上、原案を可決いただけますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 吉田明夫登壇〕

○町民生活課長（吉田明夫） 議案第22号 平成24年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正でございしますが、国保税や国庫支出金の収入見込額、共同事業交付金の交付決定や一般会計からの繰入金並びに保険給付費や共同事業拠出金の決定額を見込み計上したものでございます。

水色の仕切りの後ろが予算の説明書であります。事項別明細になってございますので、これに沿ってご説明申し上げます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。歳入でございしますが、款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税、節1現年課税分669万6,000円の減額、節2滞納繰越分15万1,000円の追加でございます。

目2退職被保険者等国民健康保険税、節1現年課税分49万6,000円、節2滞納繰越分11万7,000円の追加

でございます。

その下の款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金、節1現年分6,789万7,000円の減額、節3後期高齢者支援金423万8,000円の追加で、療養給付費等負担金の変更申請によるものでございます。

目2高額医療費共同事業負担金、節1現年分107万9,000円の減額につきましても、変更申請によるものでございます。

目3特定健康診査等負担金10万3,000円の追加は、交付決定額によるものでございます。

4ページをお願いいたします。款4国庫支出金、項2国庫補助金、目1財政調整交付金、節1財政調整交付金1,255万9,000円の減額、節2後期高齢者支援金、財政調整交付金462万4,000円の追加は、交付金の交付決定による計上でございます。

款5療養給付費等交付金、目1療養給付費等交付金4,022万7,000円の追加は、同じく交付決定による計上でございます。

款6前期高齢者交付金、項1前期高齢者交付金、目1前期高齢者交付金7,717万4,000円の追加は、同じく交付決定による計上でございます。

款7県支出金、項1県負担金、目1高額医療費共同事業負担金107万9,000円の減額は、変更申請によるもので、目2特定健康診査等負担金10万3,000円の追加は、同じく交付決定による計上でございます。

5ページをお願いします。項2県補助金、目2県財政調整交付金1,022万5,000円の追加は、交付決定額による計上です。

次の款8共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金1億4,959万円、目2保険財政共同安定化事業交付金5,630万5,000円をそれぞれ減額するもので、共同事業交付金交付決定によるものでございます。

款10繰入金、目1一般会計繰入金9,238万4,000円の追加で、主な内訳でございますが、保険基盤安定繰入金65万9,000円の減額、その他繰入金が9,300万円の追加でございます。

款12諸収入、項1延滞金・加算金及び過料、目1一般被保険者保険税延滞金28万円の追加でございます。

6ページをお願いいたします。歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費33万6,000円を減額するもので、特に節3職員手当等37万2,000円の減額でございます。

7ページをお願いします。款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者給付費963万1,000円の減額でございます。

目2退職被保険者等療養給付費495万3,000円の追加で、目3一般被保険者療養費84万円、目4退職被保険者等療養費30万8,000円の減額は、本年1月までの支出状況により、額を見込んだものでございます。

その下の項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費1,220万3,000円の減額、目2退職被保険者高額療養費91万3,000円の減額につきましても、本年1月までの支払い支出状況により見込んだ額でございます。

その下の段の款3後期高齢者支援金等、目1後期高齢者支援金85万2,000円の追加は、支援金が確定したものでございます。

8ページをお願いいたします。款5老人保健拠出金、目1老人保健医療費拠出金99万1,000円の減額です。

款6介護納付金、目1介護納付金9万円の減額は、本年1月までの支出状況により見込んだ額でございます。

款 7 共同事業拠出金、目 1 高額医療費拠出金431万4,000円、目 2 保険財政共同安定化事業拠出金618万7,000円のそれぞれの減額は、拠出金及び納付額が決定したことによるものです。

9 ページをお願いいたします。款 8 保健事業費、目 1 特定健診事業費、節 8 報償費24万6,000円の減額は、特定健診結果説明会の実績によるものでございます。

款12予備費3,013万円の減額となっております。

10ページからは給与費明細となっております。

以上、簡単でございますが、議案第22号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。



◎議案第 2 3 号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第 7、議案第23号 平成24年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第23号 平成24年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正は、介護サービス給付費、介護予防サービス給付費、介護予防事業費等の必要見込額の調整による国県支出金などの補正が主なものでございまして、歳入歳出予算の総額に504万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億9,623万8,000円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 議案第23号 平成24年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）につい

て、内容のご説明を申し上げます。

3枚目の水色の仕切りから後ろ、予算の事項別明細書に沿ってご説明申し上げます。

事項別明細書の3ページをお開き願います。まず、歳入でございますが、款1保険料、目1第1号被保険者保険料101万2,000円の追加でございます。これは被保険者の保険料額を見込んだ補正額の計上でございます。

次に、款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金1,702万円の追加は、介護サービス給付費等の動向によります交付予定額による追加でございます。

なお、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金につきましては、年度内に数回サービス給付費の見込みによりまして調整が行われるものでございますが、今回の交付予定額が年度内においては最終的なものとなるものでございます。

次の款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金は603万7,000円を追加するものでございます。

次の款4支払基金交付金、目1介護給付費交付金は869万4,000円の追加でございます。

次に、款5県支出金、目1介護給付費負担金1,627万9,000円の追加も、変更交付決定によるものでございます。

次に、款8繰入金でございますが、補正第2号におきまして、繰入金の追加を行い、6,425万3,000円の繰り入れを予定しておりましたが、サービス給付費の見込みがほぼ確定するため減額をするものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、4ページをお開きください。歳出でございます。歳出の主なものをご説明申し上げます。款2保険給付費をごらん願います。それぞれのサービス給付費の実績を勘案した支出見込みによります補正でございます。項1介護サービス等諸費は、要介護認定を受けている方へのサービス給付費でございます。

目1居宅介護サービス給付費は1,260万3,000円の追加、目5施設介護サービス費930万4,000円の減額が主なものでございます。

次に、項2介護予防サービス等諸費、介護認定の要支援の認定を受けている方へのサービス給付費でございます。

目6介護予防住宅改修費、支出見込みによりまして、110万円の追加計上をするものです。

以上、簡単ですが、議案第23号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第24号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第8、議案第24号 平成24年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第24号 平成24年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正の主なものは、後期高齢者医療保険料と後期高齢者医療広域連合納付金の見込み等による補正でございまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ272万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,908万円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 吉田明夫登壇〕

○町民生活課長（吉田明夫） 議案第24号 平成24年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

水色の仕切りの後ろが予算の説明書でございます事項別明細書となっておりますので、これに沿ってご説明申し上げます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。歳入でございますが、款1 後期高齢者医療保険料、項1 後期高齢者医療保険料、目1 特別徴収保険料354万1,000円の減額でございます。

その下の目2 普通徴収保険料199万7,000円の追加でございまして、いずれも本年2月時点の調定額により見込んだものでございます。

下段の款3 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 事務費繰入金51万2,000円の減額、目2 保険基盤安定繰入金85万6,000円の減額は、県と町の負担額が決定したことによるものでございます。

5ページをお願いいたします。款2 後期高齢者医療広域連合納付金、目1 後期高齢者医療広域連合納付金240万5,000円を減額するものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第24号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時23分

再開 午後 4時24分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎同意第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第9、同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦について同意を求める件を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員としてご活躍をいただいております塩旗國光氏の任期が平成25年9月30日で満了になります。つきましては、新井義虎氏を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦したいので、ご同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより同意第1号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号は同意することに決定をいたしました。



◎同意第2号、同意第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第10、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件及び日程第11、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めるを一括議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 同意第2号及び同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員、山口秀一氏、青木信之氏の任期が本3月15日で満了となります。つきましては、同意第2号では、皆野町大字三沢2674番地3、山口秀一氏を、また同意第3号では、皆野町大字皆野2528番地1、青木信之氏を引き続き固定資産評価審査委員会委員として選任したいというものでございます。

ご同意を賜りますようお願い申し上げて、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより同意第2号、同意第3号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号、同意第3号は同意することに決定しました。



◎日程の追加

○議長（大澤径子議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。この際、発議第1号以下を順次日程に追加し、ご審議いただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号以下を順次日程に追加して審議することに決定いたしました。



◎議員提出議案の報告及び一括上程

○議長（大澤径子議員） 追加日程第1、議員提出議案の報告及び一括上程を行います。

今回提出の議員提出議案は、発議第1号及び発議第2号の2議案です。



◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第2、発議第1号 皆野町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

11番、四方田実議員。

〔11番 四方田 実議員登壇〕

○11番（四方田 実議員） 11番、四方田実です。発議第1号 皆野町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

この改正は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、議会委員会条例の一部を改正する必要が生じたため、この案を提出するものであります。

改正の内容ですが、お手元にご配付してあります発議案の3枚目の新旧対照表が添付してございますので、ごらんいただきたいと思います。右側が現行、左側が改正後でございます。これまで委員会に関しては、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会が条立てされていましたが、委員会に関する規定が簡素化され、委員の選任方法や任期、在任期間等については法律で定められていた事項が、条例に委任されたことに伴い改正するものです。

（委員の選任）、第8条中は、現行の第1項から第4項それぞれを3項ずつ繰り下げて、同条に第1項から第3項の規定を新たに加えるもので、附則といたしましては、公布の日から施行するというものです。

議員各位のご賛同をいただきまして、発議第1号を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由並びに趣旨説明といたします。

議長、発議第2号も一緒に説明しますか。

○議長（大澤径子議員） 一つ一つのこれは。

○11番（四方田 実議員） 1つずつでやりますか。

それでは、以上、よろしくお願いします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 今まで我々が1つの委員会に属させてもらっておりますけれども、このように簡素化というけれども、何かふえているような気がするのですけれども、どのように簡素化されたかなという感じがしまして、我々のだからその感じは変わらないのだと思うのですけれども、わかるでしょうか。

○11番（四方田 実議員） 変わりません。

○1番（小杉修一議員） 了解しました。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決いたします。

発議第1号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。



◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第3、発議第2号 皆野町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

11番、四方田実議員。

〔11番 四方田 実議員登壇〕

○11番（四方田 実議員） 11番、四方田実です。発議第2号 皆野町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

この改正は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、議会会議規則の一部を改正する必要が生じたため、この案を提出するものであります。

改正内容ですが、お手元にご配付してあります発議案の4枚目以降が新旧対照表となっておりますので、ごらんをいただきたいと思います。右側が現行、左側が改正後でございます。

初めに、第17条第1項及び第72条第2項の改正は、地方自治法の一部を改正する条例による条項ずれの整理です。

次に、第14章、公聴会及び第15章、参考人の追加は、現行制度において、議会における公聴会の開催、参考人の招致については、委員会についてのみ規定されていましたが、全ての団体において委員会のみならず、本会議においても公聴会の開催、参考人の招致が行えるようになったものです。

附則といたしまして、公布の日から施行するというものです。

議員各位のご賛同をいただきまして、発議第2号を可決いただきますようお願い申し上げ、提案理由並びに趣旨説明といたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより発議第2号を採決いたします。

発議第2号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。



◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（大澤径子議員） 追加日程第4、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました議会運営委員長の出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員長の申し出のとおり決定いたしました。



◎議決事件の字句及び数字等の整理

○議長（大澤径子議員） ここで字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、そのように処理させていただきます。



◎閉会について

○議長（大澤径子議員） お諮りいたします。

本定例会の会議に付議された事件はすべて終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



◎閉会の宣告

○議長（大澤径子議員）　これで本日の会議を閉じます。

平成25年第1回皆野町議会定例会を閉会します。

閉会　午後　4時38分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年 月 日

議 長 大 澤 径 子

署 名 議 員 林 豊

署 名 議 員 四 方 田 実